

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日  
(第52期) 至 2024年3月31日

M I R A R T Hホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(E03997)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	12
3. 事業等のリスク	22
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	36
5. 経営上の重要な契約等	40
6. 研究開発活動	40
第3 設備の状況	41
1. 設備投資等の概要	41
2. 主要な設備の状況	41
3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4 提出会社の状況	43
1. 株式等の状況	43
(1) 株式の総数等	43
(2) 新株予約権等の状況	44
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	67
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	68
(5) 所有者別状況	68
(6) 大株主の状況	69
(7) 議決権の状況	70
2. 自己株式の取得等の状況	70
3. 配当政策	71
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	72
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	72
(2) 役員の状況	78
(3) 監査の状況	84
(4) 役員の報酬等	87
(5) 株式の保有状況	89
第5 経理の状況	91
1. 連結財務諸表等	92
2. 財務諸表等	141
第6 提出会社の株式事務の概要	155
第7 提出会社の参考情報	156
1. 提出会社の親会社等の情報	156
2. その他の参考情報	156
第二部 提出会社の保証会社等の情報	157

[監査報告書]

[内部統制報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月26日
【事業年度】	第52期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	MIRARTHホールディングス株式会社
【英訳名】	MIRARTH HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループCEO グループCOO 社長執行役員 島田 和一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03) 6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO 常務執行役員 中村 大助
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	(03) 6551-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 グループCFO 常務執行役員 中村 大助
【縦覧に供する場所】	MIRARTHホールディングス株式会社北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	168,493	148,397	162,744	153,472	185,194
経常利益 (百万円)	11,201	9,933	10,258	5,033	12,984
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,361	4,693	6,215	4,584	8,178
包括利益 (百万円)	5,202	5,327	6,293	3,852	8,409
純資産額 (百万円)	51,139	54,632	59,601	65,142	71,669
総資産額 (百万円)	195,448	204,315	223,473	341,669	337,447
1株当たり純資産額 (円)	467.05	498.78	542.04	558.95	596.90
1株当たり当期純利益 (円)	49.45	43.22	57.10	41.90	74.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	49.11	42.94	56.69	41.58	73.72
自己資本比率 (%)	25.9	26.5	26.5	18.0	19.5
自己資本利益率 (%)	10.9	9.0	11.0	7.6	12.9
株価収益率 (倍)	7.1	8.6	5.2	9.0	6.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	47,708	26,330	23,189	△722	36,777
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△32,136	△25,090	△27,871	△46,354	△26,329
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,608	2,654	△1,132	61,531	△15,464
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	34,605	38,500	32,693	47,148	41,884
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	973 (118)	1,061 (118)	1,200 (111)	1,293 (104)	1,377 (110)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第51期において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が第52期に確定しております。この暫定的な会計処理の確定の結果、第51期の関連する主要な経営指標等の金額に変動はありません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	123,908	96,949	88,949	77,364	89,226
経常利益 (百万円)	10,548	8,682	7,738	4,305	8,336
当期純利益 (百万円)	4,667	3,257	5,052	3,659	6,209
資本金 (百万円)	4,819	4,819	4,819	4,819	4,819
発行済株式総数 (株)	121,000,000	121,000,000	121,000,000	121,000,000	121,000,000
純資産額 (百万円)	45,844	47,803	51,447	52,937	56,861
総資産額 (百万円)	150,255	144,796	150,689	154,996	148,678
1株当たり純資産額 (円)	420.64	438.12	469.97	480.08	513.95
1株当たり配当額 (円)	19.00	14.00	18.00	22.00	24.00
(内1株当たり中間配当額)	(6.00)	(4.00)	(4.00)	(4.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 (円)	43.05	30.00	46.42	33.45	56.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	42.75	29.80	46.08	33.19	55.98
自己資本比率 (%)	30.4	32.9	34.0	34.0	38.1
自己資本利益率 (%)	10.5	7.0	10.2	7.0	11.4
株価収益率 (倍)	8.1	12.4	6.4	11.3	9.1
配当性向 (%)	44.1	46.7	38.8	65.8	42.5
従業員数 (人)	334	365	343	9	38
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(9)	(8)	(-)	(1)
株主総利回り (%)	107.0	118.0	101.7	130.8	177.9
(比較指標：配当込みTOPIX)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	525	408	378	404	520
最低株価 (円)	306	290	261	280	370

- (注) 1. 第51期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当2円を含んでおります。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

1972年9月 東京都板橋区大和町に「株式会社宝工務店」を資本金170万円にて設立。  
1973年1月 宅地建物取引業東京都知事(1)第23405号の免許を取得し、不動産業を開始。  
1974年5月 板橋区中板橋に本社移転。  
1975年6月 板橋区中板橋に本社用ビル「第一宝ビル」を購入。  
1975年8月 建設業東京都知事許可(般-50)第37608号を取得。  
1979年6月 第一宝ビルに本社移転。  
1985年9月 貸金業東京都知事(1)第05714号の許可を取得。  
1986年5月 販売、仲介業務拡大のため「株式会社宝住販」を設立。  
1988年4月 不動産管理会社「株式会社宝管理」を設立。  
1989年5月 株式会社宝住販が宅地建物取引業東京都知事免許より建設大臣免許(1)第3900号に変更。  
1994年5月 株式会社宝住販マンション事業部開設。  
1994年6月 自社分譲マンション「レーベンハイム」シリーズを販売開始。  
1996年2月 株式会社宝管理を「株式会社レーベンコミュニティ」に商号変更。  
1999年8月 宅地建物取引業建設大臣免許取得、免許証番号建設大臣(1)第5924号。  
1999年9月 株式会社宝住販を吸収合併。  
2000年10月 商号を株式会社宝工務店から「株式会社タカラレーベン」に変更。  
2001年8月 本社を東京都豊島区に移転。  
2001年11月 JASDAQ市場に上場。  
2001年12月 融資取次事業「株式会社タフコ(現 株式会社レーベンゼストック)」を設立。  
2003年4月 東京証券取引所市場第二部に上場。  
2004年3月 東京証券取引所市場第一部に上場。  
2004年11月 介護事業「株式会社アズパートナーズ」を設立。  
2005年6月 一般建設業許可を特定建設業許可(特-17)第37608号に変更。  
2005年9月 信託受益権販売業登録、関東財務局長(売信)第241号。  
2006年5月 本社を東京都新宿区の新宿住友ビルに移転。  
2009年3月 「株式会社アズパートナーズ」の株式一部売却に伴い、連結子会社から持分法適用関連会社へ異動。  
2009年9月 北関東支店を開設。  
2010年5月 日本初のライツ・イシューによる増資を完了。  
2012年4月 新マンションブランド「LEBEN」「THE LEBEN」発表。  
2012年10月 賃貸管理事業「株式会社宝ハウジング(旧 株式会社タカラプロパティ)」を子会社化。  
2013年2月 メガソーラー事業開始。  
2013年10月 投資運用業「タカラアセットマネジメント株式会社(現 MIRARTHアセットマネジメント株式会社)」を設立。  
2013年11月 「株式会社サンウッド」を持分法適用関連会社化。  
2014年4月 北陸営業所開設。  
2014年6月 不動産流通事業「オアシス株式会社(現 株式会社タカラレーベンリアルネット)」を子会社化。  
2014年10月 「株式会社日興建設(現 株式会社レーベンホームビルド)」を子会社化。  
2015年1月 「株式会社ライブネットホーム(旧 株式会社タカラレーベン東北)」を子会社化、宮城県仙台市に移転。  
「株式会社住宅情報館(現 株式会社タカラレーベン)」を子会社化。  
「株式会社日興プロパティ(現 株式会社レーベントラスト)」を子会社化。  
「タカラレーベン・インフラ投資法人」がインフラファンド市場に第一号上場。  
2016年1月 新マンションブランド「NEBEL」発表。  
2016年6月 大阪支社、札幌営業所開設。  
2017年1月 千代田区丸の内鉄鋼ビルディングに本社移転。  
2017年4月 「PAG不動産投資顧問株式会社(現 MIRARTH不動産投資顧問株式会社)」を子会社化。  
2017年5月 ベトナム・ハノイ市に駐在員事務所開設。  
2018年1月 「タカラレーベン不動産投資法人」が東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場。  
2018年3月 「株式会社日興プロパティ」を「株式会社レーベントラスト」に商号変更。  
2018年7月 「株式会社レーベントラスト」が「株式会社タカラプロパティ」を吸収合併。  
2019年6月 資産運用業「合同会社レーベンファンディング」を設立。  
2019年10月 再生エネルギー業「ACAクリーンエナジー株式会社(現 MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社)」を子会社化。  
2021年2月 名古屋営業所開設。  
2021年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。  
2021年6月 タイ・バンコクに「Takara Leben(Thailand)Co., Ltd.」を設立。  
2022年4月 創業50周年。  
2022年8月 持株会社体制への移行。「MIRARTHホールディングス株式会社」に商号変更。  
2022年9月 「株式会社タカラレーベン西日本」が「株式会社タカラレーベン」に商号変更、「株式会社タカラレーベン東北」を吸収合併。本社を東京都千代田区丸の内に移転。  
2022年10月 連結子会社である合同会社グリーンエネルギーが、タカラレーベン・インフラ投資法人への公開買付を実施。同投資法人を連結子会社へ。  
2022年11月 「タカラレーベン・インフラ投資法人」を株式公開買付により上場廃止。  
2023年2月 再生可能エネルギー事業「MIRARTHグリーンテック株式会社」を設立。  
2023年6月 バイオ燃料化事業「MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.」を設立。  
2023年11月 「タカラPAG不動産投資顧問株式会社」を「MIRARTH不動産投資顧問株式会社」に商号変更。  
2024年3月

### 3【事業の内容】

主要な当社グループは、以下のとおりであります。

当社は、不動産事業、エネルギー事業、アセットマネジメント事業、その他事業という4つのセグメントにて事業活動を行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンは、新築分譲マンション事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンコミュニティは、分譲マンションの総合管理事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンホームビルドは、戸建分譲事業及び建築の請負事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱タカラレーベンリアルネットは、不動産流通事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンゼストックは、リニューアル再販事業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベントラストは、賃貸管理事業を中心に行っております。

連結子会社であるTakara Leben(Thailand)Co.,Ltd.は、不動産に対する投資業を中心に行っております。

連結子会社であるタカラアセットマネジメント㈱は、投資運用業を中心に行っております。

連結子会社であるMIRARTH不動産投資顧問㈱は、投資運用業を中心に行っております。

連結子会社である㈱レーベンクリーンエナジーは、再生可能エネルギー事業を中心に行っております。

- (注) 1. タカラアセットマネジメント㈱は、2024年4月1日付でMIRARTHアセットマネジメント㈱に商号変更しております。
2. タカラPAG不動産投資顧問㈱は、2024年3月29日付で商号をMIRARTH不動産投資顧問㈱に変更しております。
3. ㈱レーベンクリーンエナジーは、2024年4月1日付でMIRARTHエナジーソリューションズ㈱に商号変更しております。

#### (1) 不動産事業

当社グループは、新築分譲マンション事業として、「LEBEN」・「NEBEL」シリーズ等の企画開発及び販売を全国で行っております。また流動化事業として、レジデンスやオフィスビル等の不動産の開発、及びREIT市場等への売却を行っております。その他、リニューアル再販事業、新築戸建分譲事業、賃貸・管理事業、不動産仲介事業等、不動産事業全般を行っております。

#### (2) エネルギー事業

当社グループは、再生可能エネルギーを活用した発電事業を全国で行っております。

#### (3) アセットマネジメント事業

当社グループは、再生可能エネルギーの発電施設やレジデンス、オフィスビル等の不動産に関するアセットマネジメント事業を行っております。

#### (4) その他事業

##### ・建設事業

連結子会社である㈱レーベンホームビルドにおいて、建設事業を行っております。

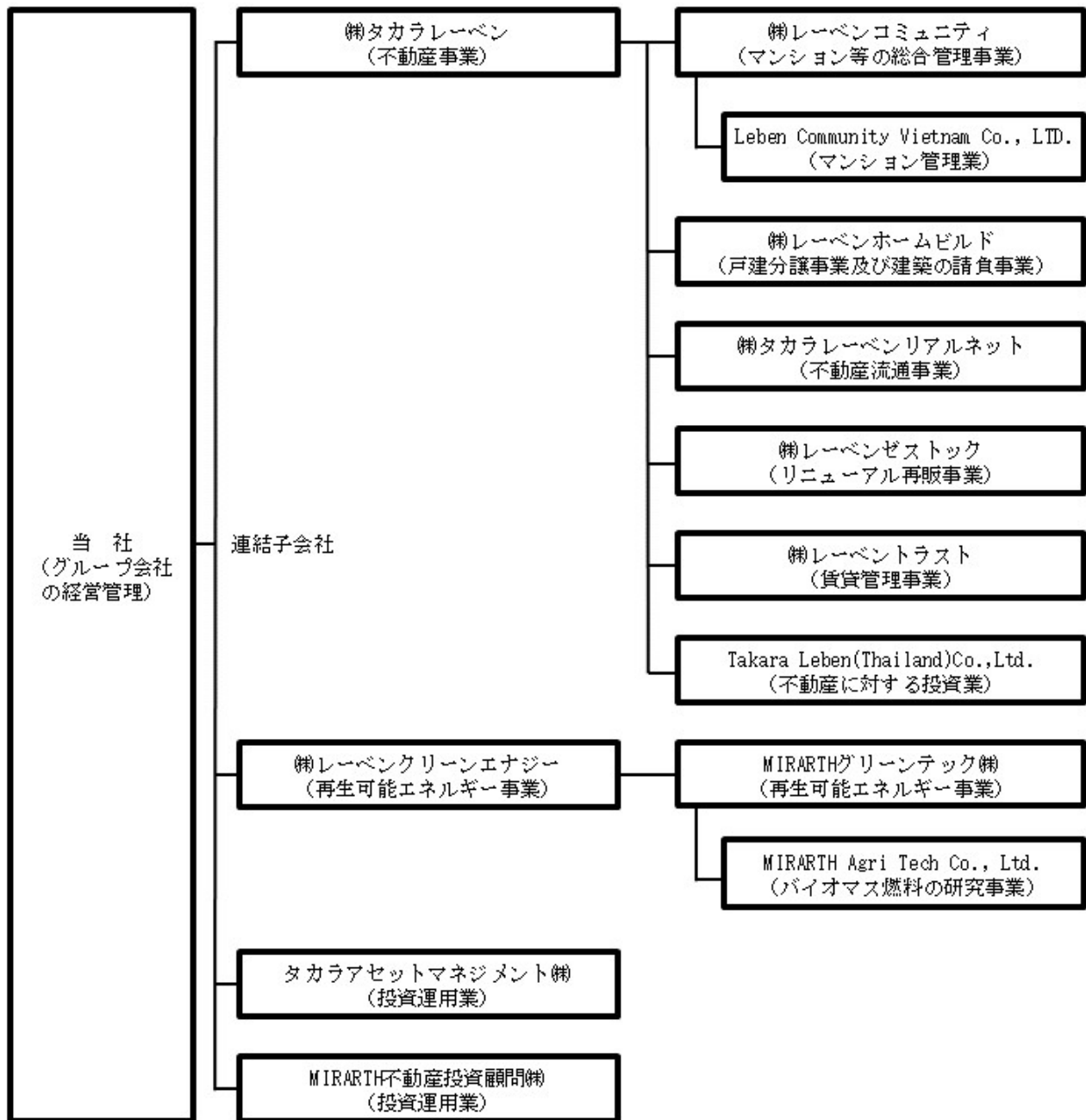
##### ・ホテル事業

当社グループにおいて、ホテル事業を行っております。

##### ・その他の事業

当社グループにおいて、上記以外の事業を行っております。

事業の系統図は、以下のとおりです。





#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)タカラレーベン (注) 1	東京都千代田区	400	不動産事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
(株)レーベンコミュニティ	東京都千代田区	60	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベンホームビルド	神奈川県横浜市	200	不動産事業 その他事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)タカラレーベンリアルネット	東京都中央区	30	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベンゼストック	東京都千代田区	490	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
(株)レーベントラスト	神奈川県横浜市	60	不動産事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
TakaraLeben (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコ ク都	60 百万THB	その他事業	100.0 (100.0)	—
Leben Community Vietnam Co., LTD.	ベトナム国 ハイフォン市	21,218 百万VND	不動産事業	100.0 (100.0)	—
(株)レーベנקリーンエナジー (注) 1、2	東京都新宿区	2,155	エネルギー事業	100.0	資金援助あり
M I R A R T Hグリーンテック(株)	東京都新宿区	50	エネルギー事業	45.0 (45.0)	資金援助あり
MIRARTH Agri Tech Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンペン都	600 千US\$	エネルギー事業	45.0 (45.0)	—
タカラアセットマネジメント(株) (注) 3	東京都千代田区	250	アセットマネジ メント事業	100.0	役員の兼任あり
M I R A R T H不動産投資顧問(株) (注) 4	東京都港区	50	アセットマネジ メント事業	90.0	—
その他14社					
(持分法適用関連会社)					
港合同会社	東京都渋谷区	108	不動産事業	34.0 (34.0)	—
その他4社					

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. (株)レーベנקリーンエナジーは、2024年4月1日付でM I R A R T Hエナジーソリューションズ(株)に商号変更しております。

3. タカラアセットマネジメント(株)は、2024年4月1日付でM I R A R T Hアセットマネジメント(株)に商号変更しております。

4. タカラPAG不動産投資顧問(株)は、2024年3月29日付でM I R A R T H不動産投資顧問(株)に商号変更しております。

5. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	1,377 (110)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	1,377 (110)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。  
 3. 当社の企業集団は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

### (2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38 (1)	38.1	1.4	7,792

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産事業	38 (1)
エネルギー事業	
アセットマネジメント事業	
その他	
合計	38 (1)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
 2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1人当たり1日8時間換算)であります。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 当社は事業の種類毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1.			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
(株)タカラレーベン	10.4	40.9	75.2	75.4	34.1	(注) 3. 労働者の男女の賃金の差異 (注) 4.
(株)レーベンコミュニティ	11.4	25.0	69.0	67.1	72.8	(注) 3. 労働者の男女の賃金の差異 (注) 5.

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 対象期間:令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員:出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

パート・有期社員:有期雇用、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

4. 労働者の男女の賃金の差異についての補足説明

<正社員>

正社員のうち、管理職・非管理職で区分した場合、差異は5～15%程度に縮まる。ただし、女性管理職の割合が10.4%のため女性登用を計画的に推進していく。

<パート・有期社員>

パートタイム社員と有期雇用社員が混在しているため、乖離が発生している。

パートタイム社員と有期雇用社員を区分した場合、有期雇用社員は男性社員のみであり、パートタイム社員は乖離がない。

5. 労働者の男女の賃金の差異についての補足説明

<正社員>

女性管理職の割合が11.4%のため女性登用を計画的に推進していく。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

Our Purpose-存在意義-とOur Values-価値観-を記載します。

Our Purpose：存在意義

サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。

Our Values：価値観

#### 情熱・感動

環境創造に情熱を注ぎ、  
人々と感動を分かちあう。

#### 持続可能

人、自然、社会の共存を目指し、  
サステナブルな世界をつくる。

#### 価値創出

スピード感を持って変革を続け、  
新しい価値を創出する。

#### 多様性・共創

一人ひとりのアイデアを大切に、  
地域社会との共創を進める。

#### 誠実・信頼

誠実な行動で、  
人と社会の安全・安心を約束する。

#### (2) 経営戦略等

##### <戦略概要>

2021年5月に、2025年3月期までを対象とした新中期経営計画を発表し、『ナショナルブランドの確立～空間・都市・再エネ開発のプロフェッショナルとして「全てのステークホルダーから信頼される企業に」～』を長期ビジョンとして策定し、以下7本の柱を中心施策として掲げております。

- ① コア事業のさらなる拡大
- ② グループシナジーの最大化
- ③ 事業ポートフォリオの最適化
- ④ 安定的な財務基盤の確立
- ⑤ DX推進による生産性の向上と新たなサービスの創出
- ⑥ ESGへの積極対応
- ⑦ 人材育成とやりがいのある職場環境の構築

2022年4月1日付にて事業セグメントの変更を行い、従来5つの事業セグメントだったものを、不動産事業・エネルギー事業・アセットマネジメント事業・その他事業の4つに再構成することで、セグメントの採算性及び事業責任の明確化を実現させ、主力の不動産事業だけに依存しない事業展開をより強固に推進していくことといたしました。

また、2023年5月15日付「中期経営計画の修正および中長期エネルギー事業戦略策定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、コア事業である不動産事業の安定的な成長に加えて、第2の柱としてエネルギー事業による中長期的な成長基盤の確立を進めてまいります。

#### <具体的戦略>

##### a) 新築分譲マンション事業

コア事業として全国安定供給体制の再構築を基本方針として、首都圏及び地方中心市街地において、レーバンブランド並びにネベルブランドを展開していきます。首都圏においては、ファミリー・シングル・DINKS層を、地方中心市街地においてはアクティブシニア層をメインターゲットとして、中期的に年間2,200戸の売上を目指してまいります。

##### b) 流動化事業

毎期300～500億円ペースの投資を継続することを基本方針として、賃貸レジデンス及びオフィスビル開発を積極的に推進し、資産ポートフォリオの最適化を図ってまいります。また、タカラレーバン不動産投資法人に資産を売却する場合には、不動産鑑定評価書を取得して合理的な取引価格の範囲について検討を行い、社内での必要な承認を経ております。

##### c) 新築戸建分譲事業

短期回収事業として新築分譲マンション事業の補完的役割を果たすことを基本方針として、エリアマーケティングの強化により、仕入・供給体制を再構築し、短期間での回収サイクル構築の徹底を行ってまいります。

##### d) リニューアル再販事業

安定的なリニューアルビジネスサイクルの確立を基本方針として、近年増加傾向にある中古ニーズに対応すべく、グループ内不動産ネットワークを最大限に活用し、適正在庫の確保を進めてまいります。

##### e) 不動産賃貸事業

ストック事業として安定収益の確保を基本方針として、レジデンス・オフィスを中心としたポートフォリオの構築を図ってまいります。

##### f) 不動産管理事業

ストック事業として安定収益の確保を基本方針として、管理戸数のさらなる積み増しを行い、管理から派生するビジネスを取り込み、収益機会の拡大を目指してまいります。

##### g) 海外事業

国内事業の補完的位置づけとして、東南アジア諸国を当面のターゲットとして、不動産販売事業および派生する管理事業を中心に行ってまいります。

##### h) エネルギー事業

今後の成長事業として、2022年9月28日付にて公表し2022年11月11日付で成立しましたタカラレーバン・インフラ投資法人への公開買付により、発電施設の保有による安定収益確保へと方針を変更いたしました。その結果、2023年5月15日付「中期経営計画の修正および中長期エネルギー事業戦略策定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、本公開買付による親会社株主に帰属する当期純利益の推移といたしましては、一時的な費用発生等の影響はあるものの、2025年3月期以降は安定的に10億円以上の効果が得られることを見込んでおります。

また、合わせて、固定価格買取制度に依存しないPPA（電力販売契約）モデルの構築を図っていくことで、エネルギー事業をグループ成長の新原動力とし、第2の柱として成長させてまいります。

##### i) アセットマネジメント事業

運用受託資産規模の拡大を図り、安定的なフィービジネスとして成長を図ってまいります。

##### j) その他事業

不動産事業、エネルギー事業、アセットマネジメント事業の3本の柱のノウハウを活かし、新領域への挑戦と新たな価値の創造を図ることで、次期独立セグメントとしての確立を目指してまいります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、自己資本比率、LTV、D/Eレシオ及びROEを意識した経営を行っております。2023年5月15日付「中期経営計画の修正および中長期エネルギー事業戦略策定に関するお知らせ」にて、自己資本比率20%以上（2025年3月期末）、LTV65%未満、D/Eレシオ3.0倍未満、ROE13%以上と目標を変更しております。

#### (4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化の進行、地方都市の過疎化、建築費の高騰や金利の先行き不透明さなど、様々な要因により急速な変化の中にあります。これらの変化に柔軟かつ早急に対応し、企業価値の最大化を目指すと共に、パーパスである「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を具現化してまいります。

具体的な当社グループの対処すべき課題を、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ① 不動産市況に対する対応

当社グループのコア事業であります新築分譲マンション事業は、販売価格の高騰、金利動向やマンションの需給バランスなど、様々な外的環境により変化が比較的大きい業態ではありますが、そのような中で、当社は投資用ではなく、安定的な需要がある実需に向けた商品開発・供給に一貫して拘ることで、外部環境に左右されにくい体質の構築を継続して進めております。また、首都圏では人口の流入、地方都市では人口の流出というマーケットが二極化する中で、当社は首都圏においては利便性の高い駅近好立地での供給、地方都市では中心市街地におけるコンパクトシティ化の推進を行い、顧客ニーズに合った商品展開と各都市の活性化に貢献しております。

流動化事業は、新築分譲マンション事業よりも外的環境の影響に左右されやすい傾向がありますが、全体のポートフォリオバランスを意識しながら需要の底堅いレジデンスの開発・取得に注力することで、安全性の向上を図ってまいります。

##### ② ESG対応の積極化

当社グループでは、「脱炭素社会の実現」「サステナブルな街づくり」「Well-beingの向上」「ガバナンスの強化」の4つをサステナビリティ重要テーマに掲げ、それぞれに対応する重要課題を10個特定し、この課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

E：環境については、地球温暖化の影響に伴う気候変動や激甚化する災害への対応として、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの活用など、脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組みが求められております。そのような中、カーボンニュートラル実現に向け、グループ全体の温室効果ガス排出量削減の中長期目標を設定いたしました。当社グループは、マンションのZEH化推進や、かねてより行っている再生可能エネルギー発電所開発のほか、発電事業者と電力の需要家が直接契約を締結するPPA（電力販売契約）モデルを積極的に推進するなど、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。S：社会については新築分譲マンションなどの住まいの供給を通じて地域を活性化し、サステナブルな街づくりを推進してまいります。G：ガバナンスについては指名、報酬、コンプライアンス、リスクマネジメント委員会などの各種委員会の設置や、公益通報窓口の整備、適切な運用等により、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの強化、リスク管理体制の強化および内部統制システムの整備を図り、ガバナンスの強化に取り組んでおります。

##### ③ 財務基盤の強化

当社グループは、事業用地や収益不動産の取得について、原則、金融機関等からの借入金により賄っております。不動産、エネルギー、アセットマネジメントなど事業の拡大により、有利子負債が増加しましたが、資金調達手法の多様化を推進し、財務基盤の強化を図ってまいります。ストックビジネスを強化しEBITDAを拡大するとともに、引き続き財務の安定性を注視しつつ、自己資本比率の向上と、有利子負債比率の低減に努めてまいります。

##### ④ 人材確保及び人材育成

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、必要となる人員が増加してきております。新卒、中途採用を更に積極化させるとともに、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンに取り組むことで優秀な人材確保に努めてまいります。また、強固な組織体制構築のため、階層別研修の実施や適正な評価、報酬制度の構築など、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

##### ⑤ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

近年の急激なデジタル化の流れを受けて従来のサービスのみならず、お客様の利便性や企業価値向上に直結するデジタルソリューションの活用拡大が、競争優位性を維持するために必要と考えております。当社グループでは、市場ニーズに適時応えることができるよう、費用対効果を見極めながら、積極的なITへの投資を行い、デジタル技術に対するリテラシー向上と、イノベーションを実現する思考を持った人材育成を図ることにより、デジタル技術を活用したDXの推進と共にバリューチェーンの革新を進めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### ＜サステナビリティ基本方針＞

MIRARTHホールディングスグループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」をOur Purpose（存在意義）として掲げ、住宅の供給や自然エネルギーの導入など、事業を通じたサステナビリティ活動に取り組むことで社会課題の解決とSDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献し、さまざまなステークホルダーや社会からの信頼を得て、永続的な発展を目指します。

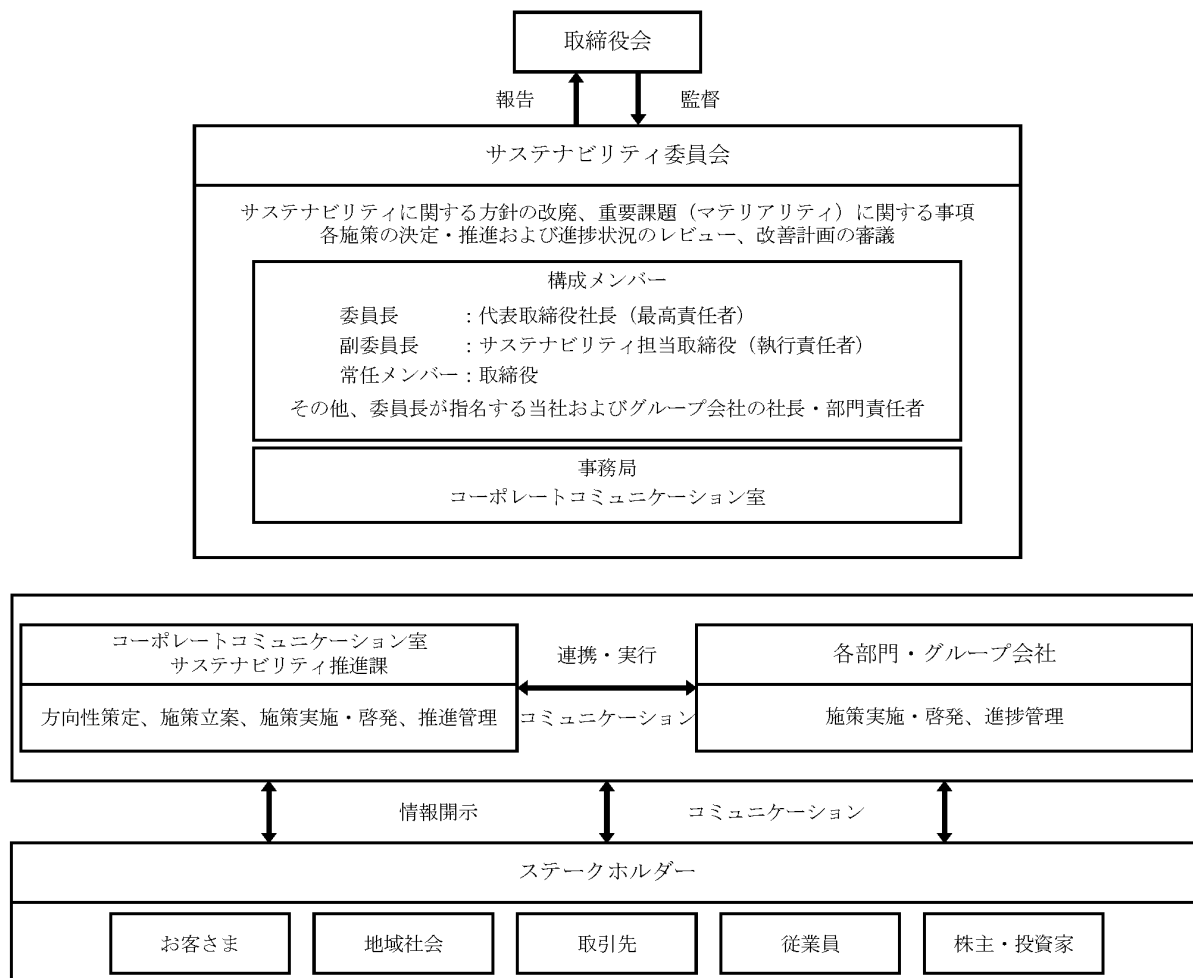
### (1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

#### ＜サステナビリティ推進体制＞

当社グループは、「気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題である」という認識のもと、サステナビリティ推進体制を構築しています。

代表取締役を委員長とし、取締役、グループ会社の社長・部門責任者によって構成される「サステナビリティ委員会」を設置し、ESG戦略の推進及びサステナビリティに関する方針・施策の決定や、重要課題（マテリアリティ）の検討、推進、進捗状況のレビュー、改善計画の審議などを行っています。

当社グループのサステナビリティ推進体制図は、以下のとおりであります。



#### <サステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセス>

当社グループは、持続可能な社会への貢献と企業価値の向上を目的に、以下のプロセスによりマテリアリティ（重要課題）を特定し、対応策を実施しています。当社グループは社会的課題に対し積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に貢献しています。

当社グループにおけるサステナビリティ重要テーマ及びマテリアリティ特定のプロセスは、以下のとおりであります。

##### 1. 社会課題のリスト化

ESG評価機関や市場動向の分析を基に環境、社会、ガバナンス（ESG）の観点で、社会課題を洗い出しました。

##### 2. リスクと機会の特定

各課題におけるMIRARTHホールディングスグループにとってのリスクと機会を明確にしました。この分析を通じて、企業活動の中で直面する可能性のある課題とその機会を識別しました。

##### 3. ステークホルダーの影響の特定

MIRARTHホールディングスグループがこれらの課題にどのように影響を受けるか、またどのように影響を与えるかを評価しました。

##### 4. 重要度の評価

グループ各社の経営層が出席したワークショップでの議論を経て、特に重要な社会課題を選定しました。これらの課題はMIRARTHホールディングスグループの戦略的な意思決定に直結しており、長期的な企業成長に影響を与えます。

##### 5. 施策の検討

重要度の高い課題に対して、リスクを軽減し、機会を拡大するための施策を検討しました。ワークショップを通じて、技術革新や業務プロセスの改善など具体的な行動計画を立案しました。

##### 6. マテリアリティの特定

上記プロセスを踏まえMIRARTHホールディングスグループのマテリアリティを特定し、妥当性を検証しました。

##### 7. KPIの設定

選定されたマテリアリティに基づいて、具体的な成果を測定するためのKPIを設定しました。これにより、施策の効果を定期的に評価し、持続可能な成長を実現しています。なお、マテリアリティ及び目標・KPIの内容はサステナビリティ委員会にて承認された内容を公表しています。



(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

	サステナビリティ重要テーマ	マテリアリティ	
E 環境	脱炭素社会の実現 再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組みます。	・気候変動・脱炭素化への対応 ・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進	
	サステナブルな街づくり 地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	・地域社会の持続的な成長の実現 ・少子高齢化、労働人口減少への対応	
S 社会	Well-beingの向上 心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。	・従業員の健康と安全の確保 ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進 ・人権の尊重、サプライチェーンへの対応	
	G ガ バ ナ ン ス	ガバナンスの強化 健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。	・コーポレート・ガバナンスの強化 ・リスクマネジメントの強化 ・企業倫理、コンプライアンスの徹底

<人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針>

当社グループは、事業領域や事業エリアの拡大に伴い、必要となる人員が増加してきております。新卒、中途採用を更に積極化させるとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) に取り組むことで優秀な人材確保に努めてまいります。また、強固な組織体制構築のため、階層別研修の実施や適正な評価、報酬制度の構築など、人的資本への積極的な投資を引き続き行ってまいります。また、リモートワーク環境の整備や地域限定社員制度の導入など働き方改革を推進することで、従業員の幸福度を高めると共に企業価値を向上させてまいります。

また、従業員一人ひとりが未来に向けた永続的な成長を共に創造する存在であるという考えのもと、人事制度を運用しています。(株)タカラレーベンでは、変化する時代への対応とパーパスに基づき、経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す新人事制度に改定しました。

新制度では、従業員がとるべき具体的な日々の行動指針を定め、等級・職種別に評価項目を設定したほか、適正かつ公平性・透明性の高い評価・処遇の実現に向けて、行動評価については評価会議によって評価基準の目線合わせなどの改定を実施しました。これらの取り組みにより、従業員へのより納得性の高いフィードバック、管理職における評価制度の意義や評価基準の理解促進による評価能力の向上を目指しています。

併せて、昨今の物価上昇や政府方針に基づき約6.3%の賃上げを行い、従業員が安心して就労できる環境構築にも努めております。

<人事制度基本方針>

経営計画達成に必要な人材を安定的に生み出す人事制度

- ・ パーパスに基づき策定したバリューズを軸とした、会社が求める人材像を明確に打ち出し、従業員がキャリアビジョンを描ける仕組みの構築
- ・ 適正な人件費配分による優秀な人材の獲得・定着とモチベーション向上
- ・ 優秀な管理職人材を生み出すための教育と選抜の実施
- ・ 公平性・透明性の高い評価・処遇の実行による従業員の納得感を醸成と成長意欲の向上

また、従業員一人ひとりの成長と組織としての総合力の向上を目指し、以下のとおり、教育研修基本方針を定め、さまざまな研修を実施しています。

<教育研修基本方針>

- ・ ビジョンに基づく育成だけでなく、一社会人としてステークホルダーに対し誇れる人材の育成
- ・ 各従業員が、自己成長感を覚え、キャリアデザインを構築できるプログラムの実施
- ・ 人事評価制度と連動した、階層ごとに必要となる指導育成力、組織管理能力等、組織や仕事のマネジメント能力の向上
- ・ 各業務の遂行に必要な専門知識、技術等、業務処理能力の習得

(3) 指標及び目標

当社グループでは2022年3月期より、サステナビリティ重要テーマ及び特定したマテリアリティ（重要課題）に紐づくKPIを策定し、グループ全体で取り組みを推進しています。

2024年3月期における目標と実績、2025年3月期の目標は下記のとおりです。

<目標と実績（2024年3月期）>

サステナビリティ 重要テーマ	KPI	2024年3月期	
		目標	実績
価値ある ライフスタイルの創造	ライフスタイルに対する新たなサービスの提案	5件	20件
	海外での新築分譲マンション供給	3プロジェクト <sup>*1</sup>	5プロジェクト
	NEBEL供給	3棟	5棟
コミュニティの形成	再開発事業取り組み件数	2件	1件 <sup>*2</sup>
	地域社会への協賛	10件	20件
	取締役会実効性評価の実施		○ <sup>*3</sup>
	コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化		○
	クローバック条項の導入検討		△ <sup>*4</sup>
	腐敗防止の教育・研修の実施		△ <sup>*5</sup>
	人権課題に対する役員・従業員の理解促進		○
	不利益取り扱い発生件数	0件	0件
	アンケートによる内部通報制度の認知率の把握		○
	健康診断受診率	100%	98.9%
	ストレスチェック受診率	100%	92.4%
	有給休暇取得率	70%	73.1%
	障がい者雇用率	2.3%	2.2%
	女性管理職比率	9.5% <sup>*1</sup>	11.5%
	出産・育児休暇の復職率	100%	— <sup>*6</sup>
	1人当たりの研修時間	24時間	42.9時間
営業スタッフアンケート満足度	90%	89.9%	

サステナビリティ 重要テーマ	KPI	2024年3月期	
		目標	実績
高品質で快適な 空間の提供	業務プロセス及び品質基準に関する不適合件数	10件以下	0件
	予防処置に関する共有会の実施	5回以上	—※7
	SQMS®マスター育成	2名以上	—※7
	住宅性能評価書の取得率	100%	100%
	災害度数率、休業度数率 (※対象：従業員)	0%	0%
	休業災害件数 (※対象：従業員)	0件	0件
	安全大会	年1回	1回
	特別パトロール（安全確認）	年4回	3回
	安全衛生研修の実施回数 (※研修対象：従業員)	年2回	3回
	サプライヤー調査の結果	Aランク取得率90%	97.01%
	災害度数率、休業度数率 (※対象：サプライヤー)	1.83%以下	0%
環境・文化の醸成	CO <sub>2</sub> 排出量取得・開示		○※8
	CO <sub>2</sub> 排出削減目標設定		○※8
	省エネ等級（フラット35）の認証率	戸建100%	戸建100%
	文化醸成への協賛	5件	11件
	ZEHマンション認証取得	1棟	1棟
	CASBEE認証の取得	Aランク以上取得1棟	1棟
	再生可能エネルギーによる発電施設の新規稼働発電容量	20MW	43MW
	総発電規模	360MW※1	368MW※1
	資源・水の定量データの取得、削減目標の設定		○
	BCP対策のマニュアル策定		△※9

※1 2025年3月期中期目標として設定。

※2 新規参画件数。その他、建設中・事業推進中の取り組み案件10件（優良建築物等整備事業含む）。

※3 外部のコンサルティング機関による社外取締役を含む全ての取締役・監査役を対象とした匿名のアンケート調査及びインタビューの実施、第三者評価を実施。

※4 報酬委員会にて役員報酬制度の見直しに関する検討を実施、継続検討。

※5 一部コンプライアンス研修にて実施。

※6 該当者なし。

※7 品質組織見直しのため未実施。

※8 対象範囲：Scope1、2及び3。

※9 大地震発生時等緊急時における初動対応マニュアルの策定。

<目標(2025年3月期)>

	サステナビリティ重要テーマ	関連するSDGs	マテリアリティ	KPI	2025年3月期 目標
E 環境	脱炭素社会の実現  再生可能エネルギーの安定供給に取り組むとともに、省エネルギー化を取り入れた環境負荷の少ない開発を目指し、気候変動問題の緩和に取り組めます。	    	・気候変動・脱炭素化への対応  ・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進	CO <sub>2</sub> 排出量削減率 (Scope1, 2及び3)	45% (2022年度比) ※1
				省エネルギー化に寄与する社内の取り組み件数	10件
				リニューアル・リノベーションマンションの積極展開	
				再生可能エネルギーの総発電規模	780MW ※2
				環境性能認証の取得	5棟
				戸建住宅におけるZEH水準の採用率	100% ※3
				新築分譲マンション事業における再エネ活用の推進	
S 社会	サステナブルな街づくり  地域社会の発展と人々の暮らしの豊かさの向上を図り、社会課題やニーズの変化に対応した商品・サービスの提供を通じて持続可能な未来の実現に貢献します。	    	・地域社会の持続的な成長の実現  ・少子高齢化、労働人口減少への対応	海外における住宅供給プロジェクト件数	3プロジェクト
				再開発・建替事業の取り組み件数	10件 ※4
				マンション管理業務に対する満足度調査	5点以上/6点
				業務プロセス及び品質基準に関する不適合件数	10件以下
				1人当たり研修時間	25時間
	DXビジネス検定の取得推進				
	ライフスタイルに対する新たなサービスの提案	10件			
	Well-beingの向上  心身の健康と安全を守るとともに、多様な人材が活躍できる職場風土を醸成し、ステークホルダーとの対話を通じて共創関係を築きます。	     	・従業員の健康と安全の確保  ・ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進  ・人権の尊重、サプライチェーンへの対応	ストレスチェック受診率	100% ※5
				有給休暇取得率	70% ※6
				男性育児休業取得率	85% ※1
				建設現場における特別パトロール (安全確認) の実施	年4回
障がい者雇用率				2.5%	
女性管理職比率				20% ※1	
女性採用比率	30%				
安全大会の実施	年1回				
人権デュー・ディリジェンスの体制構築					
サプライチェーンマネジメントの推進					
G ガバナンス	ガバナンスの強化  健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することで企業の社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。		・コーポレート・ガバナンスの強化  ・リスクマネジメントの強化  ・企業倫理、コンプライアンスの徹底	取締役会の実効性評価の実施	
				クローバック条項の導入検討	
				重要リスクの検証、管理	
				BCPのマニュアル策定	
				コンプライアンス教育の実施	年3回
				全従業員に対するコンプライアンスアンケートの実施	年1回
内部通報制度の認知率	100%				

※1 2030年度までの中期目標として設定。

※2 太陽光換算によるMW数、2030年3月期までの中期目標として設定。

※3 断熱性能等級5級かつ一次エネルギー消費量等級6級を取得した住宅 (再生可能エネルギー水準は除く)。

※4 優良建築物等整備事業含む。

※5 実施企業のみ集計。

※6 年次有給休暇が一斉付与の企業を対象に集計。

<気候変動への対応（TCFD提言への取組）>

・気候変動に対する当社の認識

MIRARTHホールディングスグループ（以下、当社グループ）は、気候変動の進行は科学的事実であると認識し、台風・豪雨の激甚化、熱波や干ばつの頻発、世界的な海面上昇などの気候変動が引き起こす自然災害被害の拡大への対策は必要不可欠なものであると考えます。加えて、気候変動を自然環境と社会構造に大きな変化をもたらす、当社グループの経営とビジネス全体に重大な影響を与える（マテリアルな）課題であると位置づけています。気候変動を緩和するための全世界的な取り組みとして、温室効果ガスの排出削減に向けた枠組みの設定や排出規制の強化など、社会経済の脱炭素化への移行が予期され、不動産事業における開発・運営段階でのGHG排出量の削減や、レジリエンスの強化に対する社会的な要請が高まっていると認識しています。一方で、エネルギー事業においては、再生可能エネルギーの需要拡大が見込まれ、重要な機会として捉えています。

・TCFD賛同表明（及びTCFDコンソーシアムへの参加）

当社及びグループ会社のMIRARTHアセットマネジメント㈱（旧タカラアセットマネジメント㈱）、MIRARTH不動産投資顧問㈱（旧タカラPAG不動産投資顧問㈱）は、気候関連課題に関する情報開示を推進するため、2022年6月に金融安定理事会（FSB）により設立されたTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。

本賛同を起点として、当社グループとしての気候変動が事業に及ぼすリスクと機会についての分析と対応、TCFD提言が推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に沿った情報開示の強化・充実を図っています。



(1) ガバナンス

当社は、気候変動のリスクと機会に対応するため、取締役会による監督とサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築しております。気候変動対応に係る最高責任者を代表取締役社長とし、実務上の責任者である気候変動対応に係る執行責任者は、サステナビリティ担当取締役としています。気候関連課題に係る執行責任者は、サステナビリティ委員会において、気候変動による影響の識別・評価、リスクと機会の管理、適応と緩和に係る取り組みの進捗状況、指標と目標の設定等の気候変動対応に関する事項を、気候関連課題に係る最高責任者に対して、定期的に報告します。サステナビリティ委員会の出席者により、各議題について審議・検討した上で、気候関連課題に係る最高責任者により意思決定を行います。

(2) 戦略

・分析の範囲

今回行ったシナリオ分析においては当社グループの主要事業かつ気候変動の影響が比較的大きいと考えられる不動産事業とエネルギー事業の2事業を対象としました。

・参照した外部シナリオ

TCFDの提言では、2℃以下を含む複数シナリオを踏まえて、自社の戦略のレジリエンスについて説明することを推奨しています。当社では気候関連リスク・機会を考慮するため、当社グループの事業を対象にシナリオ分析を行いました。シナリオ分析の概要は以下のとおりです。シナリオ分析及び当社のリスク・機会の特定・評価に係るプロセスは後述の「リスク管理」に示すとおりです。

出典機関	1.5-2℃シナリオ	4℃シナリオ
IEA（国際エネルギー機関）	NZE2050	STEPS
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）	RCP4.5	RCP8.5

[シナリオ選定理由]

- IEA NZE2050（1.5-2℃シナリオ 移行リスク）  
GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考のできるIEAを選定。
- IPCC RCP4.5（1.5-2℃シナリオ 物理リスク）  
気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。
- IEA STEPS（4℃シナリオ 移行リスク）  
GHG排出のメインはエネルギー消費となるため、参考のできるIEAを選定。
- IPCC RCP8.5（4℃シナリオ 物理リスク）  
気象条件に関する標準的な参照資料とされているIPCCの報告書のうち、物理リスクの分析シナリオに対応するものを選定。

- ・各シナリオにおいて想定される世界像  
各シナリオでは以下のような世界観を想定しています。

1.5-2℃シナリオ（移行リスク大、物理的リスク小）
パリ協定目標の達成に向けて、脱炭素のための社会政策・排出規制が強化され、気候変動への対策が進捗することで、21世紀末の地球の気温上昇を産業革命前と比較して1.5℃-2℃に抑えるシナリオです。政策や投資家、消費者といったあらゆる側面において脱炭素または低炭素を目指す動きが顕著になり、企業の気候変動対応が強く求められ、未対応の場合は競争優位性が低下する等の移行リスクが高まると想定されます。一方で、気候災害の高頻度化・激甚化については一定程度抑えられ、物理的リスクは相対的に低くなると想定されます。
4℃シナリオ（移行リスク小、物理的リスク大）
十分な気候変動緩和対策が実現せず、温室効果ガス排出が増大し続け、21世紀末の地球の気温上昇が産業革命前と比較して4℃上昇するシナリオです。自然災害の激甚化の進行が顕著となり、海面上昇や異常気象が増加するなど、物理的リスクは高まると想定されます。一方、政策や資本市場・消費者において脱炭素に向けた取組みが停滞し、移行リスクは比較的小さく抑えられます。

・リスク、機会の特定及び対応策・戦略

当社は、脱炭素社会の実現に向かうための政策と法規制が強化される1.5℃-2℃シナリオと異常気象の激甚化による気候変動の物理的な影響が生じる4℃シナリオを踏まえて、リスクと機会を特定し、それらの事業への影響を以下のように評価しました。財務的影響については、前述の各シナリオを参照しながら定性的に評価を行いました。また、特定したリスクと機会に対し、当社は以下の取り組みを推進していきます。

[不動産事業]

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略	
				4℃シナリオ	2/1.5℃シナリオ		
移行 リスク	政策と法	炭素税導入による課税の強化	販売価格の上昇により、販売数が減少	短期	小	中	GHG排出に関する目標設定・管理
		省エネ政策による各種規制等の強化	規制対応のための開発コストの増加	中期	大	大	サプライヤーとの協業による省エネ性能の向上・販売戦略の強化
	技術	再エネ・省エネ技術の進化・普及	新技術の開発や導入の費用が増加	中期	中	大	新技術やサービスに関する情報収集を行い、適宜新技術の開発や導入を実施
		低排出技術移行に伴う対応の増加	新たな施策や導入に関する費用の増加	中期	小	小	専門人材の確保、組織・社内制度の構築
	市場	脱炭素ニーズ拡大を背景とした関連サプライヤーによるサービス価格の上昇	ZEB/ZEH等の環境性能の高い物件開発や建築、改修/修繕コストの増加	中期	中	中	サプライヤーとの協業による価格の安定化
	評判	風水害に強い立地の希少性が高まり、好立地の用地取得における競争激化	事業機会の損失による売上の減少	長期	大	大	立地選定および同業他社との連携強化
気候変動に対応していない商品やブランド価値の低下		ブランド価値低下による物件販売価格及び賃料の低下に伴う売上減少	中期	小	中	新規開発案件に省エネ基準を設定、既存物件への省エネ基準の設備導入を検討	
物理 リスク	急性	風水害による建設中の物件の損傷、工期の長期化	建設関連費用の増加	短期	大	中	風水害に強い工法の採用、工事保険への加入
	慢性	気温上昇による建設現場の生産性低下	建設期間の長期化に伴うコスト増加	中期	中	中	建設現場における労働安全配慮の管理を徹底
機会	資源の効率	再エネの利用促進	外部調達する光熱費の削減	中期	小	小	オンサイト・オフサイトPPAの導入
	製品及びサービス	低排出設備・ZEB/ZEHマンションの需要増	売上の増加	中期	小	中	低排出な設備や再エネ電力の導入を推進
	市場	公的支援スキームの活用	キャッシュアウトの削減	中期	中	中	市街地再開発事業等による事業拡大
		住替え機会の創出	売上の増加	中期	中	小	ZEH/防災マンションの開発・推進
	気候変動に対応した市場参加者の評価向上	企業価値の向上による調達機会、調達額の増加	中期	中	中	気候関連情報開示の充実	

[エネルギー事業]

分類	主なリスクと機会	当社の財務的な影響	期間	財務的インパクト		対応策・戦略	
				4℃シナリオ	2/1.5℃シナリオ		
移行リスク	政策と法	環境アセスの厳格化や各種規制の強化	開発期間の長期化によるコスト増加	短期	小	中	各種規制に沿った事業の推進
	技術	再エネ・省エネ技術の進化・普及	新技術導入のための費用増加	中期	小	小	新技術に関する情報収集の強化、発電設備の計画的導入
	市場	省エネ競争激化による用地確保の難易度上昇	新規開発の停滞に伴う収益機会の縮小	短期	中	大	系統接続の可能な事業エリアの選定
	評判	ブランド価値の低下	顧客の減少及び資本へのアクセス制限等による収益の縮小	短期	小	小	気候変動においても堅実な対応をとることによりブランドイメージを維持
物理リスク	急性	自然災害による稼働中の発電設備の損傷	売電量の低下による売上減少、修繕費等のコスト増加	短期	大	大	レジリエントな設計思想の導入、ハザードマップ活用によるリスク把握、利益保険の付保、修繕費用の積み立て
	慢性	異常気象の恒常化による稼働中設備の故障率増加	修繕費の増加	長期	中	中	気候変動に対応した設計思想の導入・製品基準の選定
機会	政策と法	再エネ普及の拡大・促進する法制度の整備	開発の速度と量に好影響	中期	小	大	資産拡大に向けた資金確保と人員補強
	資源の効率	再エネの自社利用	外部調達する光熱費の削減	短期	小	小	開発用地の選定と資金確保
	製品及びサービス	気候変動対応の技術・製品開発	安価な技術開発による設備投資費用等の減少	中期	小	中	新技術に関する情報収集の強化、発電設備の計画的導入
		O&M事業の拡大	O&M売上の増加	中期	小	中	O&M事業の拡大に向けた設備投資と技術者の確保
	市場	再エネ需要の拡大	新規開発・事業拡大による収益機会の増加	中期	小	大	市場調査及び新たなビジネスモデルの構築
		再エネ投資の拡大	不動産事業との売上・収益シナジーの創出	短期	小	中	再エネ・不動産への知見がある人材によるPJチームの組成
	グリーンファイナンスの活用	企業価値向上による株価上昇、金融コストの削減	短期	中	中	グリーンファイナンスに関する人材確保	

(3) リスク管理

当社が気候変動関連のリスクを管理するプロセスは以下のとおりです。

①リスクと機会を特定、評価するプロセス

気候関連課題に関する重要なリスクと機会については、サステナビリティ委員会において議論され、気候変動対応に係る執行責任者は、年に1度、気候関連のリスクと機会の特定及び評価のために、社内の担当者を招集し、関連リスク・機会の洗い出しを行います。

②リスク管理するプロセス及び全社的なリスク管理プログラムへの統合

気候関連課題に係る最高責任者は、サステナビリティ委員会において特定、評価された事業・財務計画上重要な気候関連リスクについて、管理担当者または部署を指定し、その対策立案を指示します。

また、リスクの軽減管理または機会の実現に向けた取り組みに当たっては、可能な場合、関連するKPI（重要指標）を定義し、モニタリング及び目標設定を行うことを試みるものとします。

気候変動対応に係る執行責任者は、各取り組みの進捗、KPIについて、年に1度以上その状況を取りまとめ、サステナビリティ委員会に報告します。

また、気候変動対応に係る最高責任者は、事業・財務計画上重要な気候関連リスクを、既存の全社リスク管理プログラムにおいても可能な範囲で考慮するよう指示し、リスク特定・評価・管理プロセスの統合を図ります。

(4) 指標と目標

当社はリスクと機会を管理、モニタリングするために重要な指標（KPI）と目標を設定しています。設定した指標と目標は以下のとおりです。

## ①温室効果ガスの排出量

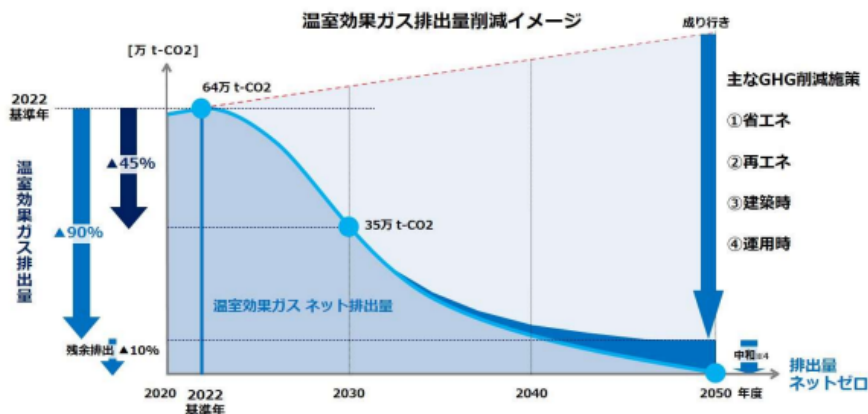
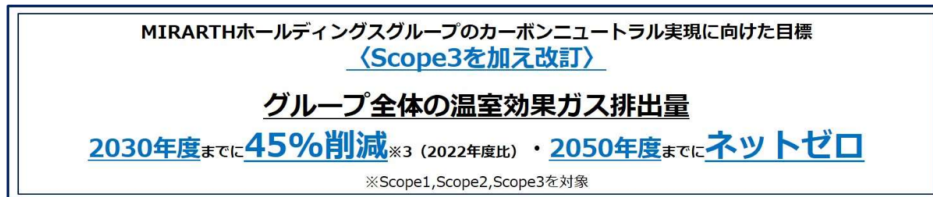
目標：MIRARTHホールディングスグループの事業活動に伴う温室効果ガス排出量（Scope1、2及び3）について2050年度までにネットゼロとする。

2022年を基準年とし、中間目標として「2030年度までに45%削減（総量ベース）」、長期目標として、「2050年度までにネットゼロ（総量ベース）」とする。

2023年3月に設定した、温室効果ガス排出量削減における中長期目標を、新たにScope3を追加してSBTi（Science Based Targets initiative）の「ネットゼロ基準」<sup>※1</sup>に対応した温室効果ガス排出量削減目標に改訂しました。

- ・2023年3月28日公表：2030年までに50%削減（2020年度比）、2050年までにネットゼロ ※Scope1・2を対象
- ・2024年3月29日公表：2030年までに45%削減（2022年度比）、2050年までにネットゼロ ※新たにScope3を追加して改訂

※1 SBTイニシアチブより2021年10月に公表された、産業革命前の水準から地球の気温上昇を1.5℃以内に抑え、2050年までのネットゼロを達成する目標を設定するための、標準化された基準。



- ※2 Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（都市ガス等燃料の燃焼）。  
Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。  
Scope3：Scope1,2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）。
- ※3 Scope1,Scope2 は2030年度までに70%削減。
- ※4 バリューチェーンの外で森林由来吸収や炭素除去技術等を活用して残余排出量を中和化。

## ②再生可能エネルギーの総発電規模

目標：2030年3月期までに新たに420MWを積み上げ、総発電規模を780MWとする。

※太陽光換算によるMW数

当社グループは、エネルギー事業において、脱炭素社会への移行は再生可能エネルギーの需要拡大が見込まれる重要な「機会」と捉えています。再生可能エネルギーの総発電規模を、2030年3月期までに420MW積み上げ、780MWとすることを目標としています。太陽光のほか、風力、バイオマス発電の開発を推進し、再生可能エネルギーの安定的な電力供給体制の構築を目指すとともに、発電所の運営・保守・管理の強化を図ることで、エネルギー事業の拡大に取り組みます。

なお、各種パフォーマンス指標の実績はサステナビリティサイト上で順次開示予定です。

<https://mirarth.co.jp/sustainability/environment/data/>



### 3 【事業等のリスク】

#### 1. リスクマネジメント基本方針

MIRARTHホールディングスグループは、お客さま・パートナー・役員・従業員及びその家族の安全の確保及び社会的責任の遂行、地球環境との調和、永続的な事業の継続、企業価値の向上をリスクマネジメントの基本方針とし、各リスクの抽出・管理を行っています。

また、推進体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体においてリスクマネジメントの徹底を図っています。

#### 2. リスクマネジメント体制

##### (1) リスクマネジメント委員会について

当社ではグループの安定的かつ持続可能な成長を支えるために、グループ全体のリスクを統括するリスクマネジメント委員会を定期的に開催することで、積極的かつ戦略的なリスク管理を実践しております。

##### ① 開催頻度

リスクマネジメント委員会は年4回の定例会議に加え、業界や市場の変化等に対応するため必要に応じて開催しております。これにより、リスクに対する迅速な意思決定と適切な対応が確保されております。

##### ② 委員構成

リスクマネジメント委員会には、代表取締役やグループCFO、グループCROをはじめ、社外役員を含む全ての取締役及び監査役がメンバーとなっており、リスクマネジメントが経営戦略の立案と実行に深く関係する体制となっております。また、内部監査室や法務部門の責任者も加わることで、包括的なリスク管理の視点から検討と意思決定を行っています。

##### ③ 議事内容:

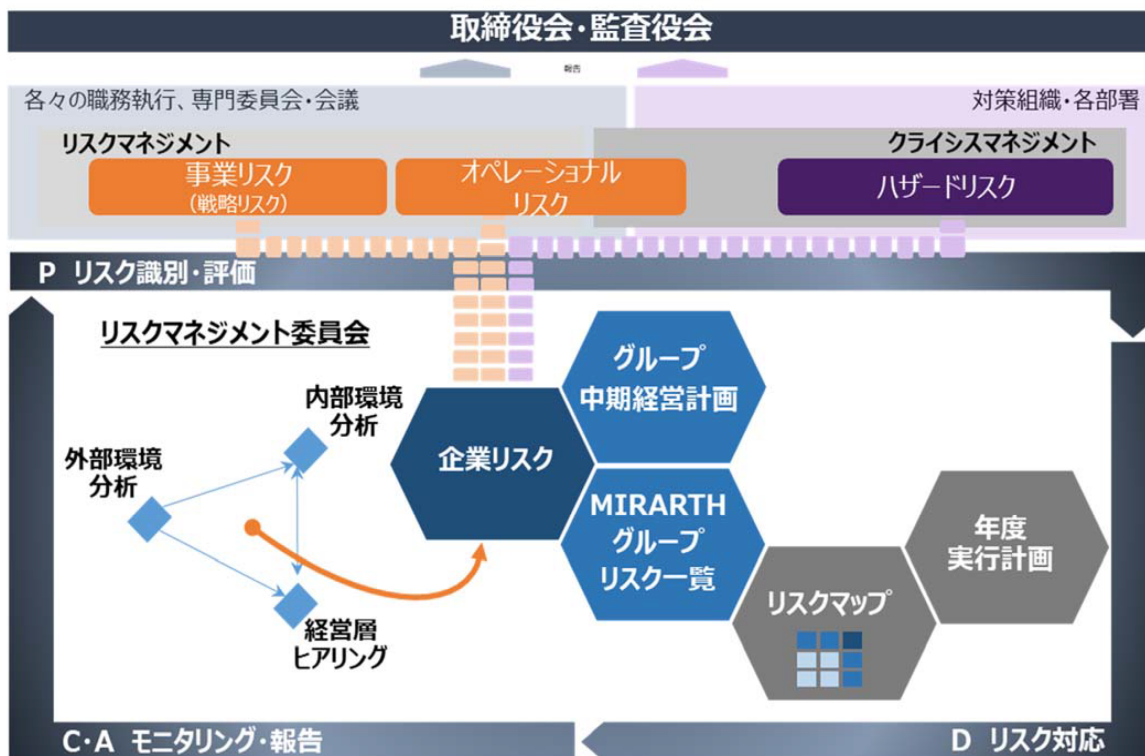
リスクマネジメント委員会の議事は多岐にわたりますが、主に以下の項目に焦点を当てています。

- ・リスクマネジメント委員会にて、「リスクマップ」としてあげられたリスク項目の対応状況
- ・上記以外のリスク項目について、対応方針の変更や見直し等のリスク対応状況
- ・新たなリスクについて、重要度や対応優先度についての協議、決定
- ・企業戦略とリスクポートフォリオの整合性の確認
- ・今後のリスクマネジメント運営方針の協議、決定

3. リスクマネジメントプロセス

当社グループのリスクマネジメントプロセスは以下のとおりです。

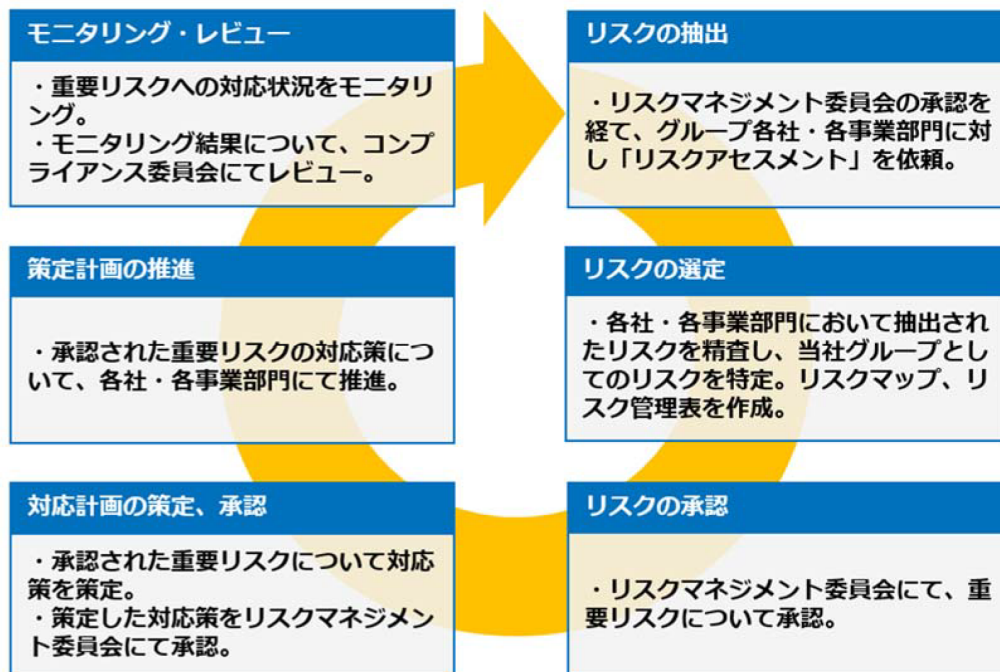
[概念図]



(1) リスクの特定

リスクマネジメントにおいては、世の中にある無数のリスクの中から、当社が対処すべきリスクの特定と、その優先順位付けが欠かせない要素となっております。当社グループでは以下フローに従い、リスクの特定と優先順位付けを行いました。

[リスク特定のフロー図]



① グループ各社におけるリスクの洗い出し

グループ各社に対し「事業戦略リスク」「オペレーショナルリスク」「ハザードリスク」について網羅的に洗い出し、その「影響度」と「発生頻度」等を評価し定量的なスコアリングを行い、この評価に基づいて優先順位を付けます。高い影響度と頻度を持つリスクは、優先的に対応を検討します。

また、あわせてそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案についても一次的な検討を行います。

② リスクの抽出

①にて提出されたリスクについて、提出されたリスクを横断的に俯瞰・比較し、47項目を抽出しました。

抽出に際しては内外の環境分析や経営層のヒアリングを行い、優先度はもとより、当社グループの中期経営計画や、置かれている環境等を考慮いたしました。また、一次的な検討を行ったそれぞれのリスクの現況やリスクシナリオ、機会や対応案について、記載レベルの平準化、統一化を行い確定させました。

③ リスクの特定（リスクマップ掲載事項）

②にて抽出された47の重要リスクについて、コンプライアンス委員会の委員それぞれから、リスクマップに掲載すべき事項、及び最優先事項について個別に意見を聞き、リスクマネジメント委員会での協議を経て、リスクマップに掲載すべき16項目を抽出しました。

④ 最重要リスクの特定

③にて抽出されたリスクマップ掲載事項となる16のリスク項目から、当社グループが最優先で対応し、ウオッチすべき最も重要なリスクを6項目特定しました。

(2) リスクの評価

リスクの評価方法は、各社各事業部門にて洗い出されたリスクについて、「影響度」と「発生頻度／発生可能性」を掛け合わせてスコアリングを行い、評価しました。

① 「影響度」について

人的な被害や、金銭的な損害、売上・利益の棄損、信用、監督官庁等からの処分・指導の5つの定義に基づき、それぞれの影響の大きさを「大・中・小」の3段階で評価しております。

② 「発生頻度・発生可能性」の評価について

「発生頻度」は当該リスクがどの程度の頻度で発生する可能性があるか、また「発生可能性」については、当該リスクの発生確率を当社所定の基準に従い「高・中・低」の3段階で評価しております。なお、リスクの項目により「頻度」あるいは「可能性」で評価することとしております。

なお、判断基準は次のとおりです。

リスク分析の判断基準

影響度		定義					
等級	表記	人	金銭	売上/利益		信用	処分・指導
3	大	顧客や従業員、ステークホルダーに死傷者が発生するもの	1億円以上の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、10%以上の下方修正させる要因となるもの。	・営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを、30%以上の下方修正させる要因となるもの。	・年単位の長期にわたり売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの良好な関係が破綻する。	監督官庁等から、免許停止処分以上の処分を受けるもの。
2	中	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が相当程度およびぶもの。	1,000万円以上、1億円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%以上10%未満の下方修正させる要因となるもの。	・営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%以上30%未満の下方修正させる要因となるもの。	・数か月に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーとの間で一時的に良好な関係が停止する	監督官庁等から、免許業上その他、法令や規約に基づく処分を受ける（処分内容が外部に開示される。）
1	小	顧客や従業員、ステークホルダーに身体的・精神的な影響が軽微ながらおよびぶもの。	1,000万円未満の財政的損失	売上高の目標（あるいは想定）を、5%未満の下方修正させる要因となるもの。	・営業利益、経常利益、当期純利益の目標（あるいは想定）のいずれかを10%未満の下方修正させる要因となるもの。	・一時的に売り上げや利益に影響を及ぼす。 ・ステークホルダーが当社に対し、不快な印象を持つ。	監督官庁等から、口頭注意、指摘を受ける（外部には開示されない）。

発生可能性（頻度）			発生可能性（確率）		
等級	表記	内容	等級	表記	内容
3	高	1年に1度以上の頻度	3	高	80%以上の確率で発生
2	中	数年に1度の頻度	2	中	20%以上80%未満の確率で発生
1	低	10年に1度の頻度	1	低	20%未満の確率

③ 「リスク」について

抽出された各リスクについて、関係する各社各部門がその現況をどのように理解し認識しているかについて、また当該リスクが顕在化した時に各社各部門において、どのようなことが想定されるのかを取りまとめております。

これらにより、漠然としたリスクを具体化し、リスク対応のイメージをより明確とさせています。

④ 「機会」について

当該リスクを「機会」と捉えたときに、どのようなシナリオが想定されるかを具体的にイメージさせ、リスクテイクしていく際の検討資料とします。

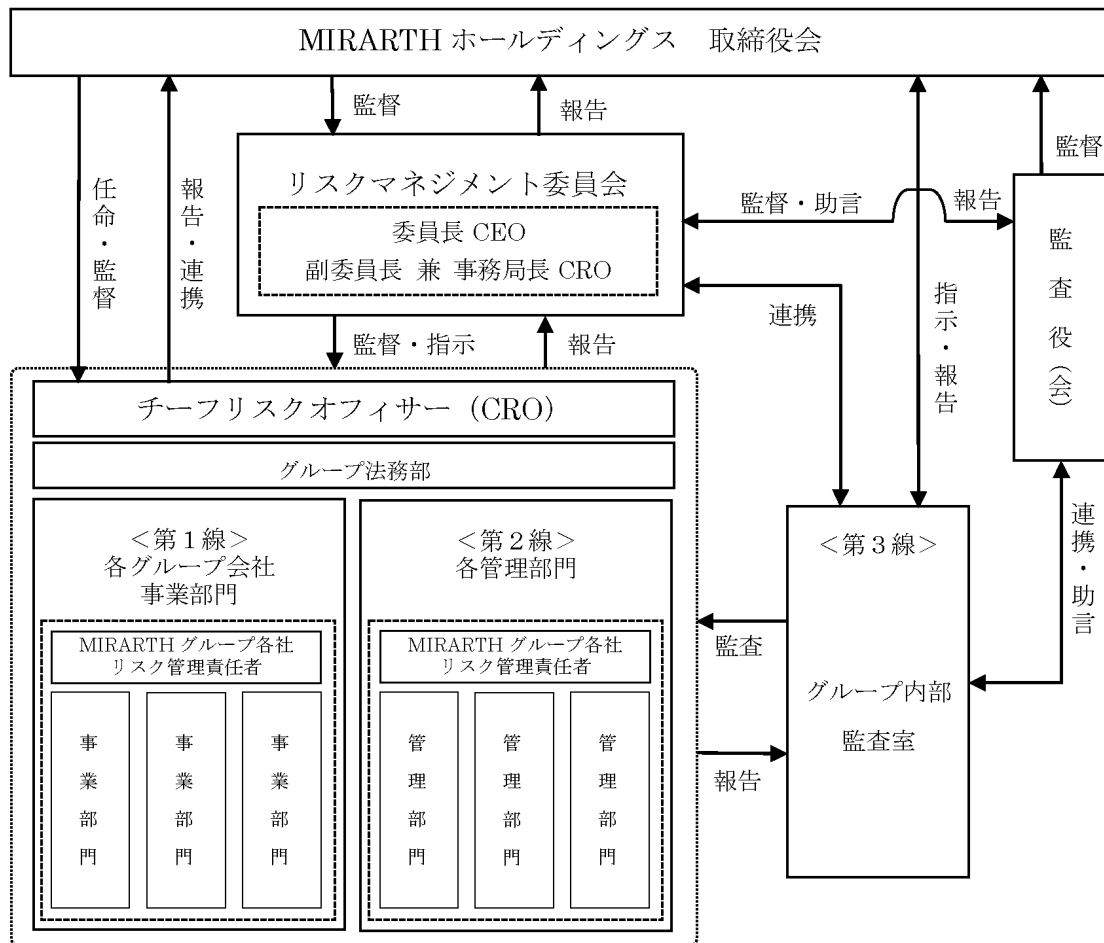
(3) リスクの対応

特定されたリスクに対する適切な対策や対処策を策定します。対処策にはリスクの軽減、回避、転嫁、受容などが含まれます。リスクが許容範囲内に収まるようにすべく、アクションレベルで具体的に記載します。

(4) リスクのモニタリングと報告

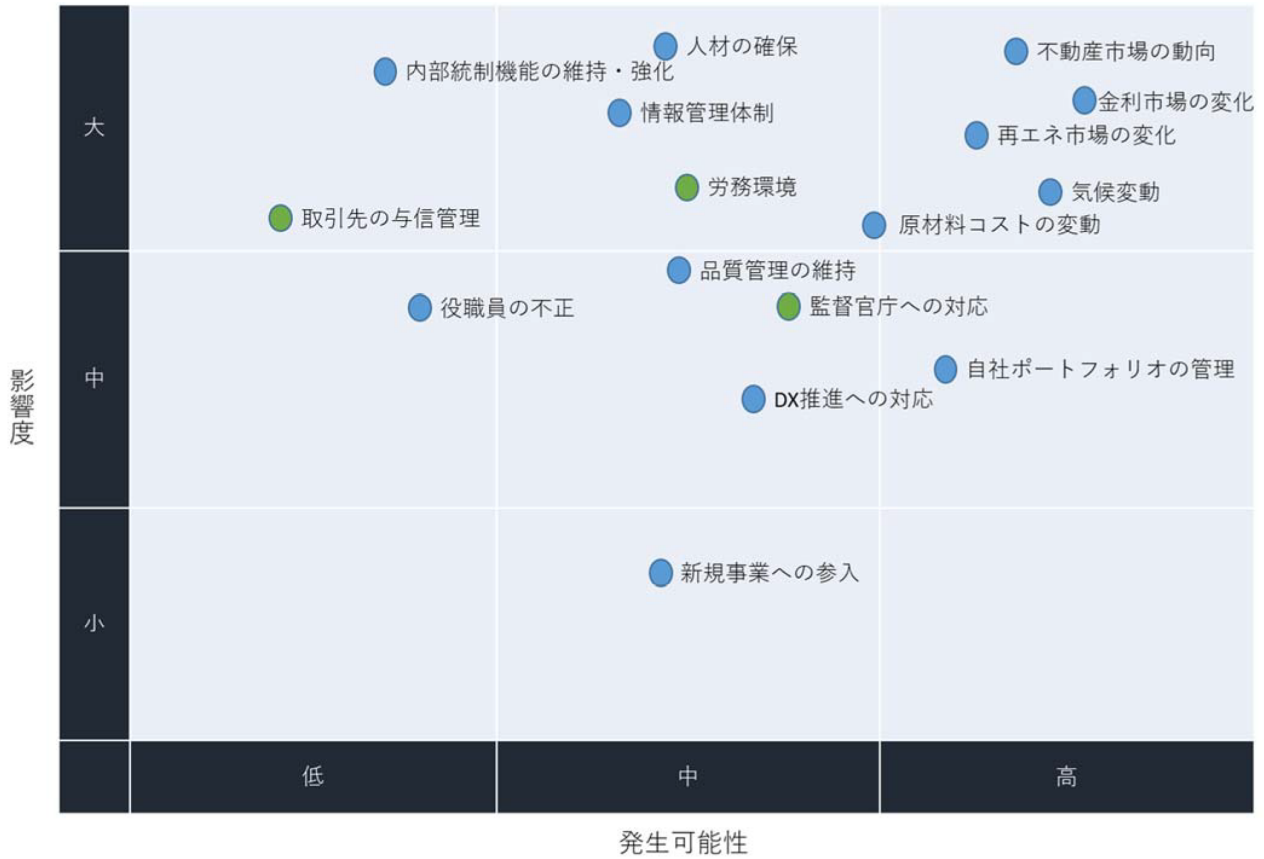
抽出されたリスク項目の内、リスクマップに掲載した16のリスク項目については、4半期に一度の頻度で開催されるリスクマネジメント委員会において、それぞれのリスクの状況をモニタリングし、必要に応じて戦略やプロセスの修正を行ってまいります。なお、最優先リスクとして特定された6項目につきましては、これらとは別により詳細に現況とリスクシナリオ、機会、リスク対応についての効果を確認することで、リスクの変動を追跡し、報告を行うとともに、必要に応じた修正や調整をより詳細に行います。

[体制図及び運用フロー]



4. 当社グループの具体的なリスクについて

(1) リスクマップ



● 事業戦略リスク    ● オペレーショナルリスク

(2) 重要リスク一覧

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
1	不動産市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済政策の方針変更 (法規制、法令解釈や運用方針の変更)</li> <li>・ライフスタイルの変化 (DINKs、共働き世帯の増加、高齢者のマンションへの住み替え、テレワークの進展)</li> <li>・住宅ニーズの多様化</li> <li>・政治情勢、景気動向の変化</li> <li>・人口動態の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品・サービスによる需要創出、成長機会の獲得</li> <li>・減税政策の要件緩和</li> <li>・用地・物件取得機会の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集活動の強化</li> <li>・購買層のニーズ反映</li> <li>・多様な商品の提供</li> <li>・多様な資金調達手法の取り組み強化</li> <li>・継続的なパフォーマンスのモニタリング、対策の実行</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
2	自社ポートフォリオの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の採算変化</li> <li>・事業の継続、撤退の判断時期</li> <li>・仕入や投資と期間回収の不均衡の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社グループ利益体質の最適化、安定化</li> <li>・予算精度向上による対外的信用の獲得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内システム等の活用による、事業部ごと、PJごとの損益、採算性の可視化の推進</li> <li>・ポートフォリオ会議等を行い、過度な仕入・投資の抑制</li> </ul>	コーポレート・ガバナンスの強化

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
3	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の定着や流出</li> <li>・業務品質、競争力の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の生産性、品質及び、競争力の向上</li> <li>・新しいアイデアやイノベーションの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力のある待遇や福利厚生の提供</li> <li>・教育プログラムやトレーニングの充実化</li> <li>・多様な人材を受け入れる文化の醸成と、包括的な職場環境の提供</li> <li>・人事制度の適切な評価と運用</li> <li>・lon1</li> <li>・DXの導入推進</li> </ul>	少子高齢化、労働人口減少への対応
4	金利市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利動向</li> <li>・資金繰り</li> <li>・住宅ローン金利の動向による顧客購入マインドの変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の運用（株式・債権・出資）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利の活用検討</li> <li>・LTVの適切な管理（LTV65%以内）</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現
5	気候変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害などの発生リスクの増加</li> <li>・環境配慮型商品の提供に伴うコスト増加</li> <li>・気候変動対策への取組み遅延による投資家からの低評価による株価への影響</li> <li>・温室効果ガスの使用・排出規制や省エネルギー規制の強化</li> <li>・法規制強化による建築基準の厳格化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題への関心の高まりによる再生可能エネルギー市場の活性化</li> <li>・環境配慮型商品や、災害に強い商品、建物に対する需要の高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電所の開発</li> <li>・二酸化炭素排出量の削減</li> <li>・シナリオ分析</li> <li>・外部評価機関の基準に沿った社内体制の構築</li> <li>・グリーン認証の取得</li> <li>・建物や施設の耐震化の推進</li> <li>・BCP体制の構築</li> </ul>	気候変動・脱炭素化への対応・再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
6	内部統制機能の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為、誤報告、情報漏洩、等の発生</li> <li>・損失の発生、信頼性への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務プロセスの改善による組織全体のパフォーマンス向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの早期発見による適切な管理</li> <li>・リスク評価と監査の実施</li> <li>・トレーニングと教育の提供</li> </ul>	リスクマネジメントの強化
7	原材料コストの変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益率の変動による業績への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減の機会</li> <li>・新たな供給源の開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組むべきプロジェクトの取捨選択</li> <li>・長期契約の締結や価格固定契約の導入</li> <li>・商品先物取引やオプション取引の活用</li> <li>・予算見直しとプロジェクトの再評価の定期実施</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現

項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
8	再エネ市場の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の変更、FIT制度変更による事業機会の変化</li> <li>原子力発電所の再稼働</li> <li>送電網等インフラ設備の維持管理</li> <li>脱炭素化トレンドの変更</li> <li>発電所開発における生態系への影響</li> <li>新技術の開発、台頭</li> <li>電力会社の出力抑制要請（再生エネルギー電力の供給過多）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネニーズの拡大による、売電価格の上昇</li> <li>環境への貢献企業としてのブランディング</li> <li>FITに代わる新制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源の多様化推進</li> <li>長期売電契約の締結</li> <li>エネルギー企業との提携</li> <li>PPAなど新たな事業への取り組み</li> <li>エネルギー事業におけるエリア戦略の実施</li> </ul>	再生可能エネルギーの安定供給と利用促進
9	労務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性やモチベーションへの影響</li> <li>人材の流動化</li> <li>ハラスメントの発生</li> <li>労働時間による心身への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の満足度とモラルの向上</li> <li>従業員の生産性が向上</li> <li>優秀な人材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの実施</li> <li>相談・通報窓口の整備</li> <li>違反者への罰則</li> <li>規則やポリシーの策定</li> <li>柔軟な労働制度の導入</li> <li>定期的な健康診断やストレス管理プログラム</li> <li>福利厚生制度の充実</li> </ul>	従業員の健康と安全の確保・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進
10	DX推進への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業競争力への影響</li> <li>情報管理等に関する評判等への影響</li> <li>業務遂行への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コスト削減</li> <li>生産性の向上</li> <li>顧客満足度の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DX・ITを推進するための組織文化の変革</li> <li>従業員のスキルアップや継続的な学習の機会の提供</li> <li>適切なセキュリティ対策の実施</li> </ul>	少子高齢化、労働人口減少への対応
11	役職員の不正	<ul style="list-style-type: none"> <li>レピュテーションや評判への影響</li> <li>企業のイメージやブランド価値への影響</li> <li>法的な問題や財務上の問題発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な対応による評価の実施</li> <li>不正行為の予防し、早期発見</li> <li>不正行為に対する抵抗力の増進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施</li> <li>法改正情報の発信</li> <li>発生時の対応マニュアルの策定、運用</li> <li>内部統制の強化</li> <li>不正行為に対するリスクの共有</li> <li>クローバック条項の導入</li> </ul>	企業倫理、コンプライアンスの徹底



項番	重要リスク	リスクの内容	機会	対応	関連マテリアリティ
12	情報管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機密情報の管理体制</li> <li>・企業の信頼性への影響</li> <li>・法令違反や規制違反による罰金や法的責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の信頼を獲得</li> <li>・企業の信頼性向上</li> <li>・顧客満足度の向上</li> <li>・業務の迅速化</li> <li>・品質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポリシー、プライバシーポリシーの策定・運用</li> <li>・定期的な情報セキュリティ監査やリスク評価の実施</li> <li>・システムやデータベースへのアクセス制限</li> <li>・ファイアウォールやセキュリティソフトウェアの導入推進</li> <li>・従業員に対する定期的なトレーニングや教育の実施</li> </ul>	リスクマネジメントの強化
13	品質管理の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客満足度への影響</li> <li>・法的責任の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客満足度の向上</li> <li>・ブランド価値の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な品質管理システムの導入</li> <li>・定期的な品質監査と改善活動</li> <li>・教育とトレーニングの強化</li> </ul>	地域社会の持続的な成長の実現・人権の尊重、サプライチェーンへの対応
14	取引先の与信管理 (反社取引)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の評判や法的責任の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に対する安心の提供</li> <li>・法的リスクの回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KYCポリシーの策定、運用</li> <li>・トレーニングと教育</li> <li>・不審な取引や顧客行動のモニタリングの実施</li> </ul>	リスクマネジメントの強化
15	監督官庁への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な義務違反や規制違反による罰金や法的責任</li> <li>・企業の信頼性や評判にも影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の信頼性の向上</li> <li>・業務プロセスの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・宅建試験他管理者資格の取得推進</li> <li>・報告や届出の義務を遵守するためのプロセスと責任者の明確化</li> <li>・報告と届出の期限の監視</li> </ul>	リスクマネジメントの強化
16	新規事業への参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規市場や、関連する法規制への理解浸透</li> <li>・資金調達</li> <li>・新規事業の採算性</li> <li>・地域社会との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長の機会の提供</li> <li>・競争力の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場のニーズや競合状況の把握</li> <li>・地域とのパートナーシップの構築</li> <li>・撤退基準の明確化</li> </ul>	再生可能エネルギーの安定供給と利用促進・地域社会の持続的な成長の実現

## (3) 最重要リスク説明

## ① 不動産市場の動向

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	不動産市場の動向	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
リスクシナリオ	当社グループでは不動産関連事業がその収益の多くを占めております。よって、不動産市場の動向を的確に捉えることは、当社の今後を左右する最重要事項であり、特に住宅需要の変化には注視しております。住宅需要は、景気動向をはじめ、お客様のライフスタイルの変化の影響を受けやすく、また、住宅取得に関する国の各種施策や、その他の不動産を取り巻く法規や規制やルール制定や改廃、解釈の変更等の影響を受け、更には国や地域の人口動態の影響も看過できないものであります。		
機会	新商品や新サービスの創出のきっかけとなり、用地・物件取得機会の増加が見込まれます。不動産市場動向に左右されない、不動産事業以外の事業の模索や拡大が見込まれます。		
対応策	不動産市場の動向については、経営企画部門において、月に1度、外部の専門家を交えた定期的な情報交換を行うとともに、その動向について社内にも共有を行っております。市場のトレンドやニーズについては、当社の製販一体のメリットを生かし、顧客趣向や購買動向を、商品企画に反映できる体制を構築しており、これにより多様な商品の提供を行っております。また、経済動向を見据え多様な資金調達手法について検討と取り組みを強化しており、これにより市場の変動に柔軟に対応できる仕組みづくりを行っております。また、不動産事業のみに依存しない事業ポートフォリオの構築を進めております。主にはストック事業であるエネルギー事業、フィー事業であるアセットマネジメント事業の拡大を図っており、安定収益の確保に注力しております。		

## ② 自社ポートフォリオ管理

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業内容リスク
小分類	自社のポートフォリオ管理	担当部署（本部／部）	グループ財務部 グループ経営企画部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	中
現況及び リスクシナリオ	当社グループでは不動産事業を中心に、エネルギー事業、アセットマネジメント事業に取り組んでおります。これら3つのセグメントにおいて、個別の事業の採算性の検討は非常に重要なテーマであり、これら事業のバランスの良いポートフォリオを保持することは、当社グループの持続的な発展に必要不可欠です。よってこれらそれぞれの事業セグメントにおいては、個別の事業の採算性や、事業の継続・撤退の判断を迅速に行うことが求められ、また、当社グループが目標として掲げている財務指標のコントロールは、リスク管理の観点からは欠かせない要素となります。		
機会	効果的な資産配分と投資戦略を実施することで、高いリターンを追求できます。また、多様なセグメントに投資することで、リスクを分散しつつ収益機会を広げることができます。最適な事業ポートフォリオの構築により、収益性の高い事業への集中投資により、リターンを増加させる機会となります。		
対応策	月に1度、ポートフォリオ会議を開催し、会社の状況を過度な投資や事業用不動産等の取得を抑制しております。また、社内システムを活用し、事業部ごとに事業の採算性が正確に把握できるような仕組みの構築を進めております。		

③ 金利市場の変化

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	金利市場の変化	担当部署（本部／部）	グループ財務部
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	<p>当社グループは、事業の運営・発展のため、金融機関等から短期及び長期の有利子負債を調達しています。新規の資金調達が必要となる場合、市場金利の上昇局面においては資金調達コストが増加する可能性があります。また、市場金利の上昇は、住宅購入者の購買意欲の減退や、投資家の要求する不動産の期待利回りの上昇をもたらすことで、当社グループの分譲収益の減少や所有資産の価値の下落に繋がるおそれがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績等は悪影響を受ける可能性があります。</p>		
機会	<p>金利上昇局面においては、短期的に企業負担があるものの、預金金利も合わせて上昇することから、長期的には個人の資産増が期待されます。 個人資金の増加により消費が増大し、それに伴い企業活動が活性化し設備投資意欲が増加することが見込まれます。</p>		
対応策	<p>借入金による資金調達にあたっては、借入期間の長期化・固定金利化を進めるとともに、多様な金融機関との安定的な関係性の構築を進め、短期的な金利上昇のリスクへの対応を図ってまいります。また、今後の金利動向による、住宅ローン金利の動向や不動産取引市場におけるキャップレートの変動には、引き続き注視するとともに、今後もバランスシートの適正なコントロールを通じて、金利上昇リスクの軽減に努めてまいります。</p>		

④ 気候変動

大分類	事業戦略リスク	中分類	事業環境リスク
小分類	気候変動	担当部署（本部／部）	コーポレート コミュニケーション室
発生頻度／可能性	高	リスク影響度	中
現況及び リスクシナリオ	<p>温室効果ガスの使用・排出規制や省エネルギー規制、気候変動に起因する自然災害や事故などの発生は、当社の事業拠点やサプライチェーン、顧客に影響がおよぶ可能性があります。特に、国の政策としての法規制の強化は、マンション等の建築物に対する省エネ基準の厳格化や、環境配慮型商品の採用・提供等が求められることに繋がり、これに伴い当社の収益面に影響が生じる可能性があります。また、当社グループにおける気候変動への取組み状況は、投資家の当社への投資判断に影響を及ぼすことが考えられます。 これらのリスクを適切に評価し、対策を講じることが重要です。気候変動への適応策の構築や省エネルギー化による環境負荷の少ない開発、脱炭素化に寄与する事業展開など、リスク軽減のための取組みを進めることが求められます。</p>		
機会	<p>当社グループでは、エネルギー事業を成長事業と位置付けており、再生可能エネルギーの需要拡大は重要な機会として捉えています。発電規模及び関連サービスの提供を拡大することで、他社との差別化を図り競争力を高めることができます。また、低排出な設備や再エネ電力の導入、防災への関心の高まりは、住宅においては住み替えや修繕の需要を生み、また、そのような需要を喚起することで、当社事業の成長を促進する機会となります。</p>		
対応策	<p>再生可能エネルギー発電所の開発を推進するとともに、環境性能の高い物件開発や物件における再エネ活用を推進し、環境への負荷を最小限に抑える取り組みを徹底します。また、四半期に一度開催されるサステナビリティ委員会にて、気候変動ポリシー・温室効果ガス削減計画に基づく審議を行い、必要な社内体制構築を進めるなど、組織全体で事業推進における温室効果ガス削減に取り組めます。</p>		

⑤ 内部統制機能の維持・強化

大分類	事業戦略リスク	中分類	組織・ガバナンスリスク
小分類	内部統制機能の維持・強化	担当部署（本部／部）	グループ経営企画部 グループ内部監査室
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	大
現況及び リスクシナリオ	内部統制の重要性は論を待たず、当社グループとしてもその拡充はグループ各社にガバナンスを利かせる有効な方策であり、不正行為やコンプライアンス抵触事案の発生抑止、また万一発生した際の迅速な対応へと繋がるものと考えており、今後もその拡充と充実化を図っていきたいと考えております。		
機会	リスクの早期発見やリスクの適切な管理を行うことで、企業の信頼度の向上とともに、永続的な事業提供に繋がります。また、業務プロセス改善等により、組織全体のパフォーマンスが向上します。		
対応策	内部統制に関わる人員を増員するとともに、内部統制に対するトレーニングと教育を実施・提供することで、機能の強化をはかっております。また、監査とあわせてリスク項目のモニタリングが行われることで、内部統制機能の更なる強化を図ってまいります。		

⑥ 労務環境

大分類	オペレーショナルリスク	中分類	人事労務
小分類	労務環境	担当部署（本部／部）	グループ人事部
発生頻度／可能性	中	リスク影響度	高
現況及び リスクシナリオ	<p>労務環境は、労働者の健康と安全、企業の生産性と持続可能性、法令遵守、社会的評価など多方面に渡り、企業において重要なファクターであると認識しております。</p> <p>特に昨今では適正労働時間の管理はもとより、リモートワークへの対応や従業員への健康管理等、従業員が健全に就業できる職場環境の構築が、優秀な人材の確保やその定着に大きく影響するものと考えております。</p> <p>現在当社では Well-beingの方針のもと、その環境構築のため在宅勤務の適用拡大や従業員幸福度のサーベイに基づいた各種施策の投下、またハラスメント防止を目的とした研修などを実施しております。</p> <p>従業員の健全な労務環境の整備の不備・遅延は、優秀な人材の確保やモチベーション低下による生産性に影響を及ぼすだけでなく、当社の社会的評価の低下にもつながり、事業を継続していくうえで競争劣位になるリスクを含んでいるものと考えております。</p>		
機会	本リスクに対し、周りに先んじた社会環境に応じた労務環境構築、法令順守した環境を構築することにより、優秀な人材の確保や生産性の向上をもたらし、当社事業継続において優位に働くものと考えております。		
対応策	<p>労働環境においてはグループ人事部にてグループ各社の労働時間の月次管理を行い、そのチェック体制の構築とそのリスクに軽減に努めております。</p> <p>従業員のエンゲージメントに関しては、人事制度における評価の運用の質の向上や、1on1による風通しの良い職場環境の構築、また幸福度調査実施による従業員の状況把握とその結果に基づいた改善策のKPIを設定し、その推進に務めております。また取締役の評価にも従業員のエンゲージメント向上の項目を組み込んでおり、経営レベルでの取り組みを行っております。</p>		

## 5. 危機管理体制（クライシスマネジメント）

当社は、不測の事態が発生した場合に迅速かつ的確に対応を行うために、危機管理体制を整備しています。事業にもたらす損害の影響度に応じ危機を以下の4段階の管理レベル分けし、危機管理チームを設置し対応にあたります。

### (1) 委員会体制

危機が発生した場合、対策組織長が危機の管理レベルに応じて直に対策組織の設置を命じ、事態の早期終息を図ります。

		管理レベルA	管理レベルB	管理レベルC	管理レベルD
対策組織	設置区分	対策組織設置		各部署	
	対策組織長（※1）	社長		総務業務管掌役員、経営企画業務管掌役員	
	事務局	事務局長：総務業務管掌役員（※2）			
	主管部署	総務業務担当部署		-	
主管部署	対象危機に対する直接責任部署、または 対策組織に指名された部署				

連絡窓口	総務業務担当部署
------	----------

管理レベルの設定	管理レベルの決裁は社長が行う (不在の場合は、グループCROとし、尚も不在の場合には総務業務管掌役員が代行する)
----------	---

※1 対策組織長が出張等により不在の場合は、管理レベルA、BについてはグループCROが代行し、尚も不在の場合は総務業務管掌役員がこれを代行する。

管理レベルC、Dにおいては発生した危機に基づく職責に応じた最上位の者が責任者を代行する。

※2 対策組織長を代行する等事務局長が不在の場合、管理レベルA・Bは総務業務担当部署の長が代行する。

### (2) 委員会構成（メンバー）

危機の管理レベルA、Bは、対策組織長を社長、事務局長を総務業務管掌の本部長として、危機の管理レベルC、Dは、発生した対象危機について業務分掌表に基づく職責ある各部署を主管部署として委員会を構成します。

### (3) 運用基準

対象危機に対して対策組織長である社長が管理レベルの設定を行います。管理レベルA・Bは、対策組織長を社長として事務局を設置し、管理レベルC・Dは、対策組織長を各事業本部長（または本部長）として責任部署を指名し、危機対応にあたります。

### <事業継続計画（BCP）>

当社は、地震などの大規模自然災害や感染症、人為的な災害（戦争、テロ、事故等）の事態が発生した場合において、可能な限り事業を維持し早期復旧するために事業継続計画（BCP）策定の取組みをしています。

### (1) 基本方針

当社は従業員の安全を確保し、組織全体の事業活動を可能な限り維持または早期復旧に努めることで、ステークホルダーに対して社会的責任を果たすことを基本方針とします。

(2) 運用体制（サイクル）

当社は、グループ全体に影響を与える可能性のある重大事項等は、即時報告として情報を把握して必要に応じて意思決定を行います。即時報告に該当する項目は以下のとおりです。

符号	項目	例
1	人命に関する重大事項	従業員や事業に関する者等における死亡者の発生
2	資産の保全に関する重大事項	保有資産・建設現場等に火災・倒壊等の重大被害が発生
3	事業継続に関する重大事項	重要業務が継続困難となる状況の発生（システム障害、資金の枯渇、本社立入禁止等）
4	企業としての信用に関する事項	個人情報流出等の法的紛争が生じる危険性を含む事項、顧客トラブル等レピュテーションリスクに繋がる可能性がある事項、対外広報に関する事項
5	その他グループに重大な損害を生じさせるおそれがある事項	

即時報告に該当しない項目は、定期報告として発災3時間後を第一報として、以降17時まで3時間ごとに情報を把握し、発災翌日以降から1週間が経過するまで行います。

事業継続計画（BCP）の策定に伴い、事業継続マネジメント（BCM）の体制を構築し、BCPの実効性をPDCAのサイクルのもとブラッシュアップを行い、定期的な教育、訓練、見直しをします。

(3) BCP対応範囲

当社の組織全体の操業度が著しく低下し、復旧まで時間がかかる局面を対応範囲とします。

(4) 発動基準

当社は、日本国内及び海外事業拠点に震度6弱以上の地震の発生時、または不測の事態により組織全体の事業継続が維持できない等の非常事態の発生時に、対策組織長がBCPを発動するものとします。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

#### ① 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより社会活動の正常化が進み、個人消費の回復と雇用・所得環境が改善する下で緩やかな景気の回復が見られました。一方で、地政学リスクや欧米の金融政策に伴う長期金利上昇の影響、円安に伴う物価上昇や中東地域の緊張によるエネルギー資源の価格高騰などにより先行きの不透明感があり、引き続き注視が必要な状況です。

当社グループが属する不動産業界における事業環境は、新築分譲マンションにおいては、原材料高の影響などにより販売価格が上昇しているものの、依然として実需層の高い購買意欲は健在です。引き続き単身世帯や共働き世帯の増加、価値観の変化等によりエンドユーザーのライフスタイルが多様化しており、立地や生活利便性に対するニーズに加えコンパクトマンション需要が増加傾向にあります。一方、地方中核都市においては、コンパクトシティ化の流れもあり、引き続きアクティブシニア層を中心に高い需要があり、分譲マンション販売は堅調に推移しております。

不動産経済研究所の調べによりますと、2023年の全国におけるマンション供給戸数は65,075戸と前年比で10.8%減少となりました。年間供給戸数が7万戸を下回るのは3年ぶりとなりましたが、2023年のマンション平均価格は5,911万円で7年連続の上昇となり、1973年調査開始以来の最高値を更新しております。

建築費動向を考慮しますと、新築分譲マンション市場は今後も、比較的良好な需給バランスの状態が続いていくものと考えております。そのような中、当社グループは2023年売主グループ別供給戸数ランキングで全国5位となり、不動産分譲市場において安定的に供給を行う役割を担っております。

当社グループのパーパス「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を具現化するために2030年3月期に向けた「長期ビジョン」を2023年10月に策定いたしました。

「地域社会のタカラであれ。」

不動産デベロッパーには、どんなミライがあるのか。

現場で鍛えたチカラは地域社会の価値になるのか。

ミラースは2030年に向け、自らを改革し答えを出す。

フロー型をストック循環型へつなぎ、私たちはモデルを進化させる。

不動産を街・地域・環境へつなぎ、私たちはドメインを拡張する。

不動産収益を社会価値へつなぎ、私たちはバリューを再定義する。

ミラースは各地域に根ざした「らしさ」を徹底的に学び、  
「点」の開発を「線」でつなぎ、「面」の活性化を推進することで、  
地域社会にとってタカラのような存在になる。

地域を元気に、日本を元気に、そして世界を元気にする。

策定にあたり、メッセージのメインターゲットを社員とし構成することで、当社グループの社員が自らに問いを発し続け、地域活性に資する存在となって欲しいとの想いを込めております。

また、2030年までに行う具体的な「指標」を別途設定し、長期ビジョンの想いを当社グループ会社の各セグメントに接続し、事業の成長や変化の方向性を揃え、促す役割を果たしています。

今後はこの長期ビジョンに基づき、グループ各社が2030年までのあるべき姿を描いていくとともに、各社の目標と各社員の日々の業務にも反映させることで、「不動産事業」「エネルギー事業」「アセットマネジメント事業」等グループ間の垣根を越えたシナジーを生み出し、不動産総合デベロッパーの枠を超え「未来環境デザイン企業」として、人と地球の未来を幸せにすることを目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高185,194百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益15,457百万円（前年同期比119.9%増）、経常利益12,984百万円（前年同期比158.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8,178百万円（前年同期比78.4%増）となっております。

(売上高)

不動産事業においては、新築分譲マンション2,214戸（JV持分含む）、収益不動産の売却、新築戸建分譲、中古マンションの販売、アパート、マンション、オフィス等の賃貸収入及び管理戸数76,661戸からの管理収入等により、162,804百万円となっております。

エネルギー事業においては、発電施設の売電収入等により、13,849百万円となっております。

アセットマネジメント事業においては、運用報酬等により、734百万円となっております。

その他事業においては、建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、7,805百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は185,194百万円と前年同期比20.7%の増加となっております。

(売上原価)

新築分譲マンションの引渡の増加等に伴い、144,603百万円と前年同期比18.8%の増加となっております。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、人的資本やDX基盤の構築への積極的な投資等により、25,133百万円と前年同期比1.8%の増加となっております。

(営業外損益)

営業外収益は、持分法適用会社の持分法投資利益が増加したこと等により、1,193百万円と前年同期比18.4%の増加となっております。

営業外費用は、支払利息の増加等により、3,666百万円と前年同期比22.0%の増加となっております。

(特別損益)

特別利益は、関係会社株式の売却益を計上したこと等により、709百万円と前年同期比10百万円の増加となっております。

特別損失は、減損損失を計上したこと等により、554百万円と前年同期比347百万円の増加となっております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりとなっております。

(不動産事業)

新築分譲マンション、流動化、新築戸建分譲、リニューアル再販、不動産賃貸、不動産管理、不動産その他等により、当事業売上高は162,804百万円（前年同期比17.0%増）となっております。

(エネルギー事業)

稼働済み発電施設の売却収入及びその他発電施設の売電収入により、当事業売上高は13,849百万円（前年同期比53.1%増）となっております。

(アセットマネジメント事業)

運用報酬については順調に推移しているものの、前連結会計年度にタカラレーベン・インフラ投資法人を連結子会社化したことに伴い、発電施設の取得報酬が減少したため、当事業売上高は734百万円（前年同期比33.0%減）となっております。

(その他事業)

建設の請負、大規模修繕工事の受注、各種手数料収入等により、当事業売上高は7,805百万円（前年同期比85.0%増）となっております。



## ② 財政状態の状況

当社グループの当連結会計年度の資産、負債及び純資産の状況は、新築分譲マンションの引渡や収益不動産の売却により、総資産は337,447百万円と前連結会計年度末に比べ4,221百万円減少しております。

### (流動資産)

事業用資産を棚卸資産へ振り替えたこと等により、流動資産は191,937百万円と前連結会計年度末に比べ3,208百万円増加しております。

### (固定資産)

事業用資産を順調に購入したものの、棚卸資産に振り替えたこと等により、固定資産は145,441百万円と前連結会計年度末に比べ7,442百万円減少しております。

### (流動負債)

短期借入金の返済等により、流動負債は122,537百万円と前連結会計年度末に比べ39,620百万円減少しております。

### (固定負債)

新規仕入に伴う長期借入金の増加等により、固定負債は143,240百万円と前連結会計年度末に比べ28,871百万円増加しております。

### (純資産)

親会社株主に帰属する当期純利益の計上額が剰余金の配当等を上回ったことにより、純資産の合計は71,669百万円と前連結会計年度末に比べ6,526百万円増加しております。

## ③ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、5,263百万円減少し、41,884百万円となっております。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は36,777百万円（前連結会計年度は722百万円の減少）となっております。これは主に棚卸資産の減少によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は26,329百万円（前連結会計年度は46,354百万円の減少）となっております。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は15,464百万円（前連結会計年度は61,531百万円の増加）となっております。これは主に借入金の返済によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a) 売上高の実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比 (%)
不動産事業 (百万円)	162,804	117.0
エネルギー事業 (百万円)	13,849	153.1
アセットマネジメント事業 (百万円)	734	67.0
報告セグメント計 (百万円)	177,388	118.9
その他 (百万円)	7,805	185.0
合計 (百万円)	185,194	120.7

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

b) 期中契約戸数

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産事業	2,666	144,942	2,513	134,283	92.6
合計	2,666	144,942	2,513	134,283	92.6

c) 契約残高

セグメントの名称	前連結会計年度末 (2023年3月31日現在)		当連結会計年度末 (2024年3月31日現在)		前年同期比 (%)
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	
不動産事業	1,756	83,122	1,554	71,979	86.6
合計	1,756	83,122	1,554	71,979	86.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、コア事業であります不動産事業における新築分譲マンションにおいて、都心部の駅至近物件やリモートワーク対応型の物件に高い購買意欲が見られ、販売進捗は好調に推移し、2,214戸（JV持分含む）の引渡しを行いました。またエネルギー事業において、2022年11月にタカラレーベン・インフラ投資法人の投資口を公開買付が成立し、これまでの発電施設を開発し売却するフロー収益中心のビジネスモデルから、発電施設を保有し継続的な売電収入を得るストック収益中心のビジネスモデルへと方針を転換しました。2030年3月期には、EBITDAにおいて、不動産事業とエネルギー事業が1：1の割合となるよう成長させていく所存です。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、外部環境では主にはマーケット環境等が挙げられますが、内部環境面では特に借入金の依存度について注視しております。コア事業である不動産事業においては、借入金を前提とした事業となっておりますので、適切な自己資本を確保しつつ、安定的な事業成長のため、借入金の依存度について重要経営指標の1つとし数値目標を設定しております。本目標につきましてはタカラレーベン・インフラ投資法人の投資口への公開買付により借入金が増加したことも鑑み、2023年5月15日付にてLTV目標の修正を公表しており、原則65%未満としております。なお、当連結会計年度末におけるLTVは62.4%となっております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、当社グループでは、コア事業であります不動産事業において、用地取得及び建設資金の一部を金融機関等からの借入により調達しております。また、主要取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しており、迅速な資金手当てが可能となっております。なお、近年の事業領域の拡大、投資事業の伸展により、借入金が増加傾向にありますが、投資回収サイクルの確立を図ると共に、自己資本比率を向上させ、適切なポートフォリオを構築することで、安定した資金を確保出来るものと考えております。

② 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主力であります不動産事業は、購入者マインド及び供給者の供給動向に左右される傾向があります。購入者マインドは、景気動向、金利動向、住宅税制、消費税、地価動向等の影響を受け、また、供給者の供給動向は、土地の仕入代、ゼネコン等外注業者の外注価格の変動、外注業者の破綻、金融動向の影響を受けやすいことから、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は26,641百万円であり、主なものは、事業用資産の取得26,221百万円、その他420百万円等であります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務施設	214	0	— (—)	—	424	639	38 (1)
賃貸マンション他 (東京都中央区 他)	不動産事業	賃貸用マンション、賃貸店舗、事務所	6,932	12	11,285 (16,735.84)	—	1,268	19,498	—
メガソーラー施設 (岩手県八幡平市 他)	エネルギー 事業	メガソーラー 施設	25	3,328	529 (268,213.30)	—	17	3,900	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に建設仮勘定等であります。  
2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。

##### (2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
㈱タカラレーベン	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務 施設	243	—	— (—)	—	—	243	513 (7)
㈱レーベン コミュニティ	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務 施設	113	3	— (—)	—	147	263	465 (86)
㈱レーベンホーム ビルド	本社 (神奈川県横浜市)	不動産事業	統括業務 施設	21	—	— (—)	—	9	30	125 (2)
㈱タカラレーベン リアルネット	本社 (東京都中央区)	不動産事業	統括業務 施設	27	—	— (—)	—	8	36	54 (5)
㈱レーベン ゼストック	本社 (東京都千代田区)	不動産事業	統括業務 施設	32	—	— (—)	—	7	40	27
㈱レーベン トラスト	本社 (神奈川県横浜市)	不動産事業	統括業務 施設	23	0	— (—)	—	4	28	74 (8)
㈱レーベングリー ンエナジー (注) 3	本社 (東京都新宿区)	エネルギー 事業	統括業務 施設	23	—	— (—)	—	19	42	51
タカラアセット マネジメント㈱ (注) 4	本社 (東京都千代田区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務 施設	5	—	— (—)	—	0	6	18 (1)
MIRARTH 不動産投資顧問 (注) 5	本社 (東京都港区)	アセットマ ネジメント 事業	統括業務 施設	11	—	— (—)	0	1	13	12
合同会社グリーン エネルギー 他	メガソーラー 施設 (栃木県那須郡他)	エネルギー 事業	メガソーラ ー施設	65	42,698	7,846 (2,261,086.45)	—	3,165	53,776	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア等であります。  
2. 従業員数欄の( )内は外書で、臨時従業員の年間平均雇用人数(1人当たり1日8時間換算)であります。  
3. ㈱レーベングリーンエナジーは、2024年4月1日付でMIRARTHエナジーソリューションズ㈱に商号変更しております。  
4. タカラアセットマネジメント㈱は、2024年4月1日付でMIRARTHアセットマネジメント㈱に商号変更しております。  
5. タカラPAG不動産投資顧問㈱は、2024年3月29日付でMIRARTH不動産投資顧問㈱に商号変更しております。

##### (3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
計	248,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	121,000,000	137,000,000	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	121,000,000	137,000,000	—	—

(注) 2024年6月4日を払込期日とする一般募集による新株式発行により、発行済株式総数は16,000,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ. 第1回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2012年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数(個)※	76
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400(注)2
新株予約権の行使期間※	自2012年7月10日 至 2052年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 51,700 資本組入額 25,850(注)3
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ(当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。

ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。

(i) 新株予約権者の死亡以外の事由(割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。)によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

(ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等(自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。)によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。



ロ. 第2回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2013年4月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 1
新株予約権の数（個）※	70
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 123,100 資本組入額 61,550（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。
6. 2013年7月1日付で、普通株式1株を4株に株式分割いたしました。それに伴い、新株予約権の目的である株式の数は1個当たり100株から400株へと調整されております。

ハ、第3回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2014年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	69
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 27,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 74,800 資本組入額 37,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

二. 第4回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7 当社執行役員 3
新株予約権の数 (個) ※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 32,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	400 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 189,200 資本組入額 94,600 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2024年3月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2024年5月31日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という。) は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ (当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。) の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ. にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由 (割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。) によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等 (自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。) によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ホ. 第5回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2016年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 2
新株予約権の数（個）※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 192,400 資本組入額 96,200（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①イ. 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ロ. イ.にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等の場合を除く。）によって、新株予約権者が当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合
- (ii) 本件新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等（自己都合による退任若しくは退職、又は当社グループの株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいう。）によって当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。



へ. 第6回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	190
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 76,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 126,800 資本組入額 63,400（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から3年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ト. 第7回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2018年8月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）※	210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 84,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 101,600 資本組入額 50,800（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

チ. 第8回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2019年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 6
新株予約権の数（個）※	210
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 84,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 116,400 資本組入額 58,200（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

リ、第9回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	299
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 119,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	400（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 91,600 資本組入額 45,800（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は400株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任または退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。



ヌ. 第10回新株予約権（B種新株予約権）

決議年月日	2021年7月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社執行役員 4
新株予約権の数（個）※	1,352
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 135,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 24,200 資本組入額 12,100（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等（任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない）によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

ル. 第11回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2022年7月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7 当社執行役員 7
新株予約権の数 (個) ※	1,637
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 163,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	100 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 26,200 資本組入額 13,100 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2024年3月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2024年5月31日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。
- なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
- ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ (当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。) の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
- イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
- ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
- ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等 (任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない) によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
- ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、または当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
- ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
- ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3. に準じて決定する。

フ. 第12回新株予約権 (B種新株予約権)

決議年月日	2023年7月3日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2 子会社の取締役 6 子会社の執行役員 9 [8]
新株予約権の数 (個) ※	1,767 [1,708]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 176,700 [170,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	100 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 32,100 資本組入額 16,050 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日 (2024年3月31日) における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在 (2024年5月31日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式分割又は株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。
3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
4. ①新株予約権者は、当該新株予約権者が当社グループ (当社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。) の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できる。  
②上記①にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、当該対象者は権利を行使することができないものとする。
  - イ. 権利行使期間中に権利を行使しなかったとき
  - ロ. 出勤停止以上の懲戒を受けたとき
  - ハ. 新株予約権の割当てを受けた日から1年以内に自己都合による退任等 (任期満了による退任、当社グループの都合による退任又は退職は含まない) によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失したとき
  - ニ. 当社グループの株主総会決議もしくは取締役会決議による解任もしくは懲戒処分によって、当社グループの取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合、又は当社の取締役会により新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められたとき
  - ホ. 対象者本人から権利を放棄する旨を申し出たとき

③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3. に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年3月22日 (注) 1	△3,000,000	121,000,000	—	4,819	—	4,817

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 決算日後、2024年6月4日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数が16,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,512百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	23	29	227	109	194	53,404	53,986	—
所有株式数(単元)	—	178,873	53,036	321,036	140,699	1,047	514,473	1,209,164	83,600
所有株式数の割合 (%)	—	14.79	4.39	26.55	11.63	0.09	42.55	100	—

(注) 1. 自己株式数10,902,707株は、「個人その他」に109,027単元及び「単元未満株式の状況」に7株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
一般社団法人村山財産管理	東京都千代田区永田町2丁目12番4号	25,633	23.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	11,141	10.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,975	2.70
モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	2,163	1.97
有限会社村山企画	東京都板橋区成増4丁目33番10号	2,000	1.82
ルーデン・ホールディングス株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	1,724	1.57
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,527	1.39
M I R A R T Hホールディングス取引先 持株会	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,452	1.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,184	1.08
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,175	1.07
計	—	50,977	46.30

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は11,141千株であります。
2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は2,975千株であります。



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,902,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,013,700	1,100,137	同上
単元未満株式	普通株式 83,600	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	121,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,100,137	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
MIRARTHホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	10,902,700	—	10,902,700	9.01
計	—	10,902,700	—	10,902,700	9.01

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	289,900	108,132,700	5,900	2,200,700
保有自己株式数	10,902,707	—	10,896,807	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日(2024年6月26日)までに取得又は処理した株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置づけており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

また当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定款を定めておりますが、当事業年度におきましては、期末配当を株主総会の決議をもって決定しました。

当期においては、外部環境の変化にも自社の企業体力で乗り切れる体制を構築しつつ、今後の再成長のための内部留保とのバランスを考えた配当を行う予定であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年10月30日 取締役会決議	659	6.0
2024年6月26日 定時株主総会決議	1,981	18.0

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を「Our Purpose（存在意義）」とし、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であるとの認識のもと、単に利益を追求するだけでなく、法令及び企業倫理を遵守し、企業社会の一員として社会的責任を果たし、企業価値の持続的な向上を目指します。

そのために当社グループでは、お客さま・従業員・取引先・地域社会・株主といったすべてのステークホルダーの皆さまの幸せを常に考え、経営環境の変化に柔軟に対応すべく、迅速な意思決定を行うとともに、コンプライアンスを徹底することで健全な企業活動を推進し、意思決定の透明性を確保することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### ア. 企業統治の体制の概要

当社は、業務執行状況の適切な監督・監査のため、取締役会による監督と、監査役による監査体制、そして執行役員制度により、取締役の経営監督責任と執行役員の業務執行責任を明確にする体制を採用しております。

###### (取締役会)

取締役会は「企業戦略等の大きな方向性を示す」「経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行う」「独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う」ことを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。取締役は現在、社外取締役4名を含む7名であり、代表取締役島田和一を議長として、取締役中村大助、同秋澤昭一、社外取締役山平恵子、同山岸直人、同内田要及び同金丸祐子を構成員とした取締役会を原則月1回の頻度で開催し、また必要に応じ臨時取締役会を開催することで、慎重かつ迅速な意思決定を行うとともに業務執行状況を取締役相互に監督しております。

2023年度の各取締役の取締役会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
		取締役会
代表取締役	島田 和一	16回／16回（100％）
取締役	山本 昌	16回／16回（100％）
社外取締役	川田 憲治	16回／16回（100％）
社外取締役	辻 千晶	16回／16回（100％）
社外取締役	山平 恵子	16回／16回（100％）
社外取締役	山岸 直人	16回／16回（100％）

取締役会における2023年度の具体的な検討内容として、当社グループにおいて、今後より迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、セグメントごとの採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用のほか、さらなるガバナンスの強化を図るために持株会社体制への移行について検討を行い、2022年10月1日付で純粋持株会社体制へ移行しました。これに伴い、経営の基本方針としてパーパス（存在意義）とバリューズ（価値観）を示し、パーパスに基づく企業活動を推進しております。また、経営上の重要事項については、社外役員間のみならず、社内外役員間、さらには執行役員等との間で情報共有及び意見交換を行いました。経営上の重要事項として、取締役会において審議した事項は以下のとおりであります。

- ・経営戦略の立案として、HD体制における各責任者の選任を行い、経営責任の明確化を図りました。また人的資源への投資として賃金のベースアップに関する積極的な意見交換も実施しております。
- ・経営戦略の執行として、HD化体制への早期移行に向けた既存アセット売却等、適切な業務執行の決定や、グループ各社の財務状況を鑑みながら適宜投融资や債務保証等の執行を行いました。
- ・その他に取締役会の実効性評価を行い、その結果、今後の課題として挙げられたHD体制移行後の取締役会の在り方とグループガバナンス体制の強化や、グループ全体における危機管理体制や人的資本の投資を含む経営戦略に関する議論の充実を図ることについて、今後の取り組みを議論しました。

(監査役会)

監査役会は、取締役の職務の執行の監査や、会計監査を、独立した客観的な立場から適切に実施することを主要な役割・責務として、これを実践するための権限が与えられております。監査役会は、原則月1回の頻度で開催し、現在、常勤監査役三浦由布子、同木村正樹及び非常勤監査役渡部彰仁の3名で構成されており、その全員を社外監査役とすることで、取締役会の運営状況や取締役の業務執行状況等の、より適正な監査が行われる体制を確保しております。監査役及び監査役会の活動状況については、(3) 監査の状況 ① 監査役監査の状況をご参照ください。

(その他委員会)

その他、当社は、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、任意の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は社外取締役山平恵子、同山岸直人、同内田要、同金丸祐子及び代表取締役島田和一を構成員としており、報酬諮問委員会は社外取締役山平恵子、同山岸直人、同内田要、同金丸祐子及び代表取締役島田和一を構成員としております。

2023年度の各委員の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		指名諮問委員会	報酬諮問委員会
社外取締役 (指名諮問委員会委員長)	川田 憲治	10回/11回 (91%)	10回/11回 (91%)
社外取締役 (報酬諮問委員会委員長)	山平 恵子	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
社外取締役	辻 千晶	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
社外取締役	山岸 直人	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
代表取締役	島田 和一	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)

指名諮問委員会における2023年度の具体的な検討内容として、CEO等の後継者の育成や選定のためのサクセッションプランを検討し決定しました。

報酬諮問委員会における2023年度の具体的な検討内容として、役員報酬制度を検討し決定しました。

また、当社は、コンプライアンス委員会を原則月1回の頻度で開催し、リスクマネジメント委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催することとしており、当社及び子会社並びに関連会社のコンプライアンスの徹底、リスクの評価・管理等を行うとともに、グループ内部監査室長及び各監査役等が定期的な監査を子会社及び関連会社へ実施することにより、子会社及び関連会社の業務の適正を確保するための体制としております。両委員会は、代表取締役島田和一を委員長、執行役員山地剛を副委員長として、取締役中村大助、同秋澤昭一、社外取締役山平恵子、同山岸直人、同内田要、同金丸祐子、常勤監査役三浦由布子、同木村正樹及び非常勤監査役渡部彰仁を構成員としております。

2023年度の各委員のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
代表取締役（委員長）	島田 和一	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
グループCRO（副委員長）	山地 剛	2回／2回（100%）	—
取締役	山本 昌	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
社外取締役	川田 憲治	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
社外取締役	辻 千晶	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
社外取締役	山平 恵子	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
社外取締役	山岸 直人	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
常勤監査役	遠藤 誠	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
常勤監査役	三浦 由布子	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）
非常勤監査役	本間 朝美	12回／12回（100%）	5回／5回（100%）

（注）執行役員山地剛氏のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の出席状況は、2024年1月29日付「コンプライアンス委員会規程」及び「リスクマネジメント委員会規程」の改定により、グループCROが両委員会の副委員長になって以降、2023年度に開催された両委員会の回数に基づくものであります。

コンプライアンス委員会における2023年度の具体的な検討内容として、内部通報への対応検討を行い、また、当社グループの役員及び従業員のコンプライアンスの徹底の取り組みとして、各種研修等を検討し、実施いたしました。

リスクマネジメント委員会における2023年度の具体的な検討内容として、当社グループを取り巻くリスクのうち、「全社で対応を進めるべきリスク」を各リスクの影響度と発生可能性を踏まえてスコアリングを行い、評価のうえ特定しました。また、特定されたリスクに対する適切な対応策を検討、策定し、そのリスクのモニタリングと報告の体制についても議論を行い整備しました。

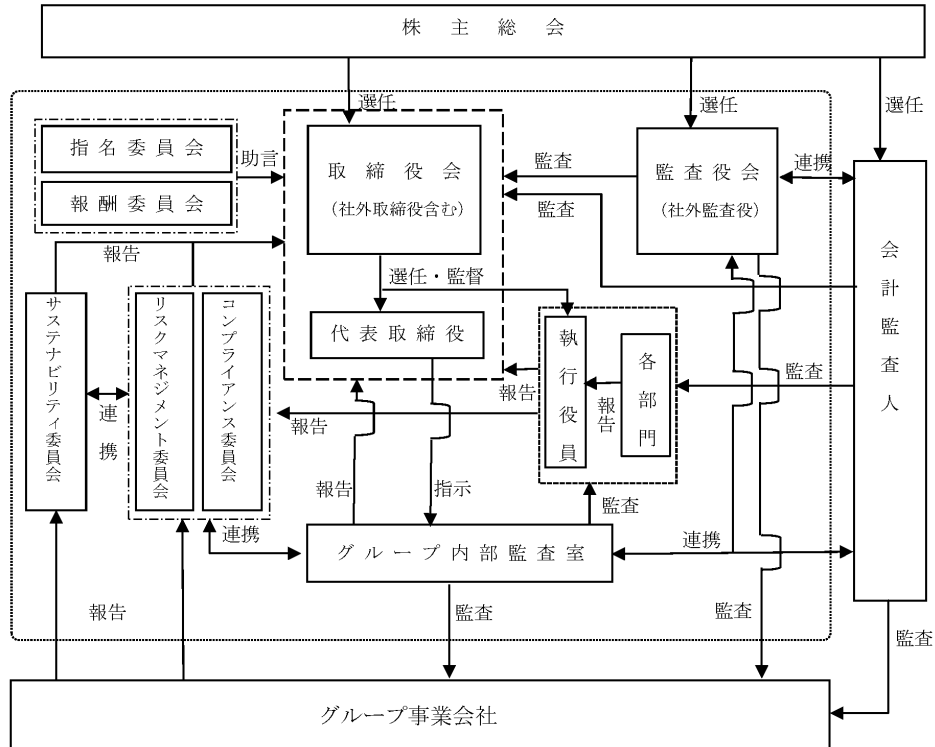
さらに、当社は、サステナビリティ委員会を原則四半期に1回開催するほか、必要に応じて都度開催し、当社グループのサステナビリティに係る方針の策定、重要課題であるマテリアリティの特定と定期的な見直し、環境に関する方針と施策の決定及びサステナビリティ推進活動の取締役会への報告等を行っております。サステナビリティ委員会は、代表取締役島田和一を委員長として、取締役中村大助、同秋澤昭一、社外取締役山平恵子、同山岸直人、同内田要及び同金丸祐子を構成員としております。

2023年度の各委員のサステナビリティ委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
		サステナビリティ委員会
代表取締役（委員長）	島田 和一	4回／4回（100%）
取締役	山本 昌	4回／4回（100%）
社外取締役	川田 憲治	4回／4回（100%）
社外取締役	辻 千晶	4回／4回（100%）
社外取締役	山平 恵子	4回／4回（100%）
社外取締役	山岸 直人	4回／4回（100%）

サステナビリティ委員会における2023年度の具体的な検討内容として、サステナビリティに関するKPIの設定及び進捗状況のモニタリング、重要課題（マテリアリティ）の再特定を行いました。また、TCFD開示に向けたシナリオ分析、CDP気候変動質問書への回答の決定のほか、気候変動への対応として、環境に関する算定データの開示の決定、当社グループの事業活動に伴う温室効果ガス排出量（Scope 1、2及び3）を2030年度までに45%削減（2022年度比）、2050年度までにネットゼロとする目標に改訂し、削減に向けた施策を審議しました。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図は、以下のとおりであります。



イ. 当該体制を採用する理由

当社は、業務の意思決定及びその執行を監督・監査し、当社グループ全体のリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制を確保するため、上記のような体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況

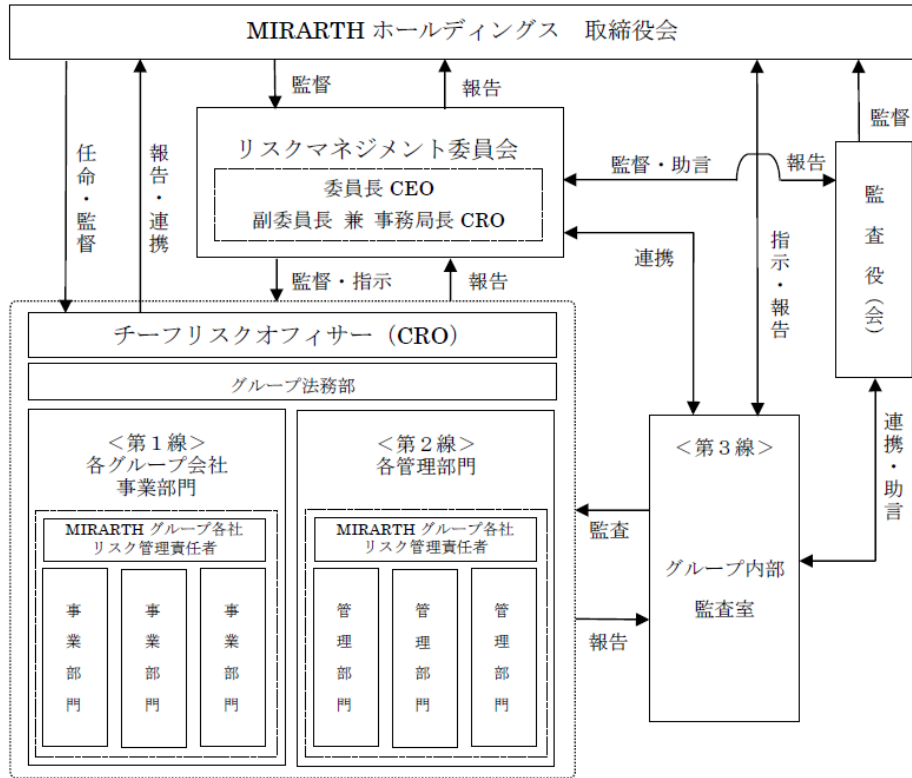
当社は、「内部統制基本規程」を設け、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社の業務の適正を確保する内部統制の基本体制、整備、運用、評価、更新及びこれらに付帯する基本的事項と手続きについて定めております。

イ. リスク管理体制の整備の状況

a) リスク管理体制

当社は、当社グループのリスクを管理し、企業価値の持続的向上を図るために「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づき、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、経営全般に係るあらゆるリスクの検証と報告及びこれらのリスクの回避や低減のために実施すべき施策や管理についての協議、又は決定を行い、内部統制強化と財務報告を含む運営全般に係る不祥事やコンプライアンス欠如等の防止を徹底しております。同委員会において当社グループのリスク管理体制の整備及び継続的改善を行うために、当社取締役会は取締役又は執行役員の中からグループCRO（最高リスク管理責任者）を選任し、また、リスクマネジメント委員会を必要に応じ適宜、招集権者に対して招集を要請することにより、個々のリスク管理に応じた積極的な提案がなされる体制としております。また、「リスクマネジメント委員会」での協議・決定事項は「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、適宜、検証をし、その内容に応じ取締役会への報告をすることで、リスク発生時を想定したうでの迅速な意思決定を行う体制としております。

当社グループのリスク管理体制図は、以下のとおりであります。



b) 反社会的勢力への対策

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で対応することを基本方針として、顧問弁護士の指導のもと、暴力団排除活動に積極的に参加しております。また、所轄警察署及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。反社会的勢力による被害を防止するため、平素より、警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナー等に参加する等情報の収集に努めております。

また、取引先等に対しては「反社会的勢力との絶縁に関する覚書」の取り交わしをお願いするか、或いは各種契約書類内に「反社会的勢力排除条項」を盛り込む等し、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底して実践しております。

ウ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」において子会社及び関連会社に関する管理方針、管理組織について定め、当社の取締役、執行役員及び監査役を子会社及び関連会社へ派遣し、また、子会社及び関連会社からの報告会を定期的に行うことにより、情報の共有化、経営の効率化を図っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令が規定する最低責任限度額としております。

オ. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社（MIRARTH不動産投資顧問㈱を除きます。）におけるすべての取締役、監査役、執行役員及び管理監督・指揮命令を行う従業員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ・被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置として、役員等の犯罪行為・不正行為等に起因する損害については、填補の対象外としております。

カ. 取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨定款に定めております。

キ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、定款により、取締役の選任について、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととする旨を定めております。

また、取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ク. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によっても定めることができる旨定款に定めております。剰余金の配当等を取締役会の決議によっても定めることができるとすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議をもって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ケ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性 7名 女性 3名 (役員のうち女性の比率30.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員	島田 和一	1965年12月4日生	1987年5月 当社入社 1998年6月 当社取締役開発部長 2000年6月 当社常務取締役開発本部長 本社開発部長兼建築部長 2006年6月 当社代表取締役副社長兼開発本部長 2012年4月 当社代表取締役副社長兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO)兼総合企画本部長 2014年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 兼最高執行責任者(COO) 兼最高財務責任者(CFO) 2019年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 2019年6月 当社代表取締役兼最高経営責任者(CEO) 兼社長執行役員 2022年10月 当社代表取締役 兼グループCEO 兼グループCOO 兼社長執行役員(現任) ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼CEO兼社長執行役員 2024年6月 ㈱タカラレーベン 取締役副会長(現任) 住宅産業信用保証㈱ 社外取締役(現任)	(注)3	1,008
取締役 兼 グループCFO 兼 常務執行役員(グループ財務部・グループ経理部管掌)	中村 大助	1968年2月12日生	1991年4月 ㈱太陽神戸三井銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 2014年4月 同行 所沢法人営業部長 2016年4月 同行 法人戦略部 部付部長 2017年4月 同行 日本橋東法人営業部長 2019年4月 同行 神田法人営業第一部長 2020年4月 同行 執行役員 神田法人営業第一部長 2021年4月 同行 執行役員 東日本第一法人営業本部長 2023年4月 同行 常務執行役員 ホールセール部門副責任役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐 2024年5月 当社常務執行役員 2024年6月 当社取締役 兼グループCFO 兼常務執行役員(グループ財務部・グループ経理部管掌)(現任) ㈱タカラレーベン 取締役 兼専務執行役員(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (不動産セグメント管掌)	秋澤 昭一	1965年5月10日生	1988年4月 藤和不動産㈱ (現三菱地所レジデンス㈱) 入社 1997年5月 ㈱エイテック 代表取締役 2002年1月 ㈱インタス 取締役 2004年2月 パシフィックマネジメント㈱ (パシフィックホールディングス㈱) 執行役員 2008年6月 パシフィックリアルティ㈱ 代表取締役 ㈱パシフィック・プロパティーズ・インベストメント 代表取締役 2011年1月 スター・マイカ㈱ 戦略事業部長 2012年2月 同社 取締役戦略事業本部長 ファン・インベストメント㈱ (現スター・マイカ・プロパティ㈱) 代表取締役 2014年12月 スター・マイカ㈱ 代表取締役 2016年6月 ライジング・フォース㈱ (現大東建託アセットソリューション㈱) 代表取締役 2019年6月 当社取締役 兼執行役員投資開発本部長 2020年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発本部長 2021年4月 当社取締役 兼常務執行役員投資開発事業本部事業本部長 2022年10月 当社執行役員 ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼COO 兼副社長執行役員 2024年6月 当社取締役 (不動産セグメント管掌) (現任) ㈱タカラレーベン 代表取締役 兼社長執行役員 (現任)	(注) 3	162
取締役	山平 恵子	1960年11月30日生	1983年4月 クボタハウス㈱(現 サンヨーホームズ㈱) 入社 2010年4月 サンヨーホームズ㈱ 執行役員 2011年6月 同社 取締役常務執行役員 2012年6月 三洋リフォーム㈱ 取締役(兼任) 2013年6月 サンヨーホームズ㈱ 取締役専務執行役員 サンアドバンス㈱ 取締役(兼任) サンヨーホームズコミュニティ㈱ 取締役(兼任) 2015年6月 サンヨーホームズ㈱ 取締役社長執行役員 2017年4月 サンヨーホームズコミュニティ㈱ 代表取締役会長 2019年6月 上新電機㈱ 社外取締役(現任) フジテック㈱ 社外取締役 2021年6月 当社取締役(現任) 2022年6月 品川リフラクトリーズ㈱ 社外取締役(現任) 2024年6月 丸一鋼管㈱ 社外取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	山岸 直人	1961年8月5日生	1986年4月 警察庁 入庁 1990年4月 香川県警察本部刑事部捜査第二課長 1991年8月 埼玉県警察本部警備部公安第一課長 1993年8月 警察庁交通局交通規制課課長補佐 1994年8月 建設省(現国土交通省)道路局路政課長補佐 1996年9月 警察庁交通局運転免許課課長補佐 1998年8月 奈良県警察本部警務部長 2000年8月 兵庫県警察本部警備部長 2002年8月 警察庁警備局警備課理事官 2004年8月 警察庁警備局付(内閣情報調査室) 2006年9月 神奈川県警察本部警備部長 2008年8月 総務省人事・恩給局参事官 2010年8月 和歌山県警察本部長 2012年8月 神奈川県警察本部警務部長 2013年8月 警察庁交通局運転免許課長 2014年6月 皇宮警察本部副本部長 2016年2月 新潟県警察本部長 2018年3月 警察大学校国際警察センター所長 兼警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 2019年1月 北海道警察本部長 2020年8月 退職 2021年1月 三井住友海上火災保険(株) 顧問 2022年6月 当社取締役(現任) 2022年12月 (一社)全国道路標識・標示業協会 参与 2023年5月 (一社)全国道路標識・標示業協会 専務理事(現任) 2023年6月 (一社)UTMS協会 監事(非常勤)(現任)	(注)3	3
取締役	内田 要	1954年6月14日生	1978年4月 建設省(現国土交通省)入省 2004年7月 国土交通省総合政策局政策課長 2005年8月 同省 総合政策局総務課長 2006年7月 同省 大臣官房総務課長 兼大臣官房審議官(大臣官房) 2007年7月 同省 大臣官房審議官(総合政策局) 2009年7月 同省 大臣官房総括審議官 2010年8月 同省 土地・水資源局長 2011年7月 同省 土地・建設産業局長 2012年7月 (独)都市再生機構副理事長 2014年7月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化統合事務局長 2015年1月 内閣官房 内閣審議官 兼内閣官房地域活性化総括官(内閣審議官 内閣官 房産業遺産の世界遺産登録推進室長) 併内閣府地方創生推進室長 2015年7月 退職 2015年11月 (一社)不動産協会 副理事長 専務理事 2017年4月 麗澤大学 客員教授(現任) 2023年7月 (一社)不動産協会 顧問(現任) 2023年7月 (一財)土地総合研究所 理事長(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	金丸 祐子	1979年8月25日生	<p>2006年10月 東京弁護士会登録 森・濱田松本法律事務所入所</p> <p>2012年5月 カリフォルニア大学 ロサンゼルス校ロースクール 修了</p> <p>2012年8月 R a j a h &amp; T a n n 法律事務所 (シンガポール)</p> <p>2013年8月 住友電気工業株式会社 出向</p> <p>2018年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>2018年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 (International Commercial Arbitration) 非常勤講師</p> <p>2022年7月 アキュリスファーマ(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>2023年1月 外苑法律事務所 パートナー弁護士 (現任)</p> <p>2023年2月 B l e a f (株) 社外監査役 (現任)</p> <p>2023年6月 (株)エーアイ 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2023年7月 H E R O Z (株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2024年6月 当社取締役 (現任)</p>	(注) 3	—
常勤監査役	三浦 由布子	1984年3月10日生	<p>2005年12月 中央青山監査法人(現 P w C J a p a n 有限責任監査法人)入所</p> <p>2008年5月 公認会計士登録</p> <p>2012年2月 ノバルティスファーマ(株)入社 コーポレート経理部</p> <p>2019年6月 (株)スタディスト常勤監査役</p> <p>2020年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>2020年10月 (株)日興タカラコーポレーション(現 (株)レーベンホームビルド) 監査役 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役</p> <p>2022年3月 (株)モンスターラボホールディングス 社外監査役(現任)</p> <p>2022年6月 (株)レーベンゼストック 監査役(現任)</p> <p>2022年10月 (株)タカラレーベン 監査役(現任)</p> <p>2023年12月 パシフィックコンサルタンツ(株) 社外監査役(現任)</p> <p>2024年5月 (株)タカラレーベンリアルネット 監査役(現任)</p>	(注) 4	—
常勤監査役	木村 正樹	1964年6月11日生	<p>1987年4月 (株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行</p> <p>2006年4月 同行 弘明寺支店 支店長</p> <p>2008年4月 (株)りそなホールディングス 内部監査部監査員</p> <p>2008年7月 同社 内部監査部上席監査員</p> <p>2011年7月 (株)りそな銀行 信託業務管理部グループリーダー</p> <p>2016年10月 同行 運用管理室 室長</p> <p>2017年4月 同行 信託管理室 室長</p> <p>2020年1月 りそなアセットマネジメント(株) 出向 運用リスク管理部長</p> <p>2021年4月 同社 出向 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部長</p> <p>2021年10月 同社 転籍 執行役員業務部長 兼IT戦略部担当 兼運用リスク管理部長</p> <p>2024年4月 (株)りそな銀行 入行 りそなアセットマネジメント(株) 出向 顧問</p> <p>2024年6月 当社常勤監査役 (現任) (株)タカラレーベン 監査役 (現任)</p>	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
非常勤監査役	渡部 彰仁	1961年12月3日生	1984年4月 ㈱商工組合中央金庫 入庫 2005年7月 同金庫 福島支店支店長 2007年7月 同金庫 新潟支店支店長 2010年7月 同金庫 総務部参事役 2011年7月 同金庫 業務推進部参事役 2012年6月 同金庫 コンプライアンス統括室室長 2013年12月 同金庫 与信統括部部長 2015年8月 ㈱商工中金経済研究所 常務執行役員 2019年4月 商工中金リース㈱ 常務執行役員 2024年6月 当社非常勤監査役(現任) ㈱タカラレーベン 監査役(現任)	(注) 4	—
計					1,173

- (注) 1. 取締役山平恵子氏、山岸直人氏、内田要氏及び金丸祐子氏の4氏は社外取締役であります。
2. 監査役三浦由布子氏、木村正樹氏及び渡部彰仁氏の3氏は社外監査役であります。
3. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
遠藤 誠	1955年9月2日生	1978年4月 商工組合中央金庫(現 ㈱商工組合中央金庫)入庫 1999年7月 同金庫 久留米支店支店長 2001年7月 同金庫 検査部検査役 2003年7月 同金庫 資金証券業務室室長 2004年3月 同金庫 市場業務室室長 2006年8月 同金庫 国際部部長 2007年8月 ポリマテック㈱ 出向 2010年9月 ポリマテック㈱ 転籍 2011年10月 商工中金カード㈱ 常務取締役 2018年6月 当社常勤監査役(現任) 2018年6月 ㈱レーベンゼストック 監査役 2018年6月 タカラアセットマネジメント㈱(現MIRARTHアセットマネジメント㈱) 監査役 2022年5月 ㈱レーベントラスト 監査役 2022年10月 ㈱タカラレーベン 監査役 2023年1月 タカラアセットマネジメント㈱(現MIRARTHアセットマネジメント㈱) 監査役 2024年5月 ㈱レーベンホームビルド 監査役(現任)	—

6. 当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は上記のほか、以下の4名であります。

執行役員 高荒 美香  
執行役員 高橋 衛  
執行役員 谷口 健太郎  
執行役員 山地 剛

## ② 社外役員の状況

当社は、社外取締役を4名選任しており、また、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当社と人的関係及び取引関係等を有していないこと、及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、並びに金融機関をはじめとする各企業での豊富な経験や実績を有すること、又は税務・会計・法律等の各専門分野において幅広い知識・見解を有していること等を基準としております。

社外監査役木村正樹氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の勤務でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2024年3月31日時点）は約2.47%であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外監査役渡部彰仁氏は、当社の借入先である株式会社商工組合中央金庫の与信統括部部長でありましたが、当社の借入金額に占める同行からの借入金額の割合（2024年3月31日時点）は約1.32%であり、また、同社の与信統括部部長を退任されてからすでに8年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

その他の社外取締役、社外監査役と当社との間には、人的関係及び取引関係等はありません。なお、各社外役員が所有する当社の株式数は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」に記載しております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、その立場から必要に応じた意見を述べる等、取締役の業務執行状況を常に監査・監督しております。常勤監査役については、社内に精通し経営に対する理解が深く、監査の環境整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し、客観的な意見表明、助言を行っており、十分に経営の適正性が保たれているものと判断しております。

社外取締役による監督又は社外監査役による監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との連携状況については、社外取締役は、必要に応じてグループ内部監査室、監査役及び会計監査人からの報告を受けることにより、現状と課題を把握し、取締役会にて発言することとしており、また社外監査役は、グループ内部監査室及び会計監査人との連携を図りつつ、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の監査を実施しております。

なお、社外監査役は、必要に応じてグループ内部監査室が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行っており、また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について、報告・説明を受け、各種財務諸表等の監査を行っており、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

##### a. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は監査役会設置会社であり、監査役会はいずれも独立社外役員として東京証券取引所に届けられた3名の社外監査役で構成されております。

なお、常勤監査役三浦由布子氏は公認会計士の資格を持ち、監査法人や一般事業会社にて税務・会計の分野に携わっており、また同じく常勤監査役である木村正樹氏及び非常勤監査役である渡部彰仁氏はいずれも金融機関において支店長や部長職を歴任しており、いずれも財務及び会計や組織運営等に関する知見を有しております。

また、上記監査役3名は子会社である㈱タカラレーベンの監査役を兼務しており、実質的には常勤監査役3名体制にて当社及び㈱タカラレーベン一体として監査を行っております。

##### b. 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会の活動状況 開催頻度、具体的な検討内容等

当社では、上記の社外監査役3名が各々の監査活動において、適法性・妥当性の観点より取締役及びその他の従業員による職務執行状況の監査を行っております。各監査役の監査結果は月1回以上開催される監査役会及び適宜開催される監査役ミーティングにて報告され議論を重ねたうえで監査報告書に集約されております。また監査に際しては、グループ内部監査室が実施する業務監査結果並びに会計監査人が実施する会計監査の内容等も聴取し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

監査役の具体的な活動内容は、取締役会への出席・監査役会の開催（下表参照）の他、コンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会（74頁参照）及び経営会議（12回）等の重要会議への出席及び意見申述、グループ監査役会の主催（2回）や内部監査室（13回）及び監査法人（10回）との監査報告会による情報連携と監査の実効性向上を図っております。また代表取締役や社外取締役とはそれぞれ月次での面談を通じた意見交換や提言等を行っております。また各部門・拠点（各監査役が担当する子会社の会計監査を含む）への往査により取締役や執行役員他幹部社員や従業員との面談等による状況把握を行っております。このほか稟議書や会計関連等の重要書類の閲覧と検証、更には内部通報制度（ヘルプライン）における通報窓口対応と通報事案への会社の対応状況や再発防止の実効性の検証等を中心としております。

2023年度の監査役会における具体的な検討内容（決議・協議内容）は下記に記載のとおりですが、当事業年度は特に事業規模や領域の拡大に伴い多様化するさまざまなリスク要因に対するグループ管理体制の状況について重点を置いて監査を実施しました。監査役会ではその結果認識された課題等について協議を重ね、取締役会やコンプライアンス・リスクマネジメント両委員会等の場で、また代表取締役ほか幹部社員との面談等を通じて意見具申や提言を行いました。2023年度より新設されたグループCRO（最高リスク管理責任者）を中心にこうした課題への対応が実効性ある継続的な取組となるよう引き続きモニタリングをしております。

<監査役会での決議事項、監査役ミーティングを含む主な報告・協議事項>

##### ・決議事項

監査役選任議案への同意、監査法人の監査結果報告書の承認、常勤監査役・監査役会議長の選任、監査役報酬の承認、監査役会監査計画の承認、監査法人の監査報酬への同意

##### ・報告・協議事項

取締役会等の運営状況や付議事項等の適法性及び内容の確認、法定書類・開示書類等の記載内容の確認、内部通報事案等の情報共有と対応状況及び再発防止体制等、コンプライアンス・リスク管理体制のあり方、グループ子会社の業務運営状況及び親会社による統制状況等

各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は下記のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		取締役会	監査役会
常勤監査役	遠藤 誠	16回／16回（100%）	12回／12回（100%）
常勤監査役	三浦 由布子	16回／16回（100%）	12回／12回（100%）
非常勤監査役	本間 朝美	16回／16回（100%）	12回／12回（100%）

## ② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査の充実及び強化を図るため、社長直属の独立室としてグループ内部監査室（6名）を設置しております。また、「内部監査規程」を制定し、内部監査の計画の立案及び実施にあたっては、監査役監査、会計監査人監査との調整を充分に行い、各機能の効率的運用が図られる体制としております。また、監査役は、グループ内部監査室が実施する業務監査に同行し立ち会った上で、監査内容を確認し適宜意見聴取を行う等、実効性と効率性のある監査体制を築くよう努めております。レポートラインについては、グループ内部監査室が、監査活動結果について定期的に取締役会や監査役会へ直接報告を行う体制としており、これを運用することでグループ内部監査室と取締役・監査役の連携体制を確保しております。

## ③ 会計監査の状況

### ア. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

### イ. 継続監査期間

1999年3月期以降

### ウ. 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 業務執行社員 大木 智博

指有限責任社員 業務執行社員 石原 鉄也

指有限責任社員 業務執行社員 下川 高史

### エ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士14名、その他11名であります。

### オ. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人については、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人候補を総合的に評価し決定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任します。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。また、同監査法人の業務執行社員は一定期間を超えて関与することのないような措置をとっております。同監査法人とは監査契約書を締結し、当該契約書に基づいた報酬の支払いをしております。

なお、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。監査役会は、太陽有限責任監査法人より今回の処分について説明を受けましたが、当社の会計監査人としての適格性には影響はないものと判断しております。



カ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価については、上記のとおり日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて行っております。

監査計画並びに毎四半期決算に係る監査結果について、同監査法人から報告を受けその内容を検証するとともに主要な会計上の論点に関して質問・議論を行いました。また特に重要となる会計監査人の独立性や職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制については、監査法人における品質管理システムに関する説明会において、その概要及び日本公認会計士協会及び公認会計士・監査審査会（金融庁）による直近の外部レビュー結果に対するその後の改善状況等の説明を受け、特段の問題がないことを確認しました。

また会計監査人が監査を行う際に特に重要と考えた事項を監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関しては、監査法人が候補として選定した項目を中心に、期中に実施された経営上の諸施策が会計処理に及ぼす影響等も勘案しながら期中を通じた監査役会との協議の結果、以下の2項目に決定されました。

- ・エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討
- ・不動産及び発電施設の売却取引に係る収益認識

監査役会は最終的に確定したKAMに関する監査法人の決定理由と、これらの項目についての当社の対応及び監査法人の評価が適切であることを確認しました。

以上の論点に加え、期中における同監査法人と経営者や経理部門、内部監査部門その他関連する部署との連携状況についても勘案したうえで、監査法人の監査業務及び監査結果について相当であると判断するとともに、再任することを決定しております。

④ 監査報酬の内容等

ア. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	48	—	34	—
連結子会社	20	—	39	—
計	68	—	73	—

イ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（グラントソントン）に属する組織に対する報酬（ア. を除く）  
該当事項はありません。

ウ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
（前連結会計年度）  
該当事項はありません。

（当連結会計年度）  
該当事項はありません。

エ. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬については、監査体制、監査日数等を勘案し監査役会との協議のうえ決定しております。

オ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査報酬につきましては、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社の規模や業務内容に照らして、監査計画の内容、監査業務の遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討・協議を行い同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しております。また、その報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業との比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しており、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結び付けることを目的としております。

役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりです。

##### (i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### イ. 決定方針の決定方法

決定方針は、報酬諮問委員会において審議・承認し、報酬諮問委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。当社は2023年12月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

###### ロ. 決定方針の内容の概要

###### a. 基本方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に際しては、株主総会で決議された範囲内で、業績や潜在的リスク、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで、任意の諮問機関である報酬諮問委員会の諮問に基づき決定するものとし、業務執行取締役については報酬の一定割合を業績や各取締役の貢献度と連動させることで、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するように設定し、健全かつ効率的で安定した継続企業へと結びつけるものとします。

業務執行取締役の役員報酬に関する具体的な基本方針の内容は、次のとおりとします。

- ・当社企業価値の向上に資するものであること。
- ・優秀な人材を確保、維持できる金額水準と設計であること。
- ・当社の中長期経営戦略を反映する設計であり、それを動機づけるものであること。
- ・株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること。
- ・基本報酬に加え、個人評価連動及び業績連動を導入して設計された報酬体系に基づき決定されること。

###### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて業界水準や他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し作成された基本報酬テーブルに基づき、これを12月で等分にしたものが月例報酬として支給されます。

###### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬以外の報酬については、現金賞与、及び株式報酬型ストックオプションとし、当該期における業績目標やESG目標等の達成度合に応じて支給・不支給を決定するものとします。また合わせて、事業年度毎に次の5つの評価項目（『P. C. F. P. A.』評価）をそれぞれ達成度合いに応じて5段階で評価し、任意の諮問委員会である報酬諮問委員会の諮問を受けて決定します。

- ・業績（Performance）・・・自部門の業績
- ・コンプライアンス（Compliance）・・・法令順守、モラル等
- ・先見性（Foresight）・・・状況把握・分析能力、事業計画立案能力
- ・体力（Physical）・・・事業推進能力
- ・親和性（Affinity）・・・関係構築能力

なお、具体的な支給額又は支給数については、各業務執行取締役の個別の評価により決定しますが、現金賞与については、当社の当該期の業績目標が未達であっても、各業務執行取締役の管掌する部門における目標達成状況等に応じて支給することができるものとします。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションとします。

###### d. 基本報酬額・業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の割合については、原則として、「取締役基本報酬：現金賞与：A種ストックオプション：B種ストックオプション＝5：2：2：1」とします。

個別報酬額の決定は諮問機関である報酬諮問委員会にて決定します。報酬諮問委員会は、その支払い総額を、都度取締役会にて報告します。

- (ii) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個別報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、取締役会の決議により授権された報酬諮問委員会で決定しております。取締役の個人別報酬額の決定権限を報酬諮問委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性及び説明責任を強化するためです。

上記のとおり、取締役の個別報酬額については、報酬諮問委員会で決定し、その支払い総額を取締役に報告する措置を講じており、これらの手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、報酬諮問委員会の各構成員については次のとおりであります。

委員 山平恵子 (社外取締役) 委員 山岸直人 (社外取締役)  
 委員 内田 要 (社外取締役) 委員 金丸祐子 (社外取締役)  
 委員 島田和一 (代表取締役 兼 グループCEO 兼 グループCOO 兼 社長執行役員)

- (iii) 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬については株式報酬型ストックオプションとし、原則として当該期の業績が目標を達成する等した場合に発行いたします。なお、各業務執行取締役の業績達成評価により、株式報酬型ストックオプションの付与数、あるいは不支給を決定します。その目標となる業績指標は毎年設定し、環境の変化に応じて適宜見直しを行います。

株式報酬型ストックオプションは、一定期間後行使可能なA種ストックオプションと、退職時行使可能なB種ストックオプションであります。

- (iv) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において定款で定める取締役の員数(15名以内)に対し年額600百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は3名)であります。また別枠で、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額600百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、1999年7月16日開催の臨時株主総会において定款で定める監査役の員数(5名以内)に対し年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	229	128	60	41	—	2
社外役員	73	73	—	—	—	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. ストックオプションは、割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であり、支給人員は取締役2名であります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
島田 和一	165	取締役	提出会社	90	44	30	—

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の政策保有株式の保有方針につきましては、取引関係等の円滑化を主な目的としており、株価の状況等から、保有継続の是非を判断し、保有の合理性が認められる場合に保有しております。

政策保有株式の保有の適否については、取締役会等において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を適宜検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	9	458
非上場株式以外の株式	6	1,590

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	591
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
タカラレーベン不動産投資法人	14,385	14,385	当社が同法人のスポンサーであり、良好な関係維持・強化を図るため保有しております。	無
	1,461	1,288		
(株)筑波銀行	141,000	141,000	茨城県内のプロジェクトを中心に借入等の銀行取引を行っており、引続き財務活動を確保するため保有しております。	有
	42	30		
(株)武蔵野銀行	10,000	10,000	長期に及ぶ大型プロジェクトに融資いただいております。今後も円滑な財務活動を確保するため保有しております。	有
	29	22		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	43,280	43,280	プロジェクト融資を中心に継続的な銀行取引を行っており、引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無(注2)
	33	21		
(株)りそなホールディングス	20,000	20,000	エリアや事業に囚われない融資をいただいております。引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無
	19	12		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	1,000	1,000	東京都内を中心に新築マンション事業に限ることなく多岐にわたる事業への融資をいただいております。引続き円滑な財務活動を確保するため保有しております。	無(注2)
	4	2		

(注) 1. 定量的な保有効果については測定が困難なため記載しておりません。保有目的の合理性を検証した方法につきましては、「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

2. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4, ※5 47,872	※4 42,740
受取手形、売掛金及び契約資産	※1, ※4, ※5 3,477	※1, ※4 8,335
販売用不動産	※4, ※6 34,147	※4, ※6 47,381
販売用発電施設	※6 3,375	※6 65
仕掛販売用不動産	※4, ※6 82,713	※4, ※6 76,598
未成工事支出金	0	40
その他	※5, ※6 17,415	17,053
貸倒引当金	△275	△277
流動資産合計	188,728	191,937
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,984	33,724
減価償却累計額	△5,104	△5,969
建物及び構築物（純額）	※4, ※6 28,879	※4, ※6 27,755
機械装置及び運搬具	57,096	63,287
減価償却累計額	△8,390	△10,834
機械装置及び運搬具（純額）	※4, ※5, ※6 48,705	※4, ※6 52,453
工具、器具及び備品	1,126	1,265
減価償却累計額	△811	△966
工具、器具及び備品（純額）	※4, ※6 315	※4, ※6 299
土地	※4, ※5, ※6 41,394	※4, ※6 33,759
リース資産	345	345
減価償却累計額	△86	△118
リース資産（純額）	258	226
建設仮勘定	※4, ※5, ※6 5,808	※4, ※6 3,264
有形固定資産合計	125,362	117,759
無形固定資産		
のれん	3,918	3,420
その他	※4, ※6 4,457	※4 4,643
無形固定資産合計	8,376	8,063
投資その他の資産		
投資有価証券	2,368	2,597
長期貸付金	830	200
繰延税金資産	4,744	4,258
その他	※3, ※6 11,205	※3, ※6 12,563
貸倒引当金	△2	△0
投資その他の資産合計	19,145	19,619
固定資産合計	152,884	145,441
繰延資産	56	68
資産合計	341,669	337,447

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,342	27,119
短期借入金	※4, ※5 92,069	※4 25,621
1年内償還予定の社債	190	2,806
1年内返済予定の長期借入金	※4 25,997	※4 44,102
リース債務	34	34
未払法人税等	4,318	3,571
前受金	※2 10,197	※2 9,167
賞与引当金	699	850
完成工事補償引当金	551	614
その他	11,755	8,648
流動負債合計	162,157	122,537
固定負債		
長期借入金	※4 104,828	※4 130,673
社債	4,015	7,008
リース債務	249	214
役員退職慰労引当金	135	100
退職給付に係る負債	1,100	1,314
資産除去債務	182	200
繰延税金負債	2,509	2,489
その他	1,348	1,239
固定負債合計	114,369	143,240
負債合計	276,527	265,778
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金	4,820	3,375
利益剰余金	55,971	61,514
自己株式	△4,174	△4,066
株主資本合計	61,436	65,643
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△71	127
為替換算調整勘定	3	△36
退職給付に係る調整累計額	8	△17
その他の包括利益累計額合計	△59	73
新株予約権	220	277
非支配株主持分	3,544	5,674
純資産合計	65,142	71,669
負債純資産合計	341,669	337,447



②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	※1 153,472	※1 185,194
売上原価	※2 121,763	※2 144,603
売上総利益	31,708	40,590
販売費及び一般管理費	※3 24,677	※3 25,133
営業利益	7,030	15,457
営業外収益		
受取利息	28	34
受取配当金	233	174
受取手数料	108	122
受取保険金	38	228
持分法による投資利益	—	238
雑収入	599	395
営業外収益合計	1,008	1,193
営業外費用		
支払利息	2,080	2,795
持分法による投資損失	219	—
アレンジメントフィー	165	646
雑損失	540	223
営業外費用合計	3,005	3,666
経常利益	5,033	12,984
特別利益		
段階取得に係る差益	601	—
固定資産売却益	※4 97	—
投資有価証券売却益	—	145
関係会社株式売却益	—	563
特別利益合計	698	709
特別損失		
固定資産売却損	※5 132	—
減損損失	※6 48	※6 508
事務所移転費用	26	31
関係会社株式売却損	—	14
特別損失合計	206	554
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	5,525	13,139
匿名組合損益分配額	△178	147
税金等調整前当期純利益	5,703	12,991
法人税、住民税及び事業税	4,708	4,470
法人税等調整額	△3,451	244
法人税等合計	1,257	4,714
当期純利益	4,445	8,276
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△138	98
親会社株主に帰属する当期純利益	4,584	8,178

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	4,445	8,276
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△619	198
為替換算調整勘定	3	△40
退職給付に係る調整額	23	△25
その他の包括利益合計	※ △593	※ 133
包括利益	3,852	8,409
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,990	8,311
非支配株主に係る包括利益	△138	98

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,817	53,395	△4,456	58,575
当期変動額					
剰余金の配当			△1,963		△1,963
親会社株主に帰属する当期純利益			4,584		4,584
新規連結による変動額			△44		△44
自己株式の処分		3		282	285
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	3	2,575	282	2,860
当期末残高	4,819	4,820	55,971	△4,174	61,436

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	548	0	△14	534	197	294	59,601
当期変動額							
剰余金の配当							△1,963
親会社株主に帰属する当期純利益							4,584
新規連結による変動額							△44
自己株式の処分							285
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△619	3	23	△593	22	3,250	2,680
当期変動額合計	△619	3	23	△593	22	3,250	5,540
当期末残高	△71	3	8	△59	220	3,544	65,142

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,819	4,820	55,971	△4,174	61,436
当期変動額					
剰余金の配当			△2,635		△2,635
親会社株主に帰属する当期純利益			8,178		8,178
連結除外による変動額			1		1
連結子会社の増資による持分の増減		△1,301			△1,301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△174			△174
自己株式の処分		31		108	140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,444	5,543	108	4,207
当期末残高	4,819	3,375	61,514	△4,066	65,643

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△71	3	8	△59	220	3,544	65,142
当期変動額							
剰余金の配当							△2,635
親会社株主に帰属する当期純利益							8,178
連結除外による変動額							1
連結子会社の増資による持分の増減							△1,301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△174
自己株式の処分							140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	198	△40	△25	133	56	2,129	2,319
当期変動額合計	198	△40	△25	133	56	2,129	6,526
当期末残高	127	△36	△17	73	277	5,674	71,669

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	5,703	12,991
減価償却費	3,020	5,370
減損損失	48	508
のれん償却額	390	509
引当金の増減額 (△は減少)	99	179
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	141	174
受取利息及び受取配当金	△262	△209
株式報酬費用	327	196
支払利息	2,080	2,795
売上債権の増減額 (△は増加)	△65	△4,892
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△10,509	15,692
仕入債務の増減額 (△は減少)	758	10,934
前受金の増減額 (△は減少)	2,848	△1,029
その他	△741	1,736
小計	3,839	44,957
利息及び配当金の受取額	256	192
利息の支払額	△2,109	△2,695
法人税等の支払額	△2,709	△5,676
営業活動によるキャッシュ・フロー	△722	36,777
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△14	△35
定期預金の払戻による収入	150	—
有形固定資産の取得による支出	△19,349	△25,589
有形固定資産の売却による収入	1,933	1,271
無形固定資産の取得による支出	△189	△1,895
関係会社株式の取得による支出	—	△604
長期貸付けによる支出	△450	—
長期貸付金の回収による収入	—	380
投資有価証券の取得による支出	△1,628	△0
投資有価証券の売却による収入	253	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	※3 △26,941	△518
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	445
その他	△117	215
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,354	△26,329
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	74,783	△67,503
長期借入れによる収入	97,853	124,207
長期借入金の返済による支出	△106,935	△75,498
社債の発行による収入	150	5,745
社債の償還による支出	△2,183	△190
リース債務の返済による支出	△35	△34
非支配株主への払戻による支出	—	△4,768
非支配株主からの払込みによる収入	—	5,761
配当金の支払額	△1,962	△3,161
非支配株主への配当金の支払額	△140	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,531	△15,464
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,454	△5,017
現金及び現金同等物の期首残高	32,693	47,148
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△246
現金及び現金同等物の期末残高	※1 47,148	※1 41,884

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

株式会社タカラレーベン

株式会社レーベンコミュニティ

株式会社レーベンホームビルド

株式会社タカラレーベンリアルネット

株式会社レーベンゼストック

株式会社レーベントラスト

Takara Leben (Thailand) Co., Ltd.

タカラアセットマネジメント株式会社

M I R A R T H不動産投資顧問株式会社

2024年3月29日付で、タカラPAG不動産投資顧問株式会社は、M I R A R T H不動産投資顧問株式会社に社名を変更しております。

M I R A R T Hグリーンテック株式会社及び合同会社延岡バイオマス発電所他2社は、株式を取得等したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

レーベンエナジー2号合同会社他4社は、当社保有持分を売却等したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 4社

主要な非連結子会社の名称

合同会社RS

合同会社SDX

LS岡山津山合同会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 開示対象特別目的会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

主要な持分法適用会社の名称

港合同会社

HTLC HOLDING JOINT STOCK COMPANY他2社は、当社保有持分を売却等したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数 5社

主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

合同会社RS

合同会社SDX

LS岡山津山合同会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

#### (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 15社、5月末日 1社、8月末日 1社、9月末日 1社、11月末日 2社、12月末日 5社、  
1月末日 2社

(2) 連結財務諸表作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる連結子会社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

##### b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 不動産事業

a. 新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額を受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

b. 流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

c. 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの管理等を行っている事業であり、顧客との契約内容に基づき受託業務を提供する義務を負っております。当該履行義務は業務が行われた時点で充足されるものであり、当該時点において収益を計上しております。



② エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

③ アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業は、タカラレーベン不動産投資法人等に対するアセットマネジメント業務を提供する事業であり、顧客との契約に基づき運用等を行う義務を負っております。当該履行義務は業務が提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を計上しております。また、運用資産の取得・譲渡に係る業務の履行義務は、受入れ又は引渡される一時点で充足されるものであり、当該受入又は引渡時点において収益を計上しております。

④ その他事業

その他事業は、主に建設の請負事業であり、顧客との建物請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該建物請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって建設の請負事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引価格は建物請負工事契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は請負代金全額を受領と同日としているため、建物引渡しと同時期に請負代金の支払いを受けております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年以内の均等償却を行っております。

ただし、金額の僅少なものについては発生年度に一括で償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に減損損失として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
建物及び構築物	24百万円	—
機械装置及び運搬具	—	13百万円
土地	24百万円	494百万円
計	48百万円	508百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当連結会計年度において「(連結損益計算書関係) ※6 減損損失」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等又は使用価値を回収可能価額として、減損損失508百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しております。当該将来キャッシュ・フローは、関連する会社の経営会議等によって承認された収支計画に基づき見積りを行っております。収支計画の見積りに当たり、エネルギー事業においては、売電収入の基礎となる売電見込み及び売電単価、使用期間並びに中長期エネルギー事業戦略による事業の拡大による運営の効率化等を踏まえて算定しております。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる資産については、回収可能価額を零として評価しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」に表示していた637百万円は、「受取保険金」38百万円、「雑収入」599百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「アレンジメントフィー」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」の「雑損失」に表示していた705百万円は、「アレンジメントフィー」165百万円、「雑損失」540百万円として組み替えております。

(追加情報)

(補償に関する合意)

当社は、2024年3月27日に譲渡した発電施設の譲受人との間でスポンサー合意書を締結し、譲渡した発電施設の雪災に起因又は関連する損害、損失及び費用について補償する合意を行っております。現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては、連結財務諸表に反映しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
売掛金	98百万円	115百万円
契約資産	3,379	8,220

※2 前受金のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
契約負債	10,172百万円	8,994百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資その他の資産 その他(非連結子会社 及び関連会社株式)	3,962百万円	4,942百万円

※4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
現金及び預金	3,341百万円	2,226百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	95	200
販売用不動産	28,111	26,918
仕掛販売用不動産	73,209	63,755
建物及び構築物	6,359	23,616
機械装置及び運搬具	5,304	44,170
工具、器具及び備品	4	78
土地	20,949	18,468
建設仮勘定	2,229	2,002
その他(無形固定資産)	232	3,700
計	139,836	185,138

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
短期借入金	89,492百万円	22,788百万円
1年内返済予定の長期借入金	21,617	35,825
長期借入金	94,471	118,832
計	205,581	177,446
(うち、ノンリコースローン)	(74,004)	(-)

※5 ノンリコースローン

ノンリコースローンは以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
ノンリコース短期借入金	74,004百万円	－百万円
計	74,004	－

ノンリコースローンに対応する資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
現金及び預金	3,209百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	250	－
その他(流動資産)	13	－
機械装置及び運搬具	45,324	－
土地	860	－
建設仮勘定	0	－
計	49,658	－

※6 資産の保有目的の変更

前連結会計年度(2023年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において販売用発電施設1,024百万円を機械装置及び運搬具1,024百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物5,107百万円、工具、器具及び備品32百万円、土地8,274百万円、建設仮勘定2,254百万円、借地権14百万円(無形固定資産の「その他」)、ソフトウェア0百万円(無形固定資産の「その他」)を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた15,308百万円のうち、6,765百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において前払費用7百万円(流動資産の「その他」)、機械装置及び運搬具2,579百万円、土地60百万円、建設仮勘定525百万円、長期前払費用235百万円(投資その他の資産の「その他」)を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用発電施設に振替えた3,408百万円のうち、2,505百万円を売上原価に計上しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において仕掛販売用不動産7百万円、販売用発電施設85百万円を建物及び構築物3百万円、土地4百万円、機械装置及び運搬具83百万円、長期前払費用2百万円(投資その他の資産の「その他」)に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物6,031百万円、工具、器具及び備品22百万円、土地13,343百万円、建設仮勘定1,795百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当連結会計年度において売却しており、販売用不動産に振替えた20,342百万円のうち、10,882百万円を売上原価に計上しております。

そのほか、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物及び構築物30百万円、機械装置及び運搬具2,576百万円、長期前払費用11百万円(投資その他の資産の「その他」)を販売用発電施設に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度において売却しており、2,617百万円を売上原価に計上しております。

## 7 偶発債務（保証債務）

## 金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当社グループ顧客住宅ローンに関する抵当権 設定登記完了までの金融機関等に対する連帯 保証債務	15,420百万円	11,700百万円
Minato Vietnam Co., Ltd.	112	647
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	1,615	524
WISE ESTATE 8 Co., Ltd.	246	367
WISE ESTATE 10 Co., Ltd.	237	489
計	17,632	13,730

8 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関63社（前連結会計年度68社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当座貸越極限度額及び貸出コミットメント の総額	85,033百万円	84,333百万円
借入実行残高	51,105	53,894
差引額	33,928	30,439

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下げ後（洗替）の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
△1,032百万円	16百万円

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度34%、当連結会計年度34%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前連結会計年度66%、当連結会計年度66%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
広告宣伝費	5,352百万円	5,336百万円
販売促進費	2,218	2,398
給料手当	4,333	4,536
賞与引当金繰入額	915	1,082
退職給付費用	186	213
役員退職慰労引当金繰入額	27	26
貸倒引当金繰入額	—	1

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	45百万円	—百万円
工具、器具及び備品	6	—
土地	45	—
計	97	—

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
土地	132百万円	—百万円
計	132	—

※6 減損損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、ホテルの収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（48百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
ホテル	土地・建物	京都府中京区	48
合計			48

また、科目別の内訳は、土地24百万円、建物24百万円であります。

当社グループは、ホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度において、賃貸不動産、発電施設及びホテルの収益性の低下等により、以下の資産又は資産グループについて減損損失（508百万円）を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
賃貸不動産	土地	愛媛県松山市	39
発電施設	機械装置及び運搬具	北海道茅部郡	13
ホテル	土地	京都府京都市	408
	土地	京都府京都市	46
合計			508

また、科目別の内訳は、土地494百万円、機械装置及び運搬具13百万円であります。

当社グループは、賃貸不動産、発電施設及びホテルについては個別の物件単位にグルーピングを行っております。

賃貸不動産及びホテルの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基準に評価しております。また、発電施設の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△287百万円	222百万円
組替調整額	△620	0
税効果調整前	△908	222
税効果額	289	△23
その他有価証券評価差額金	△619	198
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3	△40
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	8	△33
組替調整額	14	0
税効果調整前	22	△33
税効果額	0	7
退職給付に係る調整額	23	△25
その他の包括利益合計	△593	133



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	121,000,000	—	—	121,000,000
合計	121,000,000	—	—	121,000,000
自己株式				
普通株式(注)	11,948,807	—	756,200	11,192,607
合計	11,948,807	—	756,200	11,192,607

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少756,200株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	220
合計		—	—	—	—	—	220

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,526	14	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	437	4	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,976	利益剰余金	18	2023年3月31日	2023年6月26日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	121,000,000	—	—	121,000,000
合計	121,000,000	—	—	121,000,000
自己株式				
普通株式 (注)	11,192,607	—	289,900	10,902,707
合計	11,192,607	—	289,900	10,902,707

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少289,900株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	277
合計		—	—	—	—	—	277

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,976	18	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	659	6	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,981	利益剰余金	18	2024年3月31日	2024年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	47,872百万円	42,740百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△35
顧客からの預り金	△724	△821
現金及び現金同等物	47,148	41,884

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
保有不動産の保有目的の変更により販売用不動産及び仕掛販売用不動産から固定資産に振替えた金額	1,024百万円	93百万円
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えた金額	15,684	21,193
保有不動産の保有目的の変更により固定資産から販売用発電施設に振替えた金額	3,408	2,617

※3 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに出資のための収入(純額)及び支出(純額)との関係は次のとおりです。

タカラレーベン・インフラ投資法人

流動資産	6,080 百万円
固定資産	68,097
のれん	2,747
繰延資産	26
流動負債	△3,587
固定負債	△35,676
非支配株主持分	△3,064
段階取得による差益	△601
子会社株式の取得価額	34,021
支配獲得時までの取得原価	△1,898
現金及び現金同等物	△5,180
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	△26,941

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設(「建物及び構築物」、「工具、器具及び備品」)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

統括業務施設における工具、器具及び備品及び車両運搬具であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	1,418	50
1年超	10,520	70
合計	11,939	120

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、返済及び償還期間は主として3年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとの金利の一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。また、営業債務及び借入金等は、当社財務部にて資金計画表を作成する等の方法により資金管理をしております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ管理規程に基づき管理をしております。連結子会社についても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「短期貸付金（流動資産の「その他」）」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*1)	1,858	1,858	—
(2) 長期貸付金	830	830	—
資産計	2,688	2,688	—
(3) リース債務 (流動)	34	34	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	130,826	130,860	34
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	4,205	4,174	△30
(6) リース債務 (固定)	249	237	△11
負債計	135,315	135,308	△7

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*1)	2,138	2,138	—
(2) 長期貸付金	200	200	—
資産計	2,338	2,338	—
(3) リース債務 (流動)	34	34	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	174,776	174,719	△57
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	9,815	9,886	71
(6) リース債務 (固定)	214	202	△12
負債計	184,841	184,843	2
デリバティブ取引 (*2)	—	—	—

(\*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式	510	458

(\*2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	47,872	—	—	—
受取手形及び売掛金	98	—	—	—
長期貸付金	—	830	—	—
合計	47,970	830	—	—

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	42,740	—	—	—
受取手形及び売掛金	115	—	—	—
短期貸付金	250	—	—	—
長期貸付金	—	200	—	—
合計	43,106	200	—	—

2. 短期借入金、長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	18,065	—	—	—	—	—
ノンリコース短期借 入金	74,004	—	—	—	—	—
長期借入金	25,997	46,607	31,903	10,580	6,844	8,893
社債	190	2,740	940	70	265	—
リース債務	34	34	33	32	31	117
合計	118,292	49,382	32,877	10,682	7,140	9,010

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	25,621	—	—	—	—	—
長期借入金	44,102	45,154	18,409	13,467	11,018	42,624
社債	2,806	1,006	2,736	3,265	—	—
リース債務	34	33	32	31	31	86
合計	72,565	46,194	21,178	16,764	11,049	42,710

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	1,858	—	—	1,858
資産計	1,858	—	—	1,858

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	2,138	—	—	2,138
資産計	2,138	—	—	2,138

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	830	—	830
資産計	—	830	—	830
リース債務（流動）	—	34	—	34
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	130,860	—	130,860
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	4,174	—	4,174
リース債務（固定）	—	237	—	237
負債計	—	135,308	—	135,308



当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	200	—	200
資産計	—	200	—	200
リース債務（流動）	—	34	—	34
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	174,719	—	174,719
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	9,886	—	9,886
リース債務（固定）	—	202	—	202
負債計	—	184,843	—	184,843

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債、元金金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務

これらの時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を用いて算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております（上記「長期借入金」参照）。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	95	74	21
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	95	74	21
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	8	15	△7
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,754	1,880	△125
	小計	1,762	1,895	△132
合計		1,858	1,969	△111

当連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	139	75	64
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,989	1,880	109
	小計	2,129	1,955	173
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	9	13	△4
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	9	13	△4
合計		2,138	1,969	169

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	40	27	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	212	19	—
合計	253	46	—

当連結会計年度 (2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	146	145	0
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	146	145	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度においては、該当事項はありません。

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	39,785	39,785	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を併用しております。なお、当社及び一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((2) に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	916百万円	1,003百万円
勤務費用	150	158
利息費用	5	9
数理計算上の差異の発生額	△27	37
退職給付の支払額	△41	△70
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	—	46
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	—	30
退職給付債務の期末残高	1,003	1,215

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	67百万円	97百万円
退職給付費用	59	61
退職給付の支払額	△25	△7
中小企業退職金共済制度への拠出額	△4	△5
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	—	△46
退職給付に係る負債の期末残高	97	99

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,138百万円	1,353百万円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△38	△39
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,100	1,314

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150百万円	158百万円
利息費用	5	9
数理計算上の差異の費用処理額	6	0
簡便法で計算した退職給付費用	55	56
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	—	30
確定給付制度に係る退職給付費用	216	254

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
数理計算上の差異	△33百万円	36百万円
合計	△33	36

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△11百万円	25百万円
合計	△11	25

## (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
割引率	0.86～0.99 %	1.05～1.15 %
予想昇給率	2.07～2.95	2.34～2.95

## 3. 確定拠出制度

当社グループの中小企業退職金共済制度への要拠出額は、前連結会計年度4百万円、当連結会計年度5百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費	327	196

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回B種新株予約権	第2回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 1名	当社取締役 7名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2	普通株式 130,000株	普通株式 120,400株
付与日	2012年7月9日	2013年5月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2012年7月10日 至 2052年7月9日	自 2013年5月15日 至 2053年5月14日

	第3回B種新株予約権	第4回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 7名 当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 129,200株	普通株式 133,600株
付与日	2014年5月13日	2015年7月14日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2014年5月14日 至 2054年5月13日	自 2015年7月15日 至 2055年7月14日

	第5回B種新株予約権	第6回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 2名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 125,200株	普通株式 128,000株
付与日	2016年5月10日	2017年7月11日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2016年5月11日 至 2056年5月10日	自 2017年7月12日 至 2057年7月11日

	第7回B種新株予約権	第8回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 164,000株	普通株式 156,000株
付与日	2018年8月28日	2019年7月30日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2018年8月29日 至 2058年8月28日	自 2019年7月31日 至 2059年7月30日

	第9回B種新株予約権	第10回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 159,600株	普通株式 158,100株
付与日	2020年8月1日	2021年7月31日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	原則として当社グループの取締役及び執行役員の内いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2020年8月2日 至 2060年8月1日	自 2021年8月1日 至 2061年7月31日

	第11回B種新株予約権	第11回A種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 7名	当社取締役 2名 子会社の取締役 6名 子会社の執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 188,000株	普通株式 289,900株
付与日	2022年8月23日	2023年8月1日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。	対象勤務期間は定めていません。
権利行使期間	自 2022年8月24日 至 2062年8月23日	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日

	第12回B種新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 子会社の取締役 6名 子会社の執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 176,700株
付与日	2023年8月1日
権利確定条件	原則として当社グループの取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降。
対象勤務期間	権利確定日を合理的に予測することが困難なため、対象勤務期間はないものとみなしております。
権利行使期間	自 2023年8月2日 至 2063年8月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の式数を記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利確定前（株）								
前連結会計年度末	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	76,000	84,000	84,000
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	30,400	28,000	27,600	32,000	32,000	76,000	84,000	84,000
権利確定後（株）								
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-	-	-

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第11回A種 新株予約権	第12回B種 新株予約権
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	119,600	135,200	163,700	-	-
付与	-	-	-	289,900	176,700
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	289,900	-
未確定残	119,600	135,200	163,700	-	176,700
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	289,900	-
権利行使	-	-	-	289,900	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

(注) 2013年7月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回B種 新株予約権	第2回B種 新株予約権	第3回B種 新株予約権	第4回B種 新株予約権	第5回B種 新株予約権	第6回B種 新株予約権	第7回B種 新株予約権	第8回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	128	306	186	472	480	316	253	290

	第9回B種 新株予約権	第10回B種 新株予約権	第11回B種 新株予約権	第11回A種 新株予約権	第12回B種 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	464	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	228	241	262	482	321

(注) 権利行使価格は、1株当たりの金額を記載しております。なお、2013年7月1日付株式分割（1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第11回A種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
② 主な基礎数値及び見積方法

	第11回A種新株予約権
株価変動性 (注) 1	20.9%
予想残存期間 (注) 2	0.0028年
予想配当率 (注) 3	3.60%
無リスク利率 (注) 4	△0.059%

- (注) 1. 2021年8月2日から2023年7月31日までの株価実績に基づき算定しております。  
2. 新株予約権割当日から権利行使期間開始日までの期間を使用しております。  
3. 直近10年間の配当実績に基づき算定しております。  
4. 予想残存期間が非常に短いため、無担保コール翌日物金利の平均値を使用しております。

当連結会計年度において付与された第12回B種新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
② 主な基礎数値及び見積方法

	第12回B種新株予約権
株価変動性 (注) 1	38.7%
予想残存期間 (注) 2	11.3年
予想配当率 (注) 3	3.60%
無リスク利率 (注) 4	0.651%

- (注) 1. 2012年4月23日から2023年7月31日までの株価実績に基づき算定しております。  
2. 新株予約権者の予想残存勤務年数の加重平均値を使用しております。  
3. 直近10年間の配当実績に基づき算定しております。  
4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りに基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	221百万円	272百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	85	84
販売用不動産評価損否認	53	58
会員権評価損否認	34	33
退職給付に係る負債損金算入限度超過額	355	404
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	44	30
減価償却損金算入限度超過額	184	182
減損損失否認	400	292
繰延消費税等	147	254
未払事業税等	167	220
投資有価証券強制評価減否認	3	3
資産除去債務否認	62	67
税務繰延資産	251	246
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	36	48
新株予約権	80	84
工事補償損失否認	66	66
分割承継法人株式	290	290
連結上の未実現利益の消去に係る税効果	742	360
譲渡損益調整勘定	—	210
その他	273	29
繰延税金資産小計	3,503	3,240
評価性引当額(注)	△612	△836
繰延税金資産合計	2,890	2,403
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△551	△551
その他有価証券評価差額金	△2	△43
譲渡損益調整勘定	—	△38
その他	△102	—
繰延税金負債合計	△656	△634
繰延税金資産(△は負債)の純額	2,234	1,769

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、譲渡損益調整勘定及び減損損失等に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	△16.9	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	△0.0
住民税均等割	0.2	0.2
子会社税率差異	9.2	△0.5
のれん償却額	2.1	1.2
連結修正による影響	△5.6	2.2
その他	1.4	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0	36.3

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年11月18日付で行われた当社連結子会社である合同会社グリーンエネルギーによるタカラレーベン・インフラ投資法人との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、貸事務所用土地の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用のマンション等を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は259百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は151百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	38,805	35,714
期中増減額	△3,091	△4,668
期末残高	35,714	31,045
期末時価	37,254	36,080

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（12,097百万円）及び賃貸等不動産への用途変更（38百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（14,364百万円）、減価償却費（316百万円）であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（11,659百万円）であり、主な減少額は販売用不動産及び仕掛販売用不動産への振替（17,010百万円）、減価償却費（303百万円）であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づく金額によっております。

4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、建設中の資産の前連結会計年度及び当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、それぞれ3,020百万円及び2,165百万円です。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,765百万円	3,379百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,379	8,220
契約負債（期首残高）	7,323	10,172
契約負債（期末残高）	10,172	8,994

契約負債は、主に、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う一般消費者である顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,348百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,420百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、不動産事業における不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	23,842百万円	26,656百万円
1年超2年以内	41,942	31,714
2年超3年以内	12,222	11,717
合計	78,007	70,089

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンション分譲を中心に事業活動をしております。なお、「不動産事業」、「エネルギー事業」及び「アセットマネジメント事業」を報告セグメントとしております。

「不動産事業」は、コア事業である新築分譲マンション事業のほか、新築戸建分譲、マンションのリニューアル・リセール、レジデンスやオフィス等の収益不動産の売却を行う流動化事業、不動産賃貸事業、不動産管理事業等を行っております。

「エネルギー事業」は、太陽光をはじめとした風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社に売却し、安定収入を得る事業を行っております。

「アセットマネジメント事業」は、当社グループに蓄積された不動産、再生可能エネルギーに関する豊富な専門知識・ノウハウ・ネットワークを活用し、J-REIT及び私募ファンド等の運用を受託し、優良な投資機会と堅実な資産管理サービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ後の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	133,291	9,045	1,096	143,434	4,219	147,653
その他の収益	5,819	—	—	5,819	—	5,819
外部顧客への売上高	139,110	9,045	1,096	149,253	4,219	153,472
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	139,110	9,045	1,096	149,253	4,219	153,472
セグメント利益又は損失（△）	7,906	△956	322	7,271	△241	7,030
セグメント資産	181,226	120,820	2,052	304,099	5,373	309,473
セグメント負債	161,822	111,390	288	273,501	3,974	277,476
その他の項目						
減価償却費	362	2,183	7	2,553	86	2,639
のれんの償却額	78	—	—	78	—	78
支払利息	1,256	683	0	1,939	11	1,951
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	16,957	52,485	2	69,445	96	69,542

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設の請負事業、修繕工事事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	不動産事業	エネルギー 事業	アセットマ ネジメント 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	156,933	13,849	734	171,517	7,805	179,322
その他の収益	5,871	—	—	5,871	—	5,871
外部顧客への売上高	162,804	13,849	734	177,388	7,805	185,194
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	162,804	13,849	734	177,388	7,805	185,194
セグメント利益又は損失（△）	13,790	2,026	△34	15,782	△325	15,457
セグメント資産	178,033	113,998	935	292,967	7,264	300,232
セグメント負債	157,048	117,604	110	274,763	3,562	278,325
その他の項目						
減価償却費	344	4,585	5	4,935	84	5,020
のれんの償却額	78	—	—	78	—	78
支払利息	1,315	1,544	0	2,860	2	2,862
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	16,320	22,960	0	39,281	1,231	40,513

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業やホテル運営事業等を含んでおります。



4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	149,253	177,388
「その他」の区分の売上高	4,219	7,805
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	153,472	185,194

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	7,271	15,782
「その他」の区分の利益	△241	△325
セグメント間取引消去	—	—
のれんの償却額	—	—
連結財務諸表の営業利益	7,030	15,457

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	304,099	292,967
「その他」の区分の資産	5,373	7,264
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△97,348	△62,756
全社資産（注）	129,544	99,971
連結財務諸表の資産合計	341,669	337,447

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。主なものは、現金及び預金、管理部門にかかる資産及び繰延税金資産等であります。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	273,501	274,763
「その他」の区分の負債	3,974	3,562
本社管理部門に対する債務の相殺消去	△44,814	△44,596
全社負債（注）	43,864	32,049
連結財務諸表の負債合計	276,527	265,778

（注）全社負債は、報告セグメントに帰属しない負債であります。主なものは、借入金等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,553	4,935	86	84	380	350	3,020	5,370
のれんの償却額	78	78	—	—	311	430	390	509
支払利息	1,939	2,860	11	2	129	△66	2,080	2,795
有形固定資産及び無形固定資産の増加(注)	69,445	39,281	96	1,231	△48,704	△13,871	20,837	26,641

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに配分していないのれんの発生額、本社建物等の設備投資額及びセグメント間取引の消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	48	—	48

(注) 「その他」の金額は、ホテル事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	39	13	—	455	—	508

(注) 「その他」の金額は、ホテル事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	78	—	—	—	311	390
当期末残高	98	—	—	—	3,820	3,918

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産事業	エネルギー事業	アセットマネジメント事業	その他	全社・消去(注)	合計
当期償却額	78	—	—	—	430	509
当期末残高	19	—	—	—	3,400	3,420

(注) 全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社ののれんに係る償却額及び未償却残高であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	558円95銭	596円90銭
1株当たり当期純利益	41円90銭	74円39銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	41円58銭	73円72銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,584	8,178
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,584	8,178
期中平均株式数 (千株)	109,403	109,938
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	852	990
(うち新株予約権 (千株))	(852)	(990)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(公募による新株式の発行及び自己株式の処分)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを実施することを決議し、2024年6月4日に払込及び処分が完了しております。概要は以下のとおりであります。

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 16,000,000株
(2) 発行価格	1株につき 458円
(3) 発行価格の総額	7,328百万円
(4) 払込金額	1株につき 439.08円
(5) 払込金額の総額	7,025百万円
(6) 増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 3,512百万円 増加した資本準備金の額 3,512百万円
(7) 払込期日	2024年6月4日

#### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

(1) 処分した自己株式の種類及び数	普通株式 6,000,000株
(2) 処分価格	1株につき 458円
(3) 処分価格の総額	2,748百万円
(4) 払込金額	1株につき 439.08円
(5) 払込金額の総額	2,634百万円
(6) 払込期日	2024年6月4日

#### 3. 調達資金の使途

当該一般募集及び下記「（第三者割当増資による新株式の発行）」による手取概算額合計上限11,057百万円については、2026年9月までに9,057百万円を当社の連結子会社であるMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社への投融資資金に、2025年4月までに2,000百万円を当社の連結子会社である株式会社タカラレーベンへの投融資資金に充当する予定であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

#### 1. 第三者割当増資による新株式発行

(1) 募集方法	第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) 募集株式の種類及び数	普通株式 3,300,000株
(3) 払込金額	1株につき 439.08円
(4) 払込金額の総額	上限 1,448百万円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 上限 724百万円 増加する資本準備金の額 上限 724百万円
(6) 申込期日	2024年7月1日
(7) 払込期日	2024年7月2日
(8) 割当先	SMB C日興証券株式会社

#### 2. 調達資金の使途

上記「（公募による新株式の発行及び自己株式の処分）」 3. 調達資金の使途」と同一であります。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
MIRARTHホールディングス㈱	第2回無担保社債	2020年1月24日	2,600	2,600 (2,600)	1.50	なし	2025年3月24日
MIRARTHホールディングス㈱	第3回無担保社債	2023年10月6日	—	2,000	1.45	なし	2026年10月6日
MIRARTHホールディングス㈱	第4回無担保社債	2023年10月6日	—	3,000	1.60	なし	2027年10月6日
㈱タカラレーベン	第2回無担保社債	2020年6月30日	250	250	0.30	なし	2027年6月30日
㈱タカラレーベン	第3回無担保社債	2020年9月30日	100	100	0.02	なし	2025年9月30日
㈱タカラレーベン	第4回無担保社債	2021年3月25日	300	300	0.30	なし	2026年3月25日
㈱タカラレーベン	第5回無担保社債	2021年9月24日	50	50 (50)	0.37	なし	2024年9月25日
㈱タカラレーベン	第11回無担保社債	2020年6月30日	100	100	0.37	なし	2025年6月30日
㈱タカラレーベン	第12回無担保社債	2020年9月15日	100 (100)	—	0.45	なし	2023年9月15日
㈱タカラレーベン	第13回無担保社債	2020年9月18日	100	100	0.60	なし	2025年9月18日
㈱タカラレーベン	第14回無担保社債	2020年9月30日	100	100	0.40	なし	2025年9月30日
㈱タカラレーベン	第15回無担保社債	2021年1月20日	100	100	0.39	なし	2026年1月20日
㈱タカラレーベン	第16回無担保社債	2021年2月5日	60 (20)	40 (20)	0.19	なし	2026年2月5日
㈱タカラレーベン	第17回無担保社債	2021年2月19日	50	50	0.36	なし	2026年2月19日
㈱タカラレーベン	第18回無担保社債	2021年12月15日	80 (20)	60 (20)	0.05	なし	2026年12月15日
㈱タカラレーベン	第19回無担保社債	2022年1月20日	80 (20)	60 (20)	0.27	なし	2027年1月20日
㈱タカラレーベン	第20回無担保社債	2023年9月25日	—	300	0.57	なし	2026年9月25日
㈱タカラレーベン	第21回無担保社債	2023年10月25日	—	300	0.25	なし	2026年10月25日
㈱レーバングリーンエナジー	第1回無担保社債	2022年9月29日	135 (30)	105 (30)	0.70	なし	2027年9月29日
㈱レーバングリーンエナジー	第2回無担保社債	2023年12月29日	—	200 (66)	0.70	なし	2026年12月29日
合計	—	—	4,205 (190)	9,815 (2,806)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
2,806	1,006	2,736	3,265	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	18,065	25,621	0.95	—
ノンリコース短期借入金	74,004	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	25,997	44,102	1.00	—
1年以内に返済予定のリース債務	34	34	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	104,828	130,673	1.32	2025年4月～ 2058年12月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	249	214	—	2025年9月～ 2031年12月
合計	223,180	200,647	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	45,154	18,409	13,467	11,018
リース債務	33	32	31	31

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	28,137	59,179	93,279	185,194
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) (百万円)	98	719	△298	12,991
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△218	87	△1,461	8,178
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△1.99	0.79	△13.30	74.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△1.99	2.78	△14.07	87.56

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,191	16,689
売掛金	※1,※3 585	※1,※3 2,676
未収入金	※3 2,600	※3 676
販売用不動産	※1,※2 14,610	※1,※2 14,153
販売用発電施設	※2 291	—
仕掛販売用不動産	※1,※2 45,220	※1,※2 31,949
前渡金	3,051	2,380
前払費用	※2,※3 1,092	※3 620
関係会社短期貸付金	※3 5,920	※3 7,585
その他	※3 4,529	※3 6,763
貸倒引当金	△275	△275
流動資産合計	89,821	83,220
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	※1,※2 7,504	※1,※2 6,993
構築物	※1,※2 271	※1,※2 177
機械及び装置	※1,※2 3,865	※1 3,341
工具、器具及び備品	※1,※2 77	※1,※2 78
土地	※1,※2 23,418	※1,※2 11,814
建設仮勘定	※1,※2 2,532	※1,※2 1,025
有形固定資産合計	37,669	23,432
<b>無形固定資産</b>		
借地権	※1 491	※1 242
ソフトウェア	※1,※2 160	※1 283
のれん	98	19
その他	72	79
無形固定資産合計	823	624
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,515	2,049
関係会社株式	※1 18,447	※1 22,039
その他の関係会社有価証券	497	13,868
出資金	277	358
会員権	44	71
敷金及び保証金	966	840
長期貸付金	100	—
関係会社長期貸付金	※3 1,530	—
繰延税金資産	467	408
その他	※2 1,827	1,722
投資その他の資産合計	26,674	41,358
固定資産合計	65,167	65,416
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	8	41
繰延資産合計	8	41
資産合計	154,996	148,678



(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	5,591	14,308
買掛金	※3 2,023	※3 3,552
短期借入金	※1 7,609	※1 5,688
1年内償還予定の社債	—	2,600
1年内返済予定の長期借入金	※1 18,280	※1 24,831
未払金	※3 1,872	※3 988
未払費用	23	44
未払法人税等	113	1,930
前受金	6,439	1,660
預り金	※3 547	242
前受収益	41	※3 37
賞与引当金	14	3
完成工事補償引当金	305	299
その他	3	338
流動負債合計	42,865	56,526
固定負債		
長期借入金	※1, ※3 55,937	※1 29,840
社債	2,600	5,000
預り敷金及び保証金	620	421
退職給付引当金	11	2
資産除去債務	25	26
固定負債合計	59,194	35,290
負債合計	102,059	91,817
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,819	4,819
資本剰余金		
資本準備金	4,817	4,817
その他資本剰余金	3	34
資本剰余金合計	4,820	4,851
利益剰余金		
利益準備金	92	92
その他利益剰余金		
別途積立金	14,681	14,681
繰越利益剰余金	32,523	36,097
利益剰余金合計	47,297	50,870
自己株式	△4,174	△4,066
株主資本合計	52,762	56,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△45	107
評価・換算差額等合計	△45	107
新株予約権	220	277
純資産合計	52,937	56,861
負債純資産合計	154,996	148,678

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高		
不動産事業収入	※1 72,556	※1 86,590
エネルギー事業収入	※1 4,475	※1 1,091
その他事業収入	※1 333	150
営業収益		
関係会社受取配当金	—	1,392
売上高及び営業収益合計	77,364	89,226
売上原価		
不動産事業原価	※1 58,169	※1 73,068
エネルギー事業原価	※1 4,439	※1 1,164
その他事業原価	※1 558	※1 271
売上原価合計	63,167	74,503
売上総利益	14,197	14,722
販売費及び一般管理費	※1, ※2 10,103	※1, ※2 7,132
営業利益	4,093	7,590
営業外収益		
受取利息	※1 86	※1 81
受取配当金	※1 904	46
匿名組合投資利益	—	※1 404
受取手数料	49	21
雑収入	※1 509	※1 1,060
営業外収益合計	1,550	1,614
営業外費用		
支払利息	※1 731	※1 706
匿名組合投資損失	415	—
雑損失	191	※1 161
営業外費用合計	1,338	867
経常利益	4,305	8,336
特別利益		
固定資産売却益	0	26
投資有価証券売却益	—	146
関係会社株式売却益	—	300
特別利益合計	0	473
特別損失		
固定資産売却損	95	—
減損損失	48	455
特別損失合計	143	455
税引前当期純利益	4,162	8,354
法人税、住民税及び事業税	225	2,145
法人税等調整額	276	△0
法人税等合計	502	2,145
当期純利益	3,659	6,209

【売上原価明細書】

1. 不動産事業原価明細書

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
仕入土地代等	2	24,430	42.0	29,655	40.6
外注建築費		31,552	54.2	40,867	55.9
租税公課		346	0.6	220	0.3
減価償却費		175	0.3	240	0.3
維持管理費		727	1.3	563	0.8
その他		936	1.6	1,520	2.1
不動産事業原価		58,169	100.0	73,068	100.0

(注) 1. 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

2. 前事業年度における棚卸資産評価損の金額は△1,032百万円(△は戻入額)となります。

2. エネルギー事業原価明細書

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
発電施設売却原価		—	—	291	25.0
租税公課		35	0.8	60	5.2
減価償却費		625	14.1	521	44.9
維持管理費		113	2.6	153	13.2
賃借料		3,531	79.5	10	0.9
その他		133	3.0	125	10.8
エネルギー事業原価		4,439	100.0	1,164	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	4,819	4,817	—	4,817	92	14,681	30,828	45,602
当期変動額								
剰余金の配当							△1,963	△1,963
当期純利益							3,659	3,659
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	3	3	—	—	1,695	1,695
当期末残高	4,819	4,817	3	4,820	92	14,681	32,523	47,297

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△4,456	50,781	468	468	197	51,447
当期変動額						
剰余金の配当		△1,963				△1,963
当期純利益		3,659				3,659
自己株式の処分	282	285				285
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			△514	△514	22	△491
当期変動額合計	282	1,980	△514	△514	22	1,489
当期末残高	△4,174	52,762	△45	△45	220	52,937

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	4,819	4,817	3	4,820	92	14,681	32,523	47,297
当期変動額								
剰余金の配当							△2,635	△2,635
当期純利益							6,209	6,209
自己株式の処分			31	31				
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	31	31	—	—	3,573	3,573
当期末残高	4,819	4,817	34	4,851	92	14,681	36,097	50,870

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△4,174	52,762	△45	△45	220	52,937
当期変動額						
剰余金の配当		△2,635				△2,635
当期純利益		6,209				6,209
自己株式の処分	108	140				140
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）			153	153	56	210
当期変動額合計	108	3,713	153	153	56	3,924
当期末残高	△4,066	56,476	107	107	277	56,861

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式、その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 7～17年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 完成工事補償引当金

自社施工建築物等の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用に備えるため、過去の自社施工建築物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### (1) 不動産事業

#### ①新築分譲マンション事業

新築分譲マンション事業は、マンションの各分譲住戸を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産販売契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

取引価格は、不動産売買契約により決定され、当該契約では通常、引渡日は売買代金全額の受領日と同日としているため、物件引渡しと同時期に売買代金の支払いを受けております。

#### ②流動化事業

流動化事業は、賃貸レジデンス、オフィスビル等を取得し、リーシング並びにリノベーション等により資産価値を高めた後、事業会社等へ販売する事業であります。

流動化事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。

### (2) エネルギー事業

エネルギー事業は、稼働済み発電施設の売却収入及び発電施設の売電収入による事業であります。

稼働済み発電施設の売却収入における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、上記の新築分譲マンション事業と同様であります。また、発電施設の売電収入については、売電契約に基づき、主として顧客への引渡時点において収益を計上しております。

### (3) グループ経営管理事業

グループ経営管理事業の収益は、関係会社受取配当金であります。

関係会社受取配当金については、配当の効力発生日において収益を計上しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

#### ・固定資産の減損損失

##### (1) 当事業年度の財務諸表に減損損失として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
建物	24百万円	－百万円
土地	24百万円	455百万円
計	48百万円	455百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、資産を使用することでキャッシュを生み出す最小の単位として個別の物件単位にグルーピングを行っております。

この各資産グループについては、当事業年度において「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (連結損益計算書関係) ※6 減損損失」に記載しているように、不動産鑑定士による鑑定評価額等を回収可能価額として、減損損失455百万円を認識しております。この鑑定評価額等は、各資産グループの事業計画を基に周辺環境等を総合的に勘案し算定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(持株会社体制移行に伴う表示方法の変更)

当社は2022年10月1日付で持株会社体制に移りました。

これに伴い、子会社からの配当金は当社の収益源となることから、前事業年度まで営業外収益の「受取配当金」に含めて表示しておりました「関係会社受取配当金」は、当事業年度より営業収益の「関係会社受取配当金」として独立掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社受取配当金」は697百万円であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は以下のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
売掛金	87百万円	45百万円
販売用不動産	11,603	7,257
仕掛販売用不動産	36,366	26,127
建物	5,664	4,985
構築物	124	91
機械及び装置	2,723	2,379
工具、器具及び備品	4	12
土地	19,866	8,665
建設仮勘定	2,053	1,025
借地権	232	232
ソフトウェア	0	0
関係会社株式(注)	3,940	6,032
計	82,668	56,855

(注) 前事業年度の担保に供している資産のうち1,898百万円は、合同会社グリーンエネルギーの金融機関からの借入金74,004百万円に対する担保提供資産であります。

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期借入金	7,376百万円	5,688百万円
1年内返済予定の長期借入金	14,790	17,287
長期借入金	50,813	24,840
計	72,980	47,816

※2 資産の保有目的の変更

前事業年度(2023年3月31日)

保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物4,499百万円、構築物47百万円、工具、器具及び備品32百万円、土地7,746百万円、建設仮勘定2,254百万円、ソフトウェア0百万円を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた14,265百万円のうち、6,314百万円を売上原価に計上しております。

また、メガソーラー発電施設の一部を転売に保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において前払費用7百万円、機械及び装置143百万円、土地60百万円、長期前払費用90百万円(投資その他の資産「その他」)を販売用発電施設に振替えております。

当事業年度(2024年3月31日)

保有不動産の一部を転売から事業用資産等へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において仕掛販売用不動産7百万円を建物3百万円、土地4百万円に振替えております。

また、保有不動産の一部を開発及び賃貸から転売へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物5,264百万円、構築物143百万円、工具、器具及び備品22百万円、土地11,072百万円、建設仮勘定1,635百万円を販売用不動産に振替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、販売用不動産に振替えた18,137百万円のうち、9,640百万円を売上原価に計上しております。



※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	10,276百万円	13,661百万円
長期金銭債権	1,730	—
短期金銭債務	1,900	530
長期金銭債務	36	—

4 偶発債務（保証債務）

金融機関からの借入に対する保証債務

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当社顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	10,016百万円	2,441百万円
株式会社タカラレーベン	3,000	1,200
株式会社レーベンゼストック	2,337	845
株式会社レーベנקリーンエナジー	1,930	2,537
Minato Vietnam Co., Ltd.	112	647
WISE ESTATE 3 Co., Ltd.	1,615	524
WISE ESTATE 8 Co., Ltd.	246	367
WISE ESTATE 10 Co., Ltd.	237	489
Takara Leben (Thailand) Co., Ltd.	1,196	1,552
計	20,691	10,606

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関25社（前事業年度44社）と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	46,341百万円	32,007百万円
借入実行残高	28,631	25,458
差引額	17,710	6,549

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,115百万円	36,314百万円
仕入高	2,373	2,485
営業取引以外の取引高	1,067	1,397

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度53%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
広告宣伝費	2,560百万円	1,158百万円
販売手数料	817	1,445
販売促進費	1,237	760
給料手当	1,013	75
賞与引当金繰入額	257	7
退職給付費用	45	2
減価償却費	136	148

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	18,447	22,039
その他の関係会社有価証券	497	13,868

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	4 百万円	1 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	84	84
販売用不動産評価損否認	19	19
会員権評価損否認	32	32
退職給付引当金損金算入限度超過額	3	0
減価償却損金算入限度超過額	184	182
減損損失否認	399	163
繰延消費税等	129	229
未払事業税等	26	110
投資有価証券強制評価減否認	3	3
資産除去債務否認	37	43
税務繰延資産	118	90
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	27	25
新株予約権	80	84
工事補償損失否認	66	66
賃貸管理費計上否認	20	20
分割承継法人株式	290	290
譲渡損益調整勘定	—	210
その他有価証券評価差額金	28	—
繰延税金資産小計	1,558	1,661
評価性引当額	△537	△629
繰延税金資産合計	1,021	1,031
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△551	△551
その他有価証券評価差額金	△1	△32
譲渡損益調整勘定	—	△38
繰延税金負債合計	△553	△623
繰延税金資産(△は負債)の純額	467	408

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額の増減	△18.2	1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.1	△5.1
住民税均等割	0.2	0.0
組合等における投資損益	3.1	1.5
その他	0.9	△2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1	25.7

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(公募による新株式の発行及び自己株式の処分)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを実施することを決議し、2024年6月4日に払込及び処分が完了しております。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	7,504	5,754	5,965	299	6,993	756	7,750
	構築物	271	174	248	19	177	32	210
	機械及び装置	3,865	—	—	523	3,341	1,505	4,846
	工具、器具及び備品	77	100	47	51	78	237	316
	土地	23,418	345	11,949 (455)	—	11,814	—	11,814
	リース資産	—	—	—	—	—	19	19
	建設仮勘定	2,532	6,908	8,414	—	1,025	—	1,025
	計	37,669	13,283	26,626 (455)	894	23,432	2,551	25,984
無形 固定資産	借地権	491	—	249	—	242	—	—
	ソフトウェア	160	185	—	62	283	—	—
	のれん	98	—	—	78	19	—	—
	その他	72	202	195	—	79	—	—
	計	823	387	445	141	624	—	—

(注) 1. 「当期減少額」の( )書きは内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加の主な内容は以下のとおりであります。

建物	収益物件の取得	5,733百万円
構築物	収益物件の取得	164百万円
土地	収益物件の取得	345百万円
建設仮勘定	収益物件の取得	6,908百万円
ソフトウェア	その他の取得	185百万円

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	275	—	—	275
賞与引当金	14	8	19	3
完成工事補償引当金	305	0	6	299

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日及び3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第52期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出

（第52期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月13日関東財務局長に提出

（第52期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年7月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2023年7月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2023年8月1日関東財務局長に提出

2023年7月10日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）及びその添付書類

2024年5月20日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類

2024年5月20日関東財務局長に提出

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

2024年5月29日関東財務局長に提出

2024年5月20日提出の有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）に係る訂正届出書であります。

2024年5月29日関東財務局長に提出

2024年5月20日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月26日

MIRARTHホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大木 智博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下川 高史 印

## <連結財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMIRARTHホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月20日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議し、2024年6月4日に払込及び処分が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エネルギー事業のために保有する固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、エネルギー事業を今後の成長事業とし、不動産事業に次ぐ軸事業と位置づけ、発電施設の保有により安定収益を確保する方針へと変更しており、（セグメント情報等）セグメント情報3.に記載されているとおり、当連結会計年度においてエネルギー事業資産として113,998百万円を計上している。会社は、今後も中長期エネルギー事業戦略に基づきエネルギー事業資産を取得または開発することを計画しており、あわせてグループとして事業用資産の採算性を把握し管理している。しかしながら、一部の発電施設においては注記事項（連結損益計算書関係）※6.に記載のとおり、当連結会計年度において減損損失13百万円を計上している。</p> <p>会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、発電施設を基本単位として減損を検討している。会社は、減損の兆候がある発電施設について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上している。減損損失の認識の判定及び回収可能価額の算定に当たっては発電施設別の将来キャッシュ・フローを使用しており、当該将来キャッシュ・フローは関連する会社の経営会議によって承認された収支計画に基づき算定している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電量見込み及び売電単価、使用期間並びに中長期エネルギー事業戦略に基づくエネルギー事業の拡大による運営の効率化である。</p> <p>エネルギー事業資産は今後も増加すると見込まれ、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損の検討において利用される将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エネルギー事業のために保有する固定資産の減損について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期エネルギー事業戦略の内容やエネルギー事業に関連するグループ会社の役割について経営者との協議により理解するとともに、当該戦略に基づくエネルギー資産への投資計画を閲覧した。また、当該投資計画の裏付けとなる資金計画について確かめ、計画の合理性と実行可能性について検討した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローの見積りにおける発電施設の使用期間について、公表されているエネルギー事業に関連する制度の概要や機械設備に係る外部の評価書の閲覧により主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローについて、関連する会社の経営会議によって承認された収支計画との整合性を検討した。</li> <li>・ 関連する会社が作成した発電施設別の収支計画の合理性を検証するため、新規に取得または開発する際の収支計画において使用した売電量見込みと実績を比較して、発電施設ごとの差異の発生状況及び発生理由について質問するとともに、将来キャッシュ・フローの基礎となる収支計画に適切に考慮されていることを確認した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電量見込みに関連して、発電施設ごとの発電効率向上のための施策について経営者と協議するとともに、出力制御見通しについて公表されている外部データを閲覧し、その合理性と実行可能性を検討した。</li> <li>・ 将来キャッシュ・フローにおける売電収入の基礎となる売電単価について、中長期エネルギー事業戦略における現行制度に代わる新たな制度や新たな販売戦略への移行について、経営者と協議を行うとともに、公表されている制度の概要を閲覧し、合理性と実行可能性について検討した。</li> </ul>

不動産及び発電施設の売却取引に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書上、売上高185,194百万円を計上している。この売上高には、不動産事業のうち流動化事業における不動産の売却取引及びエネルギー事業における稼働済み発電施設の売却取引による収益が含まれている。</p> <p>これらの不動産及び発電施設の売却取引は、取引条件の個性が高く、かつ、取引金額が多額となる傾向がある。特に特別目的会社を利用した不動産流動化による場合には、販売後の管理業務の受託、譲受人への出資持分の一部保有等を通じて、当該不動産等へ継続的に関与することや、売買契約に買戻条項やリースバック条項が付されることもあり、売却取引の前提となる不動産及び発電施設に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転しているか否かの判断が複雑になることがある。この判断を誤った場合には、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転しているとは認められない不動産及び発電施設の売却取引について重要な金額の収益が計上されることとなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引及びエネルギー事業における稼働済み発電施設の売却取引に係る収益認識が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、流動化事業における不動産の売却取引及びエネルギー事業における稼働済み発電施設の売却取引に係る収益認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引スキームの内容を理解するため、売買契約書等の閲覧、経営者への質問を実施した。</li> <li>譲渡価額は、第三者との間で成立した契約に基づいた金額であることを売買契約書と突合して確かめた。また、必要に応じて不動産鑑定評価書等との比較を行い、不動産鑑定評価の基礎となる将来キャッシュ・フローや割引率について、外部機関が公表した賃料等の情報との比較を実施した。</li> <li>継続的関与の程度について、不動産管理契約書や匿名組合出資契約書等を閲覧し、不動産及び発電施設に係るリスクと経済価値の移転に与える影響を評価した。</li> <li>買戻条項やリースバック条項の有無について売買契約書等を閲覧し検討した。</li> <li>引渡しの事実について、会計記録と売買契約書及び入金証憑を突合して確かめた。</li> <li>特別目的会社を利用した流動化の場合、当該特別目的会社が子会社に該当しないか、匿名組合出資契約書等を閲覧し、会社及び連結子会社との出資関係等を検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、MIRARTHホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、MIRARTHホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

MIRARTHホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大木 智博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下川 高史 印

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているMIRARTHホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MIRARTHホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年5月20日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び自己株式の処分を決議し、2024年6月4日に払込及び処分が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

不動産及び発電施設の売却取引に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（不動産及び発電施設の売却取引に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。